

刑事事実認定 ガイド

令和2年12月
司法研修所刑事裁判教官室

はしがき

本書は、これから司法を担う修習生に、刑事事実認定に関する基本的な視点や考え方を学んでもらうために作成したものである。

導入修習開始までの期間に本書を自学自修することで、修習の土台となる基本的な用語や考え方を習得し、修習開始後に学ぶ内容をよりスムーズに理解することができるだろう。自学自修の際には、まず記録編の事件を一通り把握し、その上で本編の解説を読み進めると、理解が容易となる。また、本編の解説を読んでから記録編に戻り、本編の内容を具体的な事件に即して考えるとどうなるのか、検討することも有益である。なお、本編の注やコラムは、やや細かい事項や発展的な内容であり、後回しにしても構わない。

その後も、実務修習や集合修習の中で、さらには法曹になってからも、事実認定に取り組む際、本書で学んだ内容を振り返り、事実認定に関する視点や考え方を深化、定着させていってほしい。

事実認定に関する思考方法や判断方法には様々なものがあり、時代とともに工夫や改良が加えられてきた。平成21年5月に、裁判官が裁判員と協働して事実認定を行う裁判員裁判が導入され、刑事裁判における証拠調べの在り方は大きく変わった。証拠調べが事実認定を目的として行われていることを考えれば、こうした証拠調べの在り方の変化が事実認定の在り方の変化につながり、事実認定の在り方の変化が更なる証拠調べの在り方の変化をもたらしたと考えることも可能であろう。そして、現在においても、事実認定に関する思考方法などについては、工夫や改良の検討、実践が続いている。

本書は、当教官室が、事実認定を初めて本格的に学修する司法修習生のために、視点や考え方の一例を解説したものにすぎない。したがって、実務で実践されている事実認定からすると、いささか迂遠なところがあるかもしれない。また、法曹三者のいずれも事実認定を行っていることから、裁判官のみならず当事者の立場からの視点や考え方についても記載した部分がある。前記のとおり事実認定の在り方は今後も変わり得るものであり、本書は、現時点における一つの考え方を説明したものにすぎない。これらの点を含め、今後様々な方面からのご意見を踏まえ、隨時改めていきたい。

令和2年12月

司法研修所刑事裁判教官室

本編

目 次

第1 はじめに ~事実認定を学ぶ意義~	1
1 法曹にとっての事実認定	1
(1) 判断過程の重要性	1
(2) [REDACTED]	2
2 刑事事実認定の特徴	2
3 刑事手続の各段階における法曹の活動と事実認定	2
4 [REDACTED]	4
(1) [REDACTED]	4
(2) [REDACTED]	5
(3) [REDACTED]	6
5 [REDACTED]	7
第2 事実認定を考える際の基本的な概念について	7
1 立証責任, 争点, 要証事実	7
2 直接証拠と間接証拠	9
(1) 直接証拠	9
(2) 間接事実と間接証拠	9
3 証明力, 推認力, 信用性	11
4 補助事実・補助証拠	12
第3 証拠構造について	15
1 [REDACTED]	15
2 直接証拠型	17
3 間接事実型	17
第4 供述の信用性評価について	18
1 [REDACTED]	18
2 [REDACTED]	20
(1) [REDACTED]	20
(2) [REDACTED]	21
(3) [REDACTED]	22
(4) [REDACTED]	23
(5) [REDACTED]	23
(6) [REDACTED]	24
(7) [REDACTED]	24
3 [REDACTED]	25

(1)		25
(2)		26
ア		26
イ		27
第5		28
1		28
2		29
(1)		29
(2)		29
(3)		33
3		33
(1)		33
(2)		35
4		37
(1)		37
(2)		38
(3)		41
第6		43
1		43
2		44
第7		47
1		48
2		49
第8 終わりに		50

コラム一覧

コラム1		14
コラム2		28
コラム3		36
コラム4		40
コラム5		42
コラム6		46
コラム7		47

第1 はじめに ~事実認定を学ぶ意義~

1 法曹にとっての事実認定

(1) 判断過程の重要性

法曹が紛争の解決やその未然防止等に関わろうとする場合、その出発点となるのは、法適用の前提となる事実を正確に把握することである。こうした意味で、事実認定能力は、民事刑事を問わず、訴訟でもそれ以外の場面でも、全ての法曹に必須の能力である。

事実認定を行うのは法曹だけではない。誰もが、日常生活の中で何気なく「昨日は両親が出掛けていて、家には兄と弟しかいなかつたので、私が冷蔵庫に入れたプリンを食べたのは兄か弟だ。しかし、弟は冷蔵庫の上段に手が届かないから、食べたのは兄だろう。」などと、様々な事実認定を行っている。

もっとも、日常的な事実認定では、何をどのように評価して結論を出したかは必ずしも明確に意識されず、何気ない感覚の中で行われているのが通常であろう。しかし、法曹の行う事実認定は重大な効果を伴うから、合理的な判断である必要があり、また、その判断過程を説明できなければならない。

事実認定のためにまず必要なのは、判断に必要な事実に気付くことである。そして、気付いた事実に一定の評価を加えて結論を出していくのであるが、その評価について、単に直感的、感覚的に判断をするのではなく、誤りがないかを検証し、弱点があれば修正する姿勢が重要である。

また、法曹の事実認定では、判断過程をできる限り明瞭に言語化して説明する必要がある。それによって、当事者、上訴審、ひいては社会がその判断の合理性を検証でき、自らの判断過程に誤りや弱点がないか検証することも可能になるからである。

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

2 刑事事実認定の特徴

刑事事実認定といつても、そこで必要となる視点や思考方法の基礎的な部分は、民事事件の場合と共通である。刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）では「自由な判断」（318条）、民事訴訟法では「自由な心証」（247条）という用語を用いているが、いずれの事実認定も「経験則」、すなわち、社会生活における経験から帰納された事物に関する常識や法則に基づいて行われるからである。

他方で、事実認定がそれぞれの訴訟手続に基づいて行われることなどから違いもある。その違いの基礎となるのが事実認定の目的である。

刑事事件における事実認定は、刑罰権を発動するか否かを判断するために行われる。つまり、事実認定を行う目的は、刑罰を科すべき「犯罪」が被告人によって行われたのか否か、行われた場合にはその「犯罪」はどの程度の刑罰に値するのか、を判断することにある。

刑罰は、個人の重要な法益を国家が強制的に奪う極めて厳しい制裁である。刑事事実認定は、国家がそのような制裁を科すか否かを決める局面で行われるということが、その性質に様々な影響を与えている。例えば、民事事件のような処分権主義、弁論主義は採用されず、伝聞法則を含む証拠に関する法的規制が厳しく、刑罰権の存否等に関する全ての事実は、そのような法的規制に合格した証拠能力を有する証拠によって公判廷で立証される必要がある。そして、有罪立証には高いハードルが課され、原告官である検察官は、犯罪事実を合理的な疑いをいられない程度に立証する必要がある。

[REDACTED]

3 刑事手続の各段階における法曹の活動と事実認定

刑事事実認定は、裁判官が判決段階で行うものに限られない。刑事手続の各段階で、法曹三者がそれぞれの立場からその段階に応じた事実認定を行っている。

例えば、捜査段階では、検察官は、捜査を尽くした上で起訴・不起訴等の終局処分を決定する。その際には、それまでに収集した証拠を前提に、被疑者がどのような弁解をしても、判断者（裁判官・裁判員）が有罪判決を出すことが見込めるか、あらゆる観点から網羅的に検討している。他方、弁護人は、捜査段階では、主として身体拘束からの解放や不起訴を求める弁護活動を行うが、その前提として、事件の全体像や、通常捜査機関が行う捜査等を想定しながら、被疑者からの事情聴取や証拠収集等を行うこととなる。

このように、捜査段階では、検察官や弁護人は、相手方の主張や収集した証拠の内容が分からぬ中で、その内容について見込みを立てながら、公判審理をするとどうなるかを見通した事実認定が必要となる。その基盤となるのは、一定の証拠関係を前提としてどのような事実が認められるかを判断する能力である。

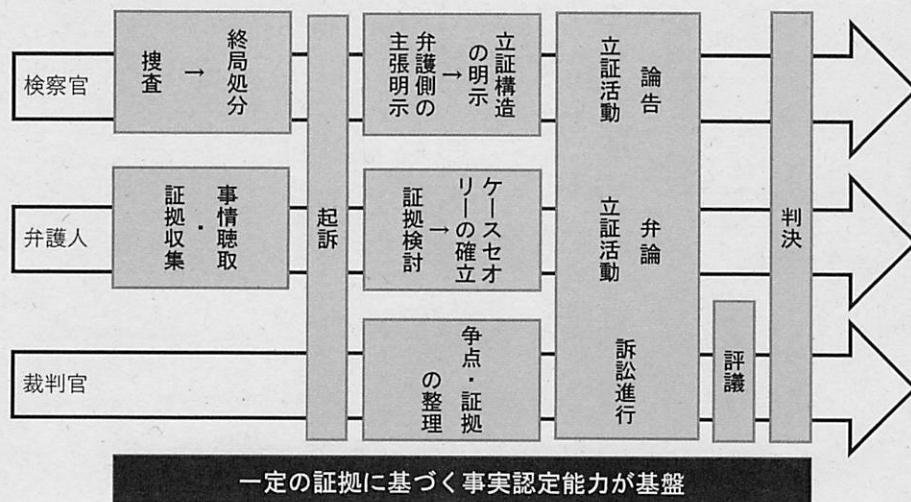
また、起訴後の争点整理段階では、検察官は、起訴時点での見込みに基づいて一応の立証予定を組み立てているが、弁護側の主張が明らかになる中、当該事件の判断に影響を与える重要な事実や証拠に着目し具体的な主張や立証構造を組み立てる必要がある。弁護人も、捜査段階の弁護活動を通じて応訴方針の一応の見込みを持っていることが少なくないが、検察官からの証拠開示を受け検察官の一応の立証予定を把握した上、見込みを基に主張を構成し、さらに検察官の追加主張や証拠開示を踏まえて修正するなどして、ケースセオリー

を確立する。また、裁判官も、当事者の主張や意見をもとに、当該事件でどのような事実や証拠が重要になるかを検討し、争点や証拠を整理する。これらの活動を行うためにも、証拠に基づく事実認定能力が前提として必要になるのである。

証拠調べ終了時に行われる論告・弁論は、判決の基礎となる証拠関係と同じ証拠関係に基づき、争点に関する判断を当事者の立場から示すものである。

図2は、刑事事件の各段階における法曹三者の活動を示したものである。いずれの段階でも、当事者や裁判官が適切な活動を行うためには、証拠関係を踏まえた事実認定の能力が必要になるのである。

図2



本書は、このような事実認定能力の涵養を目的としており、一部、公判段階で裁判官が行う事実認定を念頭に置いた記載もあるが、主として、刑事手続全般を通じて、法曹三者の事実認定に共通して必要な視点・考え方を解説している。

刑事手続の各段階で行われている事実認定は、共通の基盤を持ちつつ、手続段階によって少しずつ異なる性格を持っている。検察科目、刑事弁護科目を含めた学修を進めるうちに、事実認定の手法に差異を感じことがあるかもしれない。その際には、どのような段階で、どの立場の誰が何のために行う事実認定が問題となっているかを踏まえ、なぜそのような差異が生じるのかを考えてみてほしい。

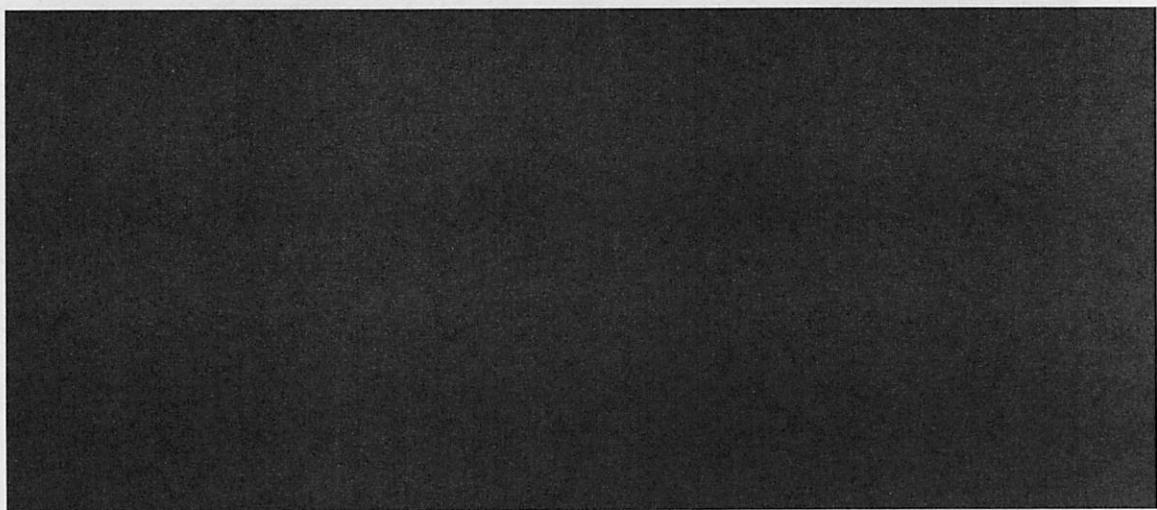
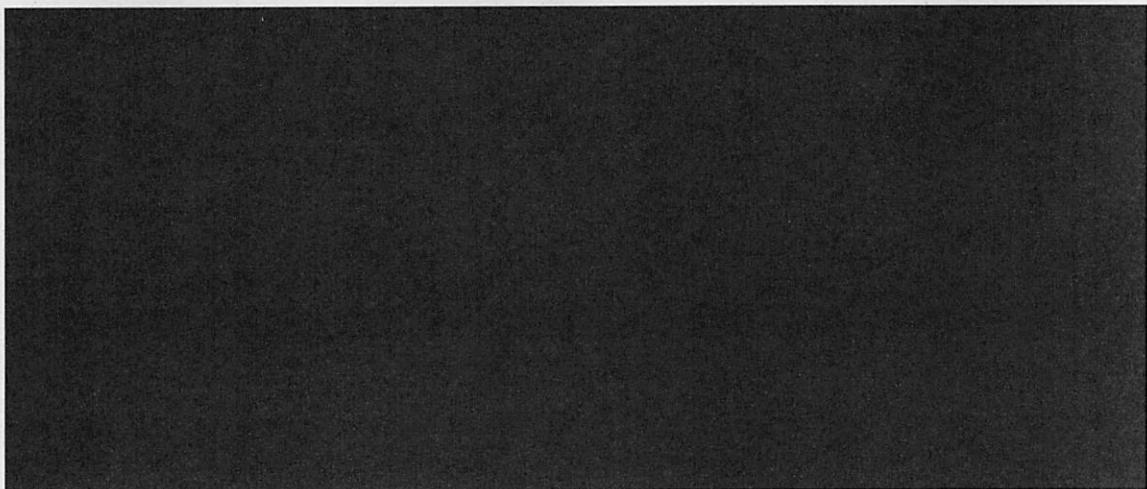
なお、図2に示した各段階の活動は、それぞれ、前段階の法曹三者の活動の影響を受ける。裁判所が評議・判決において的確な事実認定をするためには、公判審理において、争点についての心証形成が可能となるような充実した証拠調べがされる必要がある。充実した証拠調べを実現するためには、争点整理段階で判断の分岐点を可能な限り明らかにし、争点判断に必要十分な証拠を採用する必要がある。

争点整理段階における争点や証拠の整理では、検察官はもちろん、弁護人も、捜査段階において収集された証拠を重要な資料として主張立証を検討するのであるから、捜査段階での検察官の活動は、争点整理手続にも大きく影響する。

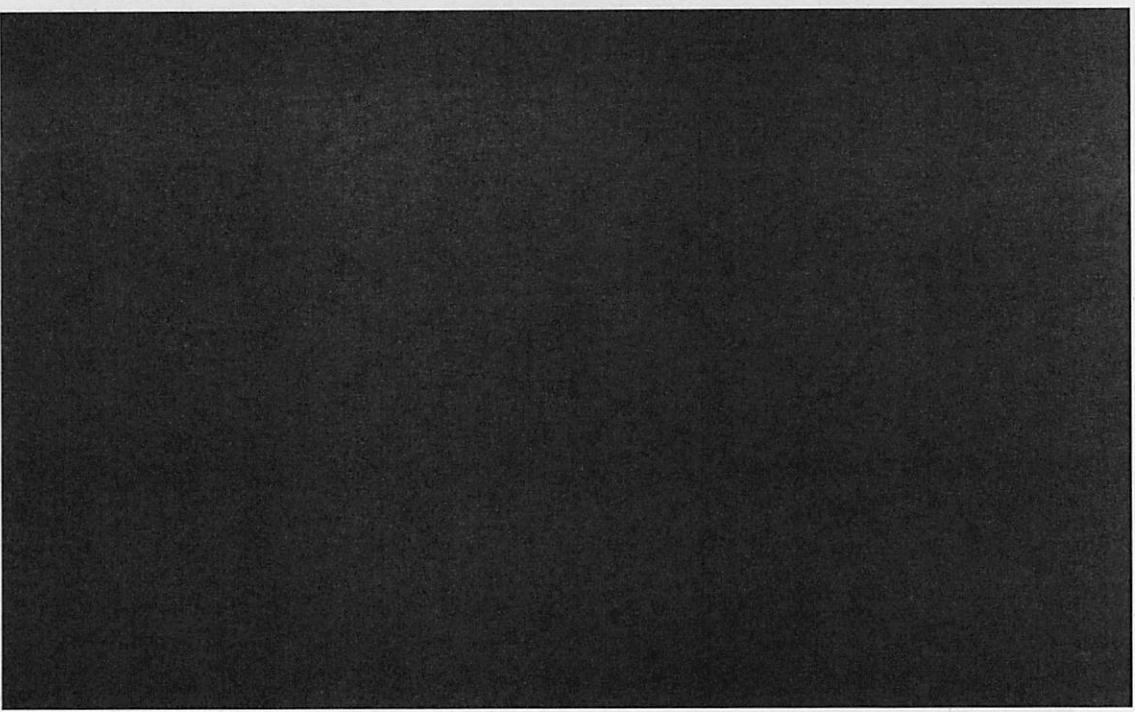
このように、刑事手続の各段階は、切っても切れない一連のプロセスといえ、各段階において効果的な訴訟活動を行うためには、常に、最終的な評議・判決の段階でどのような事実認定になるか、見通しを立てることが重要となる。

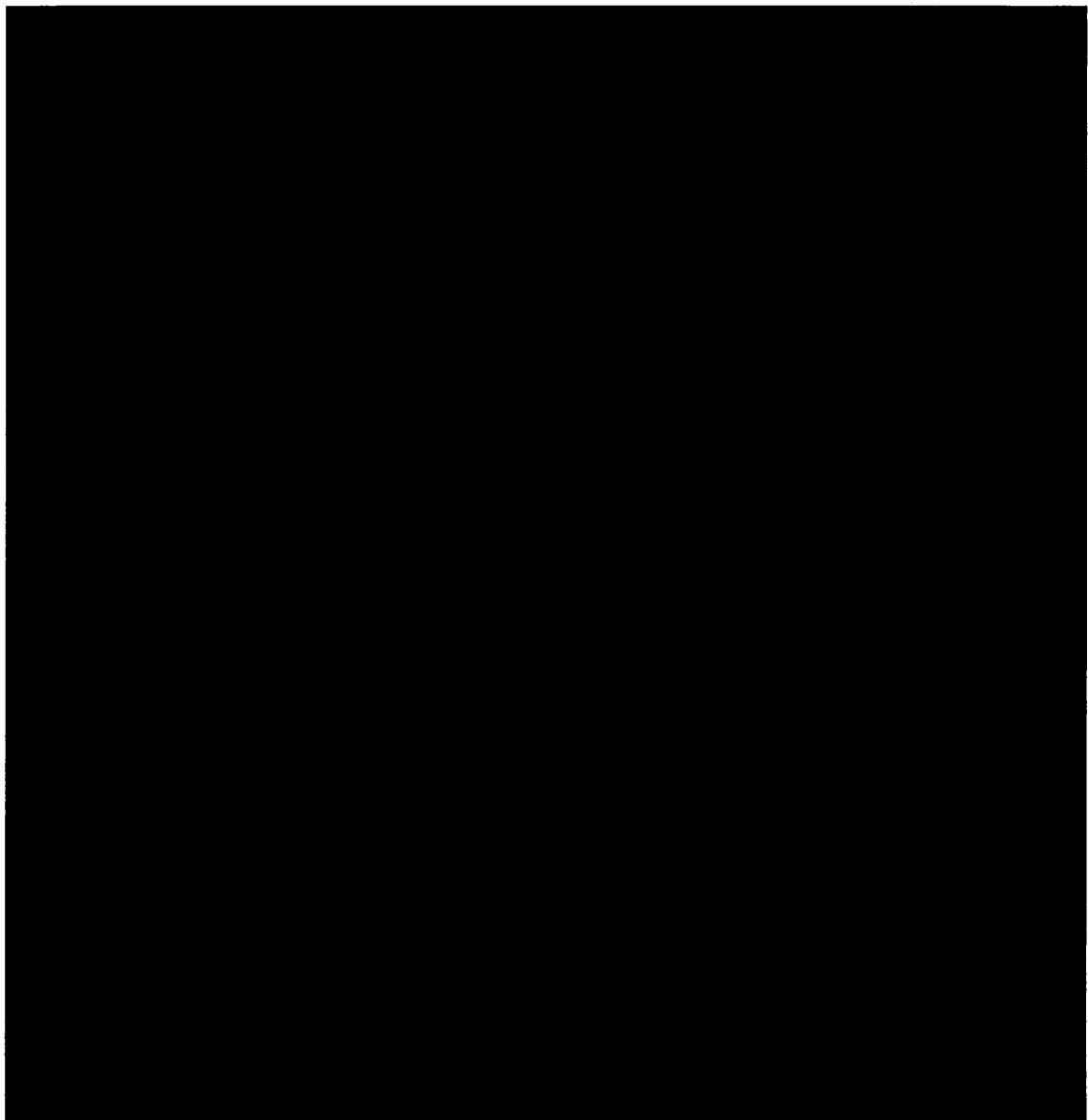
4

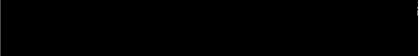
(1)

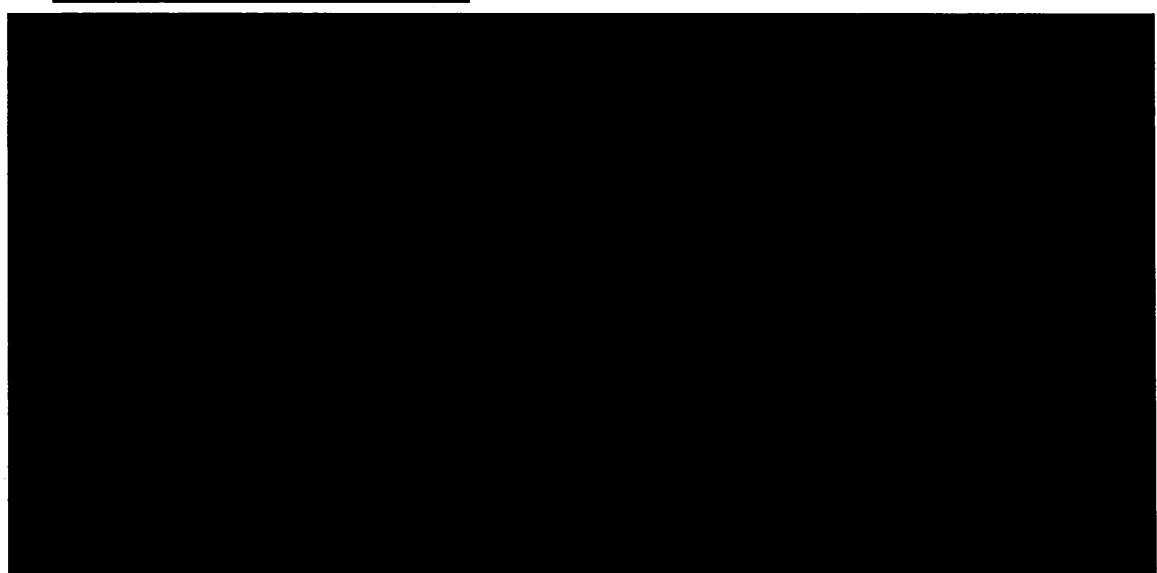


(2)





(3) 



第2 事実認定を考える際の基本的な概念について

1 立証責任, 争点, 要証事実

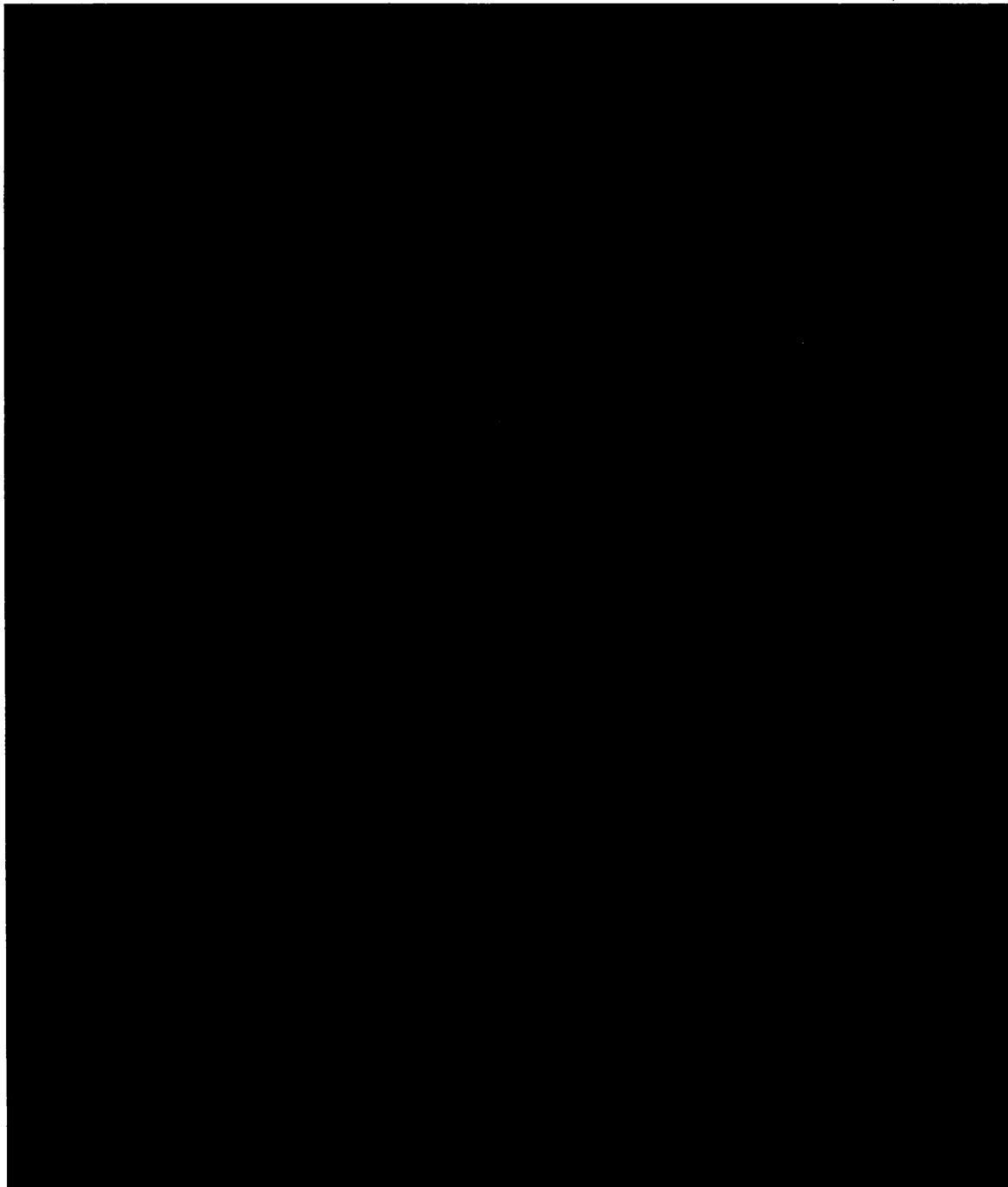
刑事裁判においては、被告人が当該犯罪事実を行ったことの立証責任は、検察官が負っている。刑事裁判では弁論主義の適用がないので、検察官は、原則として認定対象となる事実全てを証拠によって証明する必要がある。

もっとも、刑訴法は当事者追行主義を基調としているので、刑事裁判における裁判所の事実認定は当事者との協議によって設定された争点に対する判断が中心となる。

そこで本書では、犯罪成立要件に争いがある事案について

て、公訴事実に含まれる構成要件等の犯罪の成立要件（刑の減免事由の不存在も含む。）のうち、当事者に争いがあり、訴訟の結論を左右しうる点を「争点」と呼び、その争点に関して判断の分かれ目になるような事項として、事案に即して事実レベルで設定したものを「要証事実」と呼ぶことがある。

※ 一般に「要証事実」は、この他、間接事実と区別する意味で、当該事案において証拠によって証明されるべき最終的な事実（講学上「主要事実」と呼ばれるもの）という意味や、単に当該証拠によって立証しようとしている事実という意味で用いられる場合もあり、本書においてもそのような文脈で用いている箇所もある。



2 直接証拠と間接証拠

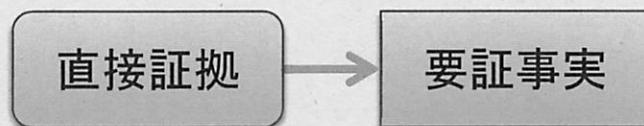
証拠は、様々な見地から分類されるが、要証事実との関係では、直接証拠及び間接証拠という区分がある。

(1) 直接証拠

直接証拠とは、証拠の信用性が肯定できれば、その証拠から要証事実を推論の過程を経ずに認定することができる証拠をいう。推論の過程を経ずに要証事実を認めることができることから、「直接」証拠といわれる。例えば、本件において、「被告人に顔面を殴られた。」という被害者の証言は、「被告人が被害者に暴行を加えたこと」という要証事実との関係では、直接証拠となる。

直接証拠による証明の構造は、次の図5のとおりとなる。

図5



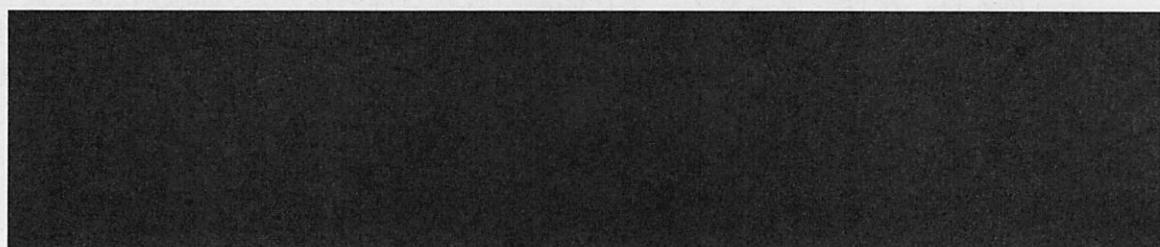
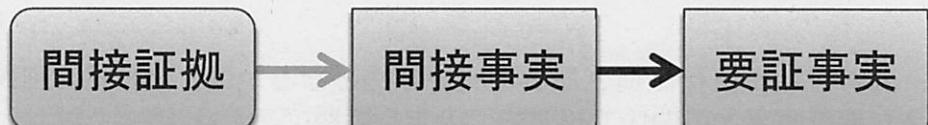
(2) 間接事実と間接証拠

間接事実とは、要証事実の存否を推論の過程を経て推認させる事実であり、推論の過程が必要となることから「間接」事実といわれ、事実認定の検討に際しては、要証事実の前提として検討されるいわば中間的な事実である。



間接事実を証明するために用いられる証拠を「間接証拠」という。間接証拠による要証事実の立証は、次の図6のような段階を踏むことになる。

図6



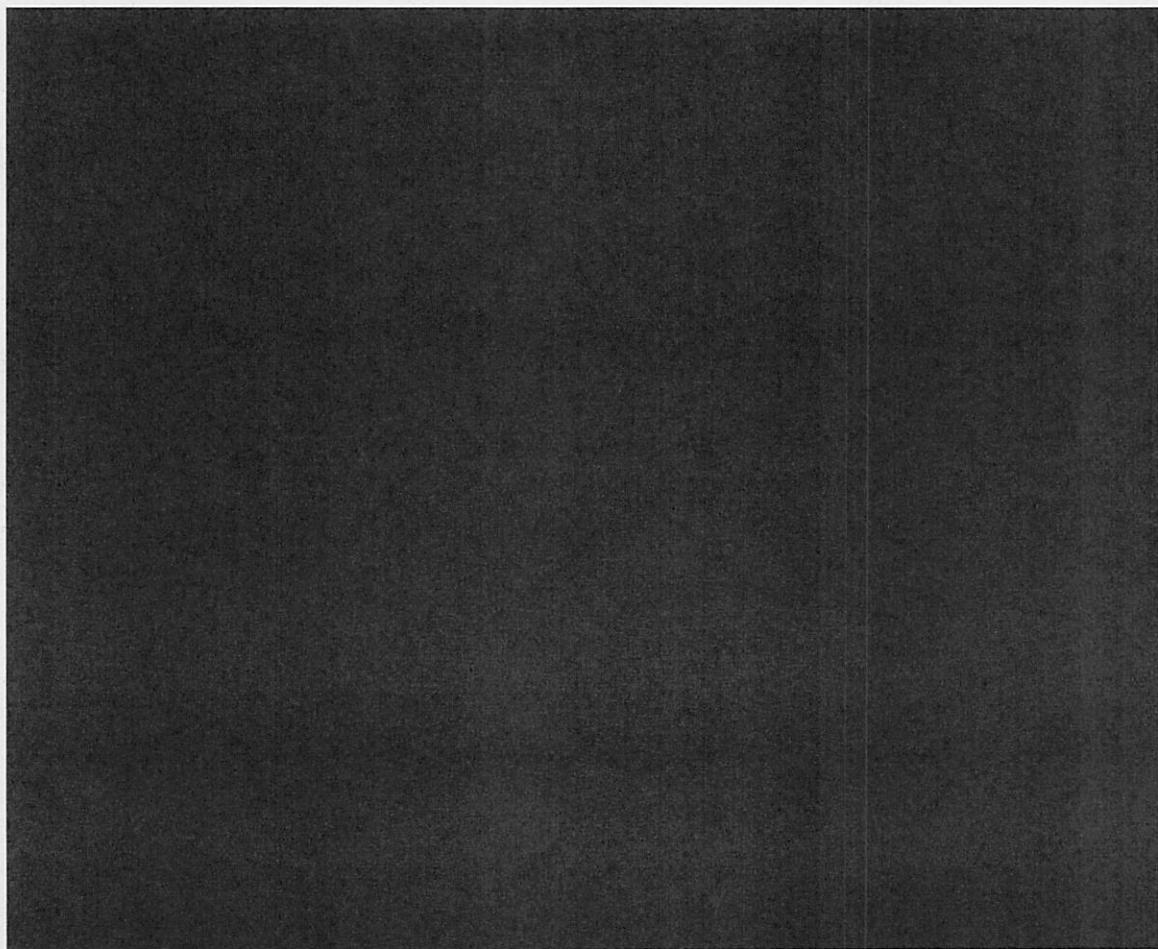
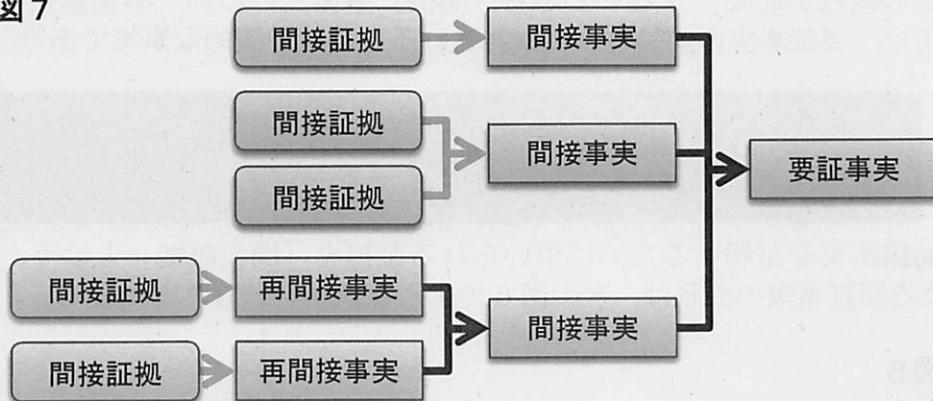


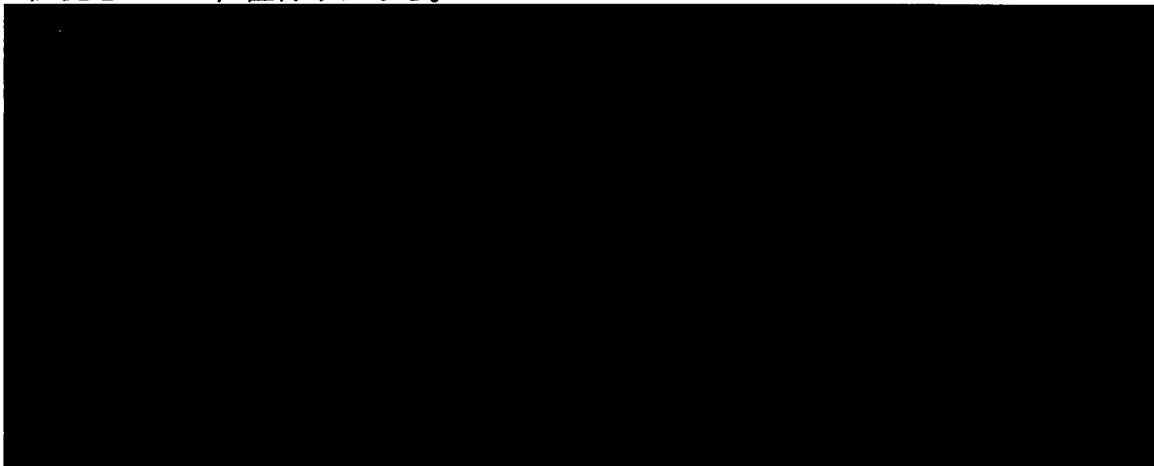
図 7



ある証拠が直接証拠となるか間接証拠となるかは、具体的な証拠関係を踏まえ、要証事実との関係で相対的に決まる問題である。

例えば、本件の被害者が、本件記録の証言とは異なり、「間違いなく被告人であるとまではいえないが、被告人と顔かたちのよく似た人物に顔面を1回、腹部を2回殴られた。」と証言していたとしよう。要証事実が「犯人が被害者に加えた暴行の内容」である場合、当該証言が信用できれば、犯人が加えた暴行の内容は推論の過程を経ずに認定することができるから、被害者の供述は直接証拠として位置付けられる。しかし、要証事実が「被害者に暴行を加えた犯

人が被告人であること」である場合、上記証言は、証言による犯人の特徴と被告人の特徴はどの程度一致していて、犯人が他の人物である可能性をどの程度排斥できるのかという推論の過程を経なければならないから、「間違いなく被告人であるとまではいえないが、被告人と顔かたちのよく似た人物に顔面を1回、腹部を2回殴られた。」という事実は間接事実であり、上記証言は、間接証拠としての位置付けになる。



Q 直接証拠、間接事実、間接証拠とはそれぞれ何か。

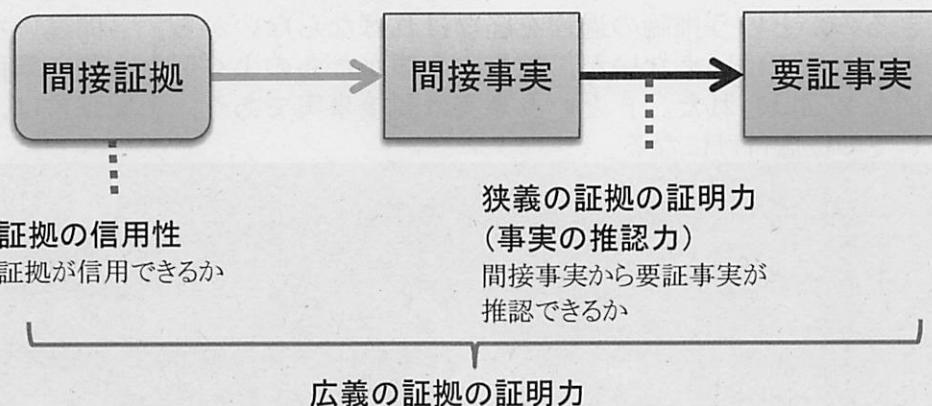
3. 証明力、推認力、信用性

刑事裁判において、「事実の認定は証拠による」（刑訴法317条）ことが必要であり、「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる」（刑訴法318条）とされている。「自由な判断」といっても合理的な判断であることが必要であるから、そこでは一定のプロセスを経ることが求められる。

まず、証拠から事実を認めるに当たっては、証拠が信用できることが必要である。証拠の信用性は、供述からその内容となっている事実を認定する供述証拠について、人の知覚・記憶・表現という誤謬の危険を有するプロセスを経由することから、特に問題となる。

信用性を肯定できる証拠については、証拠から認めることができる事実が、どの程度、より上位の事実（間接事実であれば要証事実、再間接事実であれば間接事実）を推認する力があるかが問題となる（証拠の証明力）。この証拠の証明力を、証拠から認められる事実から見て、事実の推認力という言い方をすることもある。なお、「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる」（刑訴法318条）とされていることから、講学上、前述の事実の推認力を狭義の証拠の証明力とし、証拠の信用性と狭義の証拠の証明力を合わせて広義の証拠の証明力（刑訴法318条）という整理がされている（図8参照）。

図 8



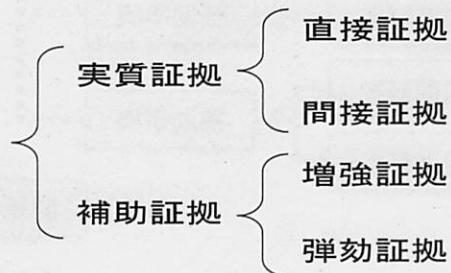
Q 証明力、推認力、信用性とはそれぞれ何か。

4 補助事実・補助証拠

直接証拠か間接証拠かを問わず、要証事実の存否の証明に用いられる証拠を「実質証拠」と呼ぶことがあるが、これと区別し、「実質証拠」の証明力（すなわち広義の証明力）に影響を及ぼす事実を「補助事実」といい、その補助事実を証明する証拠を「補助証拠」という。本書で「補助事実」という場合、証拠の信用性に関する事実と間接事実の推認力の程度に関する事実の両方を含んでいる。そして、補助証拠のうち、実質証拠の証明力を弱める補助証拠を「弾劾証拠」といい、強める補助証拠を「増強証拠」という（図9参照）。

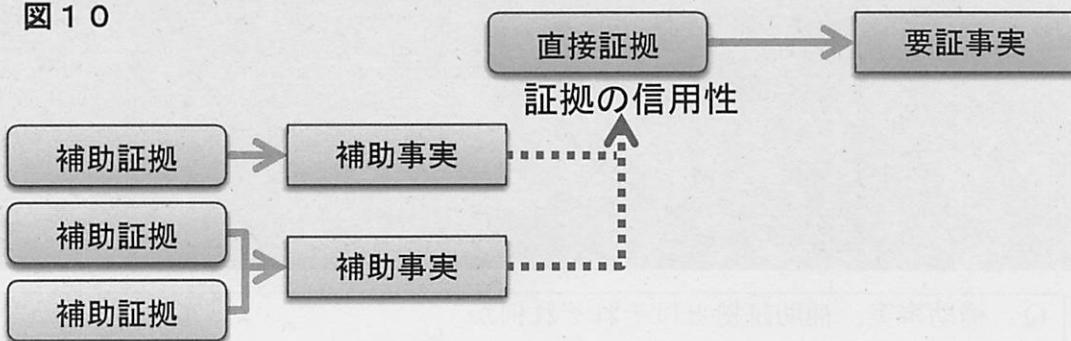
- * 「補助事実」は、実務的には証拠の信用性に関する事実のみを指すものとして用いられていることが多い。
- * 補助事実を証明する証拠も「間接証拠」と呼ぶ見解もある。

図 9



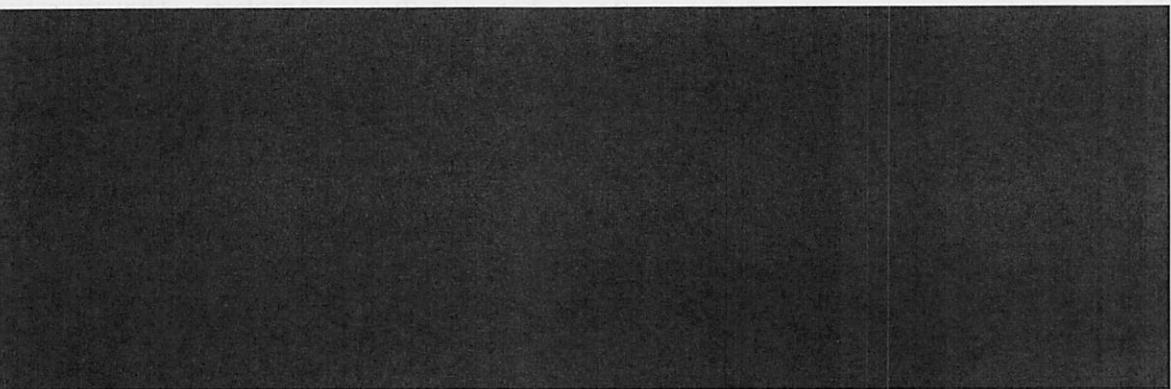
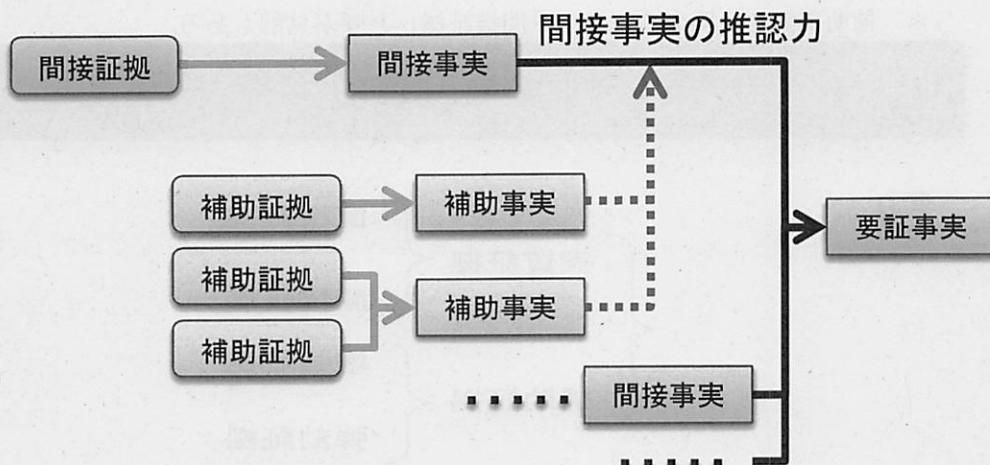
直接証拠によって要証事実を証明しようとする場合、補助事実、補助証拠との関係は次の図10のようなイメージである。

図 10



間接事実の推認力に向けられる場合の補助事実、補助証拠との関係は次の図11のようにイメージすることができる。

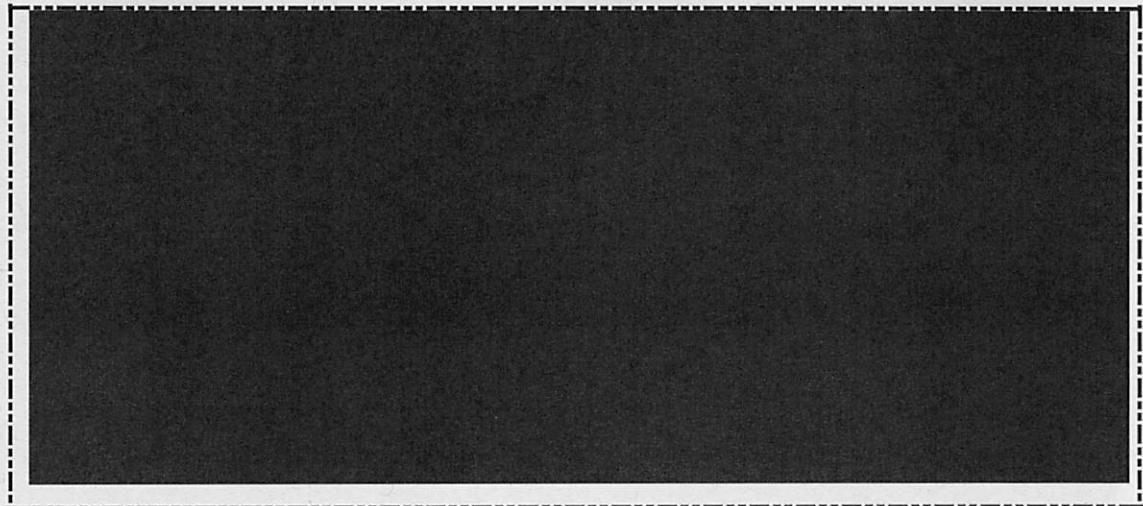
図 1.1



Q 補助事実、補助証拠とはそれぞれ何か。

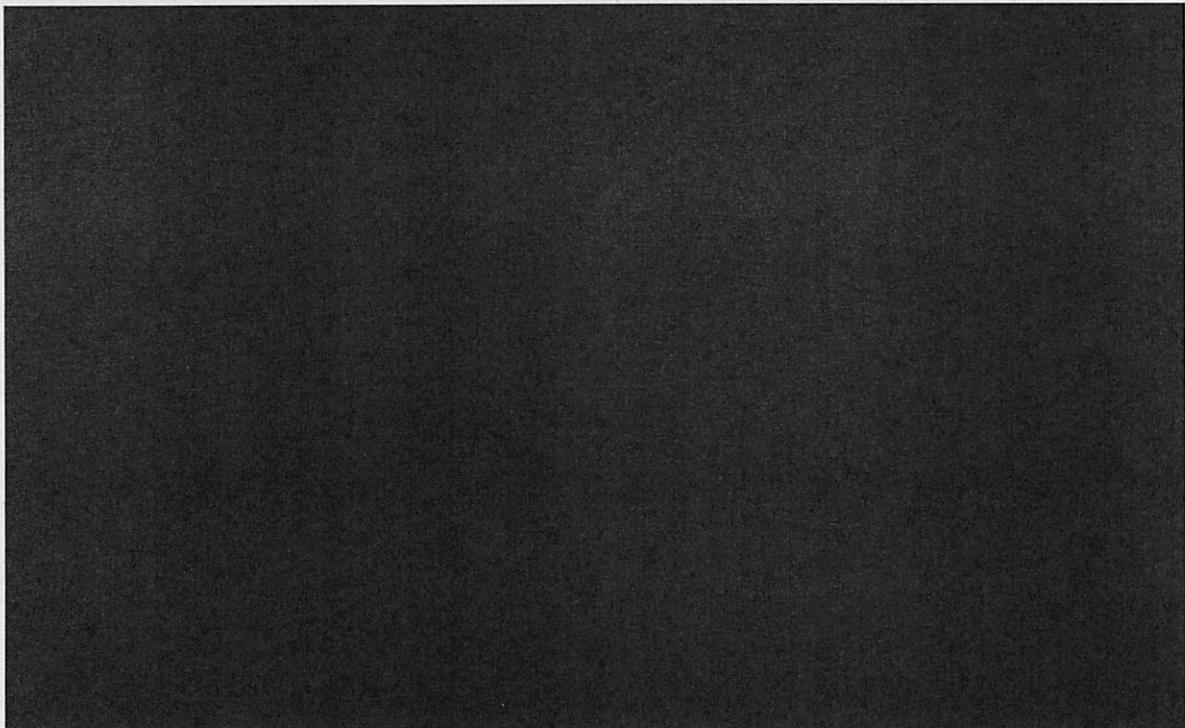
Q 補助事実には、どのようなものがあるか。

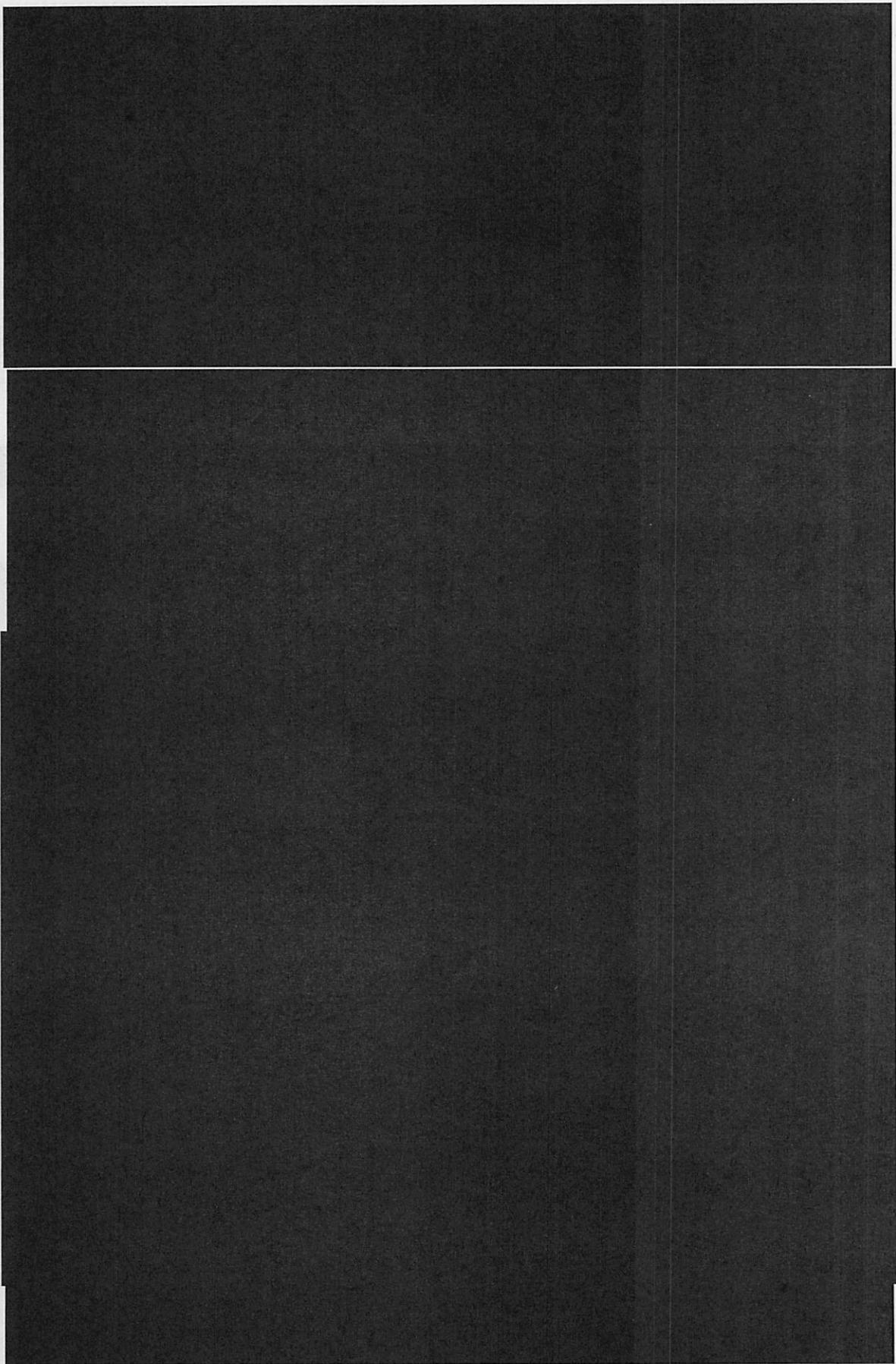
コラム 1



第3 証拠構造について

1

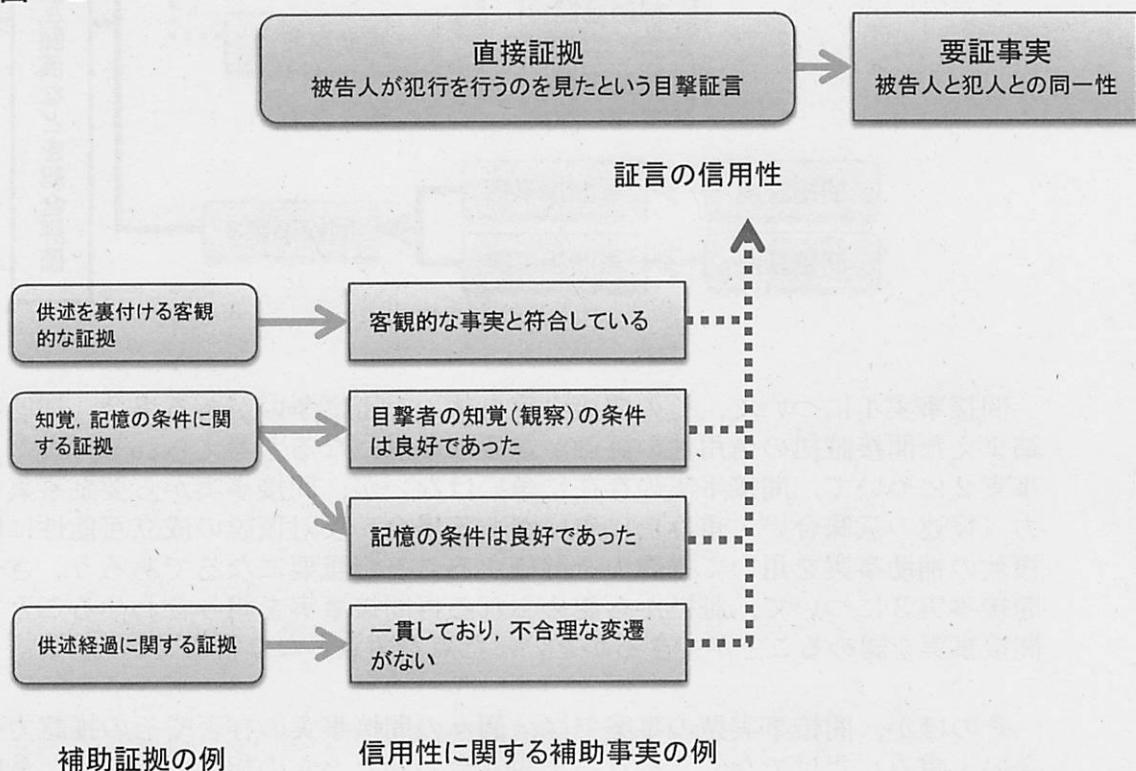




2 直接証拠型

直接証拠による立証においては、当該直接証拠の信用性が肯定できれば、要証事実が認められる。したがって、直接証拠の信用性の有無が争点判断を分ける重要なポイントとなり、その信用性に関する補助事実が審理の焦点となることが多いであろう。例えば、被告人が犯行を行うのを見たという目撃者の証言によって被告人が犯人であることを立証しようとする場合、目撃者の証言は直接証拠であり、その証拠構造は、次の図12のようになろう。

図12



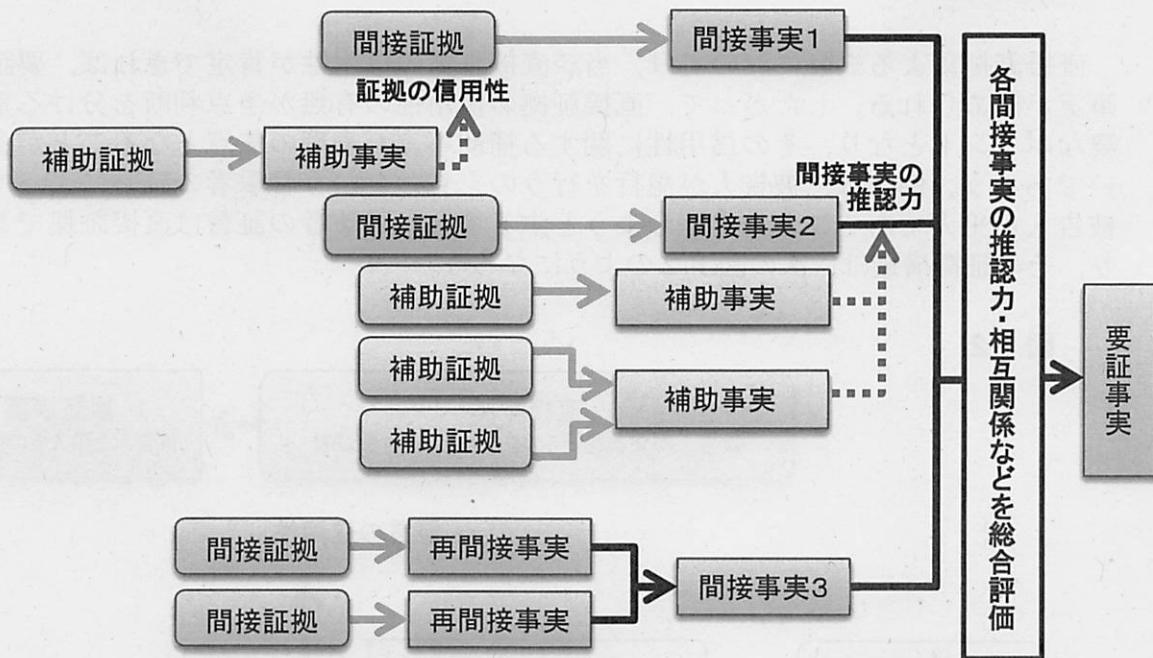
なお、[REDACTED] 直接証拠型の事案において、要証事実に対して積極または消極の推認力を持つ事実（間接事実にもなり得る事実）がある場合、それらの事実は、直接証拠の信用性を肯定し、または否定する方向の補助事実として考慮することもできることが多いであろう。

Q 直接証拠に基づく事実認定はどのようになされるか。

3 間接事実型

間接事実型の立証においては、重要なポイントは、事案により様々である。次の図13を例に考えてみよう。

図13



間接事実1について、その間接事実自体の存否に争いがある場合、補助事実を踏まえた間接証拠の信用性の評価が重要な争点になると考えられる。また、間接事実2について、間接事実の存在に争いはないが、間接事実から要証事実の推認力（後述の意味合い・重み）に争いがある場合、反対仮説の成立可能性に関する複数の補助事実を用いて推認力を評価することが重要になるであろう。さらに、間接事実3について、証拠から認められる再間接事実を組み合わせることで当該間接事実を認めることができるかといった点が争点となり得るであろう。

そのほか、間接事実型の事案では、個々の間接事実の存否やその推認力（意味合い・重み）だけでなく、それらを組み合わせたときの相互の関係や、最終的に合理的な疑いを超えて要証事実を認定できるかといった評価（間接事実の総合評価）の点も争いとなり得よう。

Q 間接事実に基づく事実認定はどのようになされるか。直接証拠に基づく事実認定とどのような点で異なるのか。

第4 供述の信用性評価について

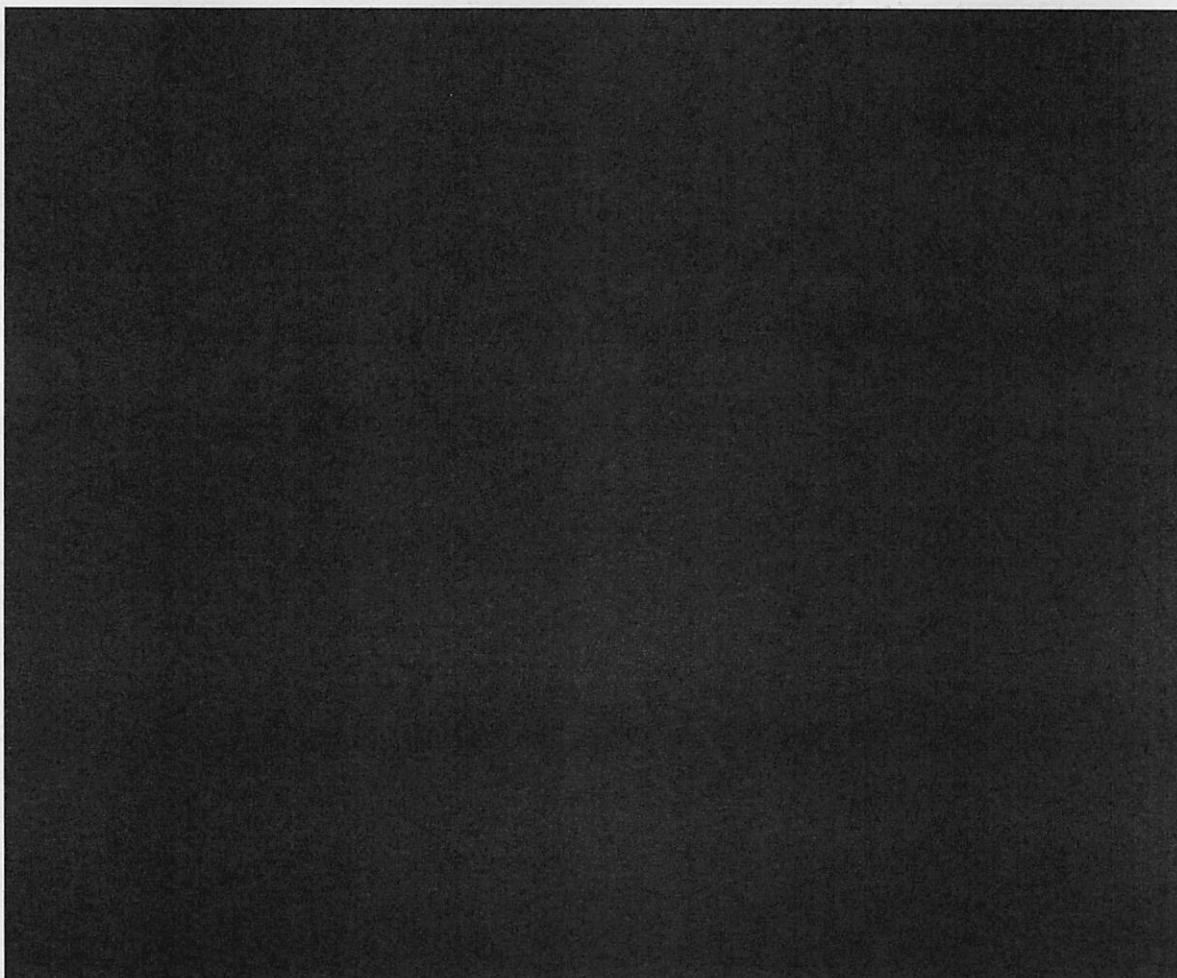
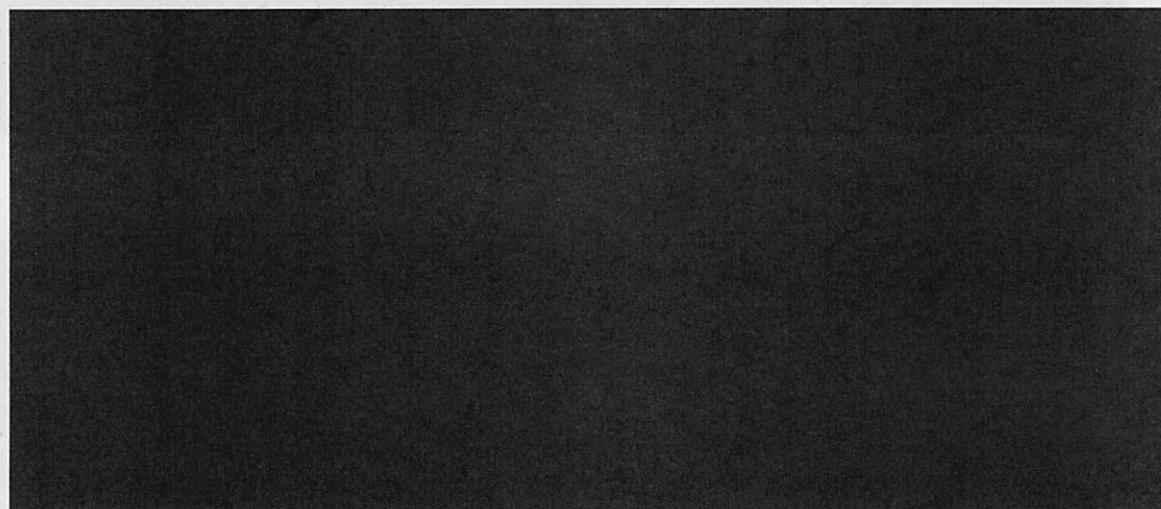
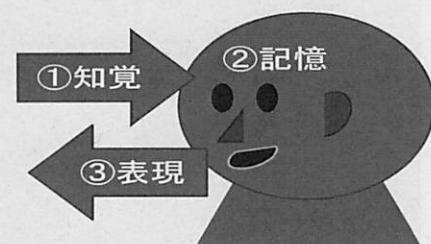
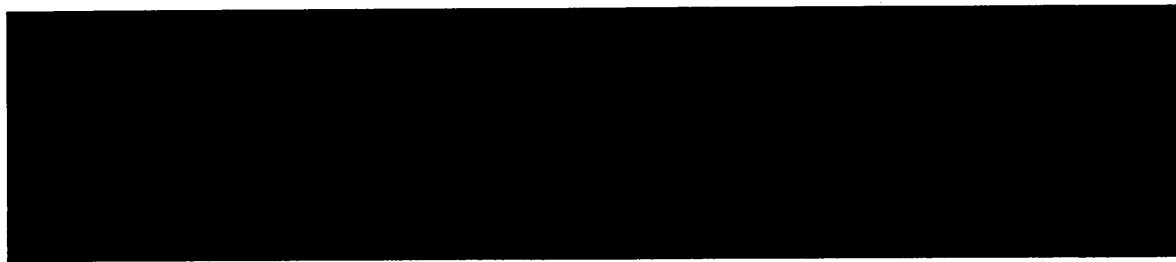


図 14



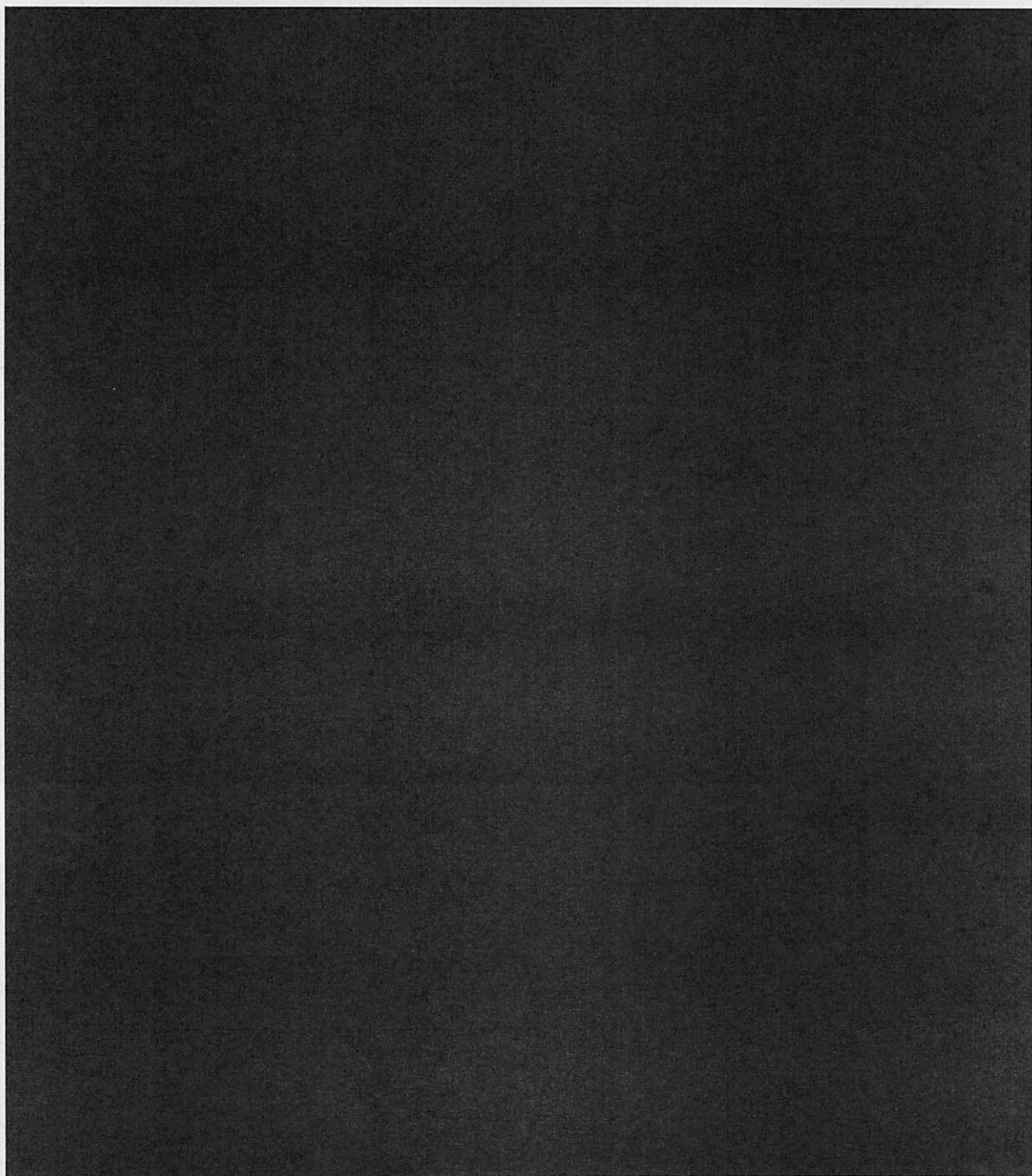


2



(1)

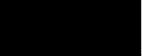


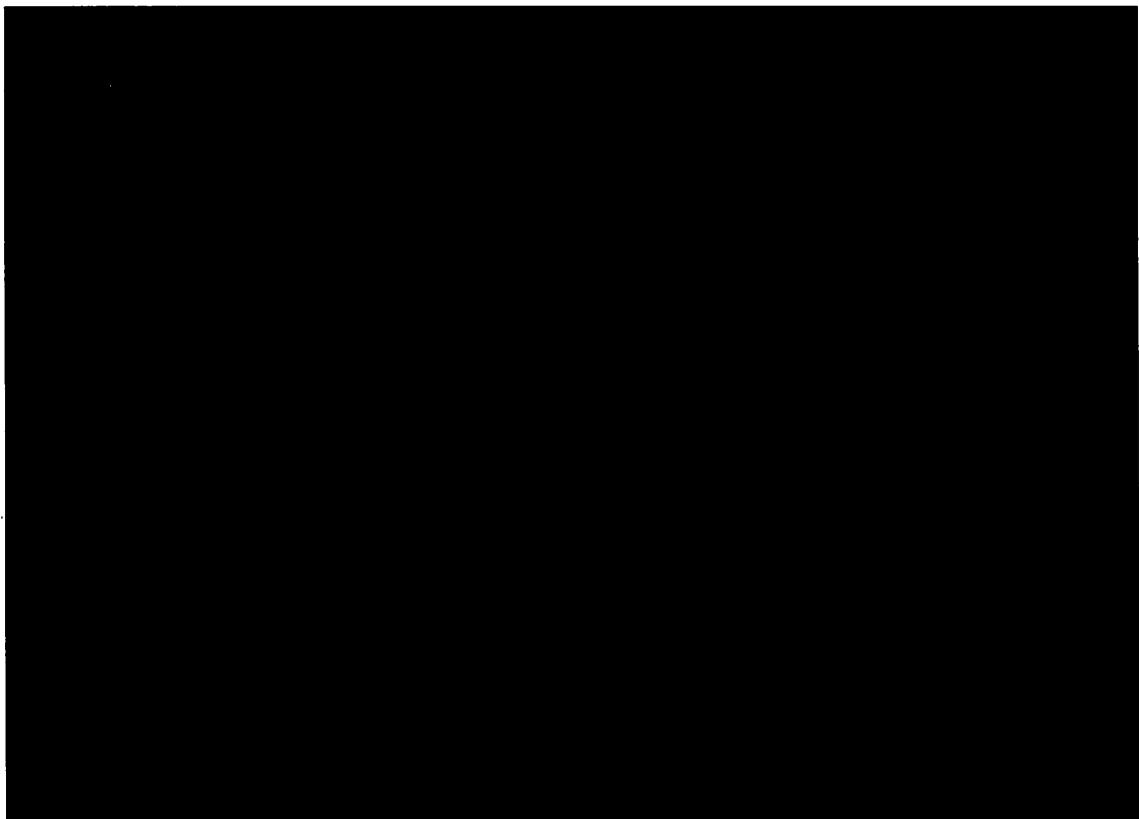


(2) 

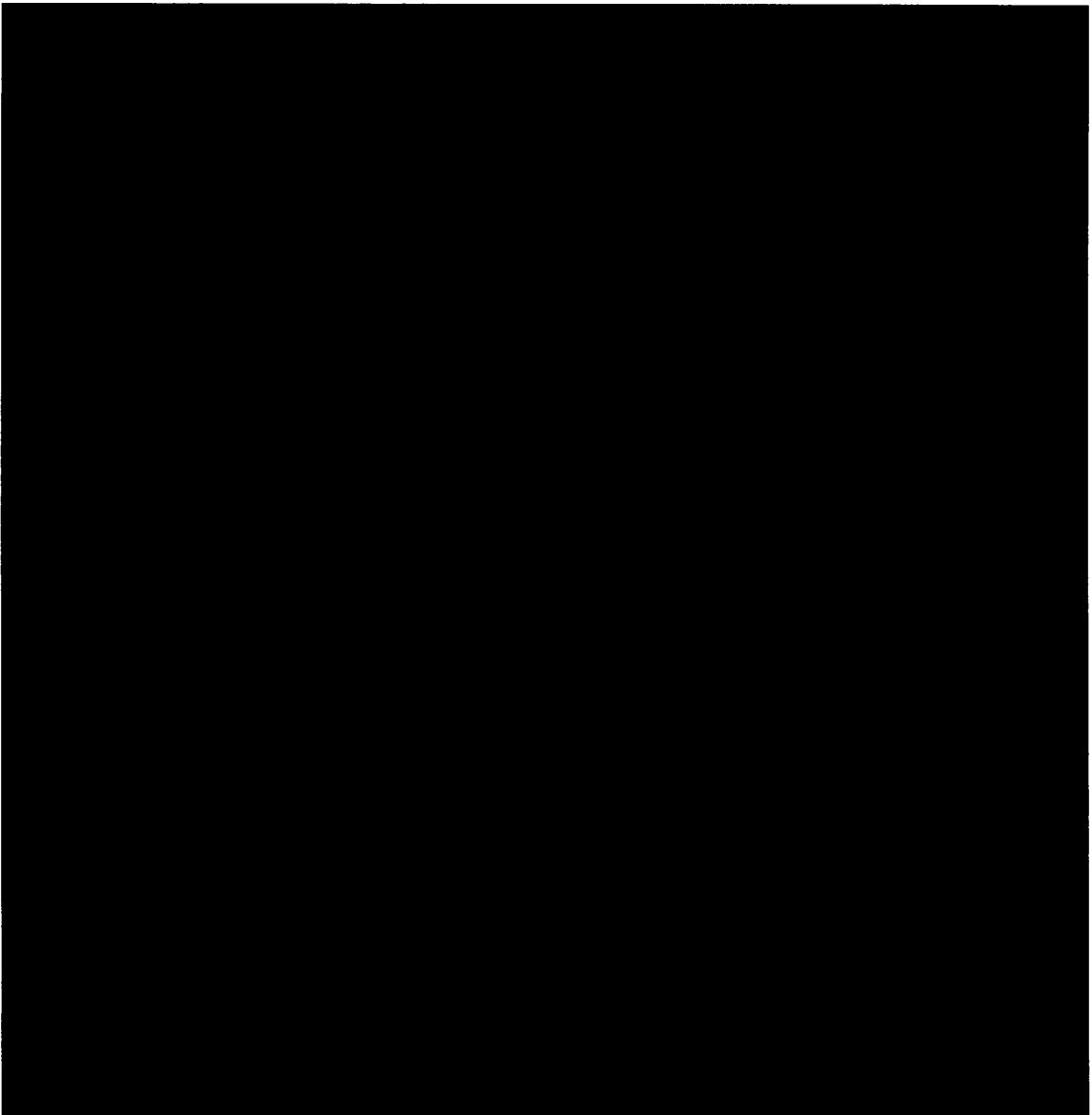
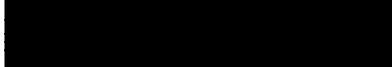
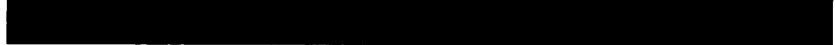




(3) 



(4)



(5)



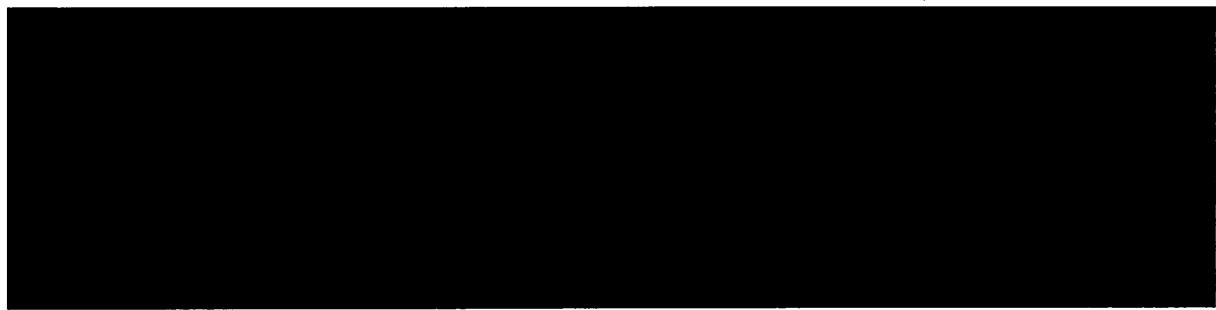


(6) [REDACTED]

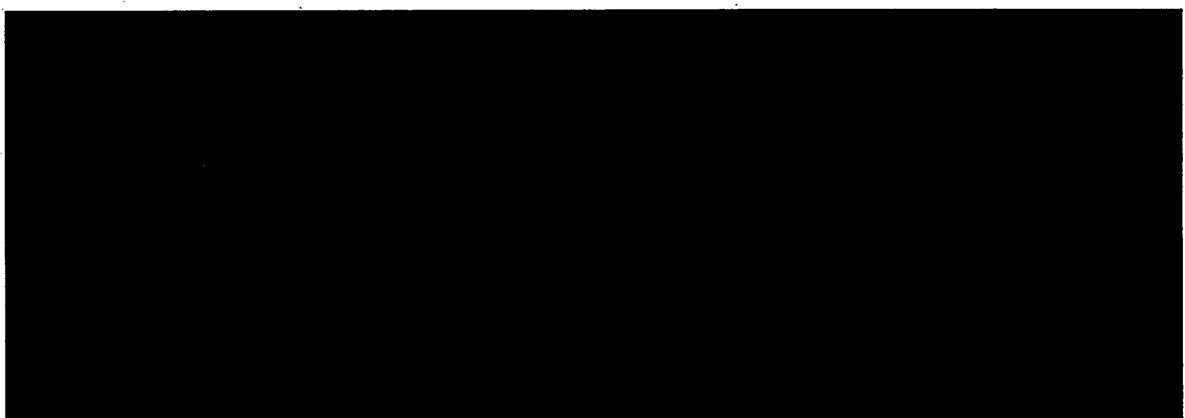


(7) [REDACTED]



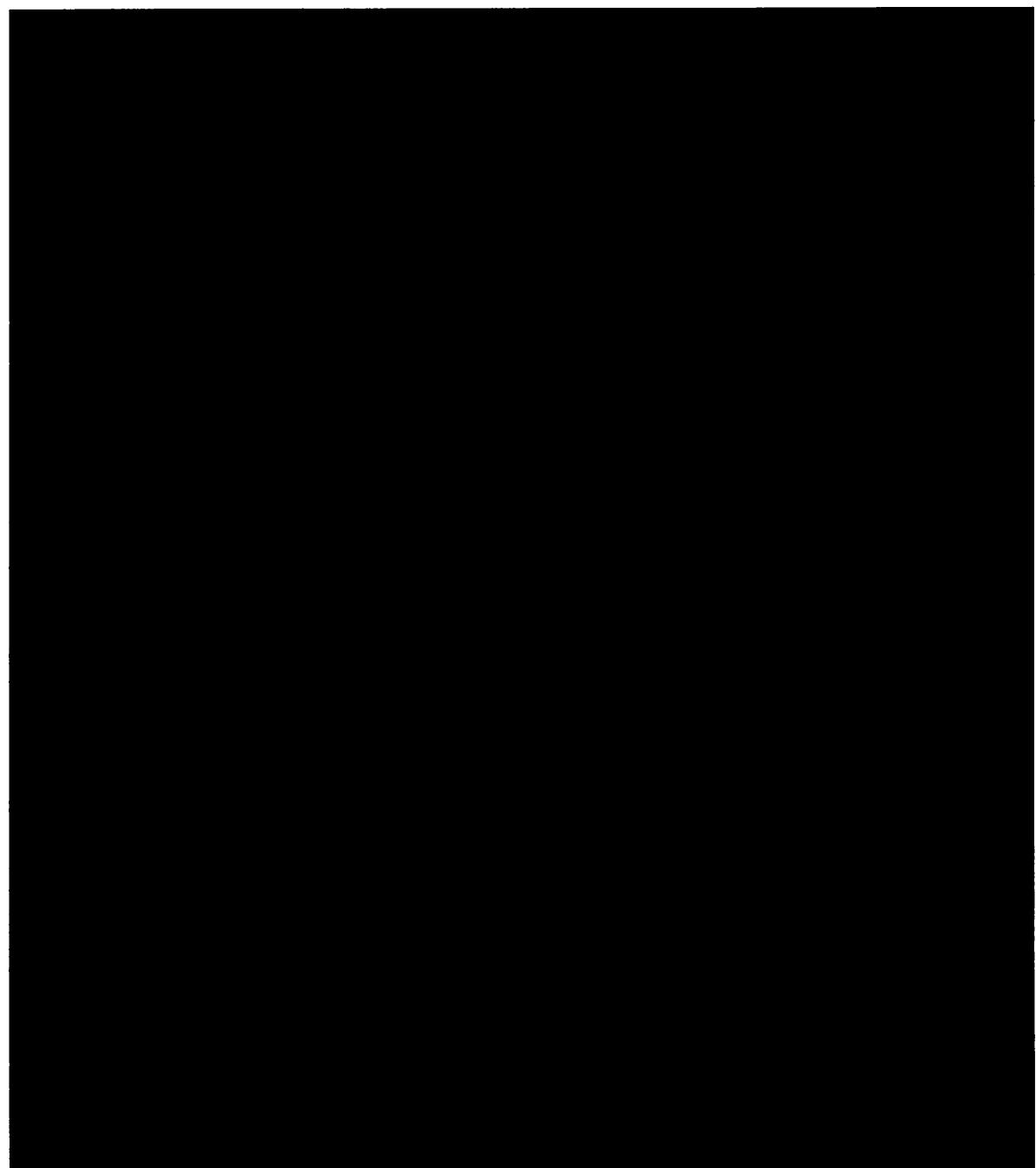


3 [REDACTED]



(1) [REDACTED]

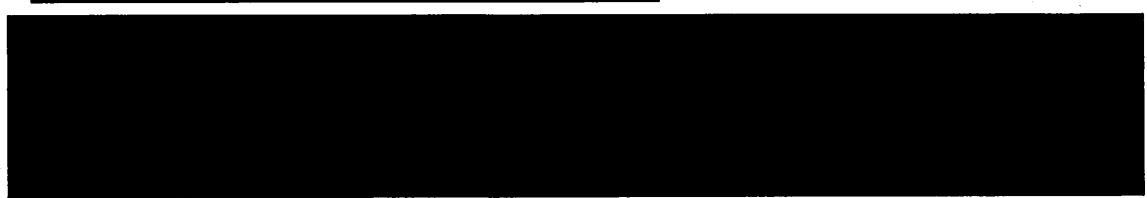


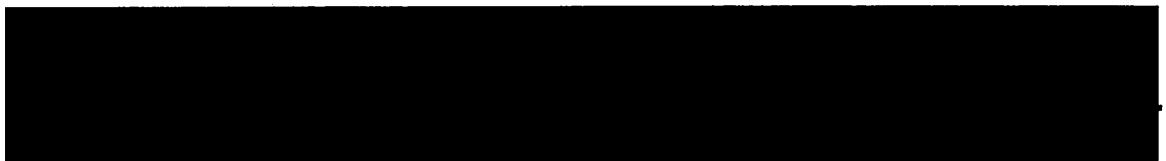


(2) [REDACTED]

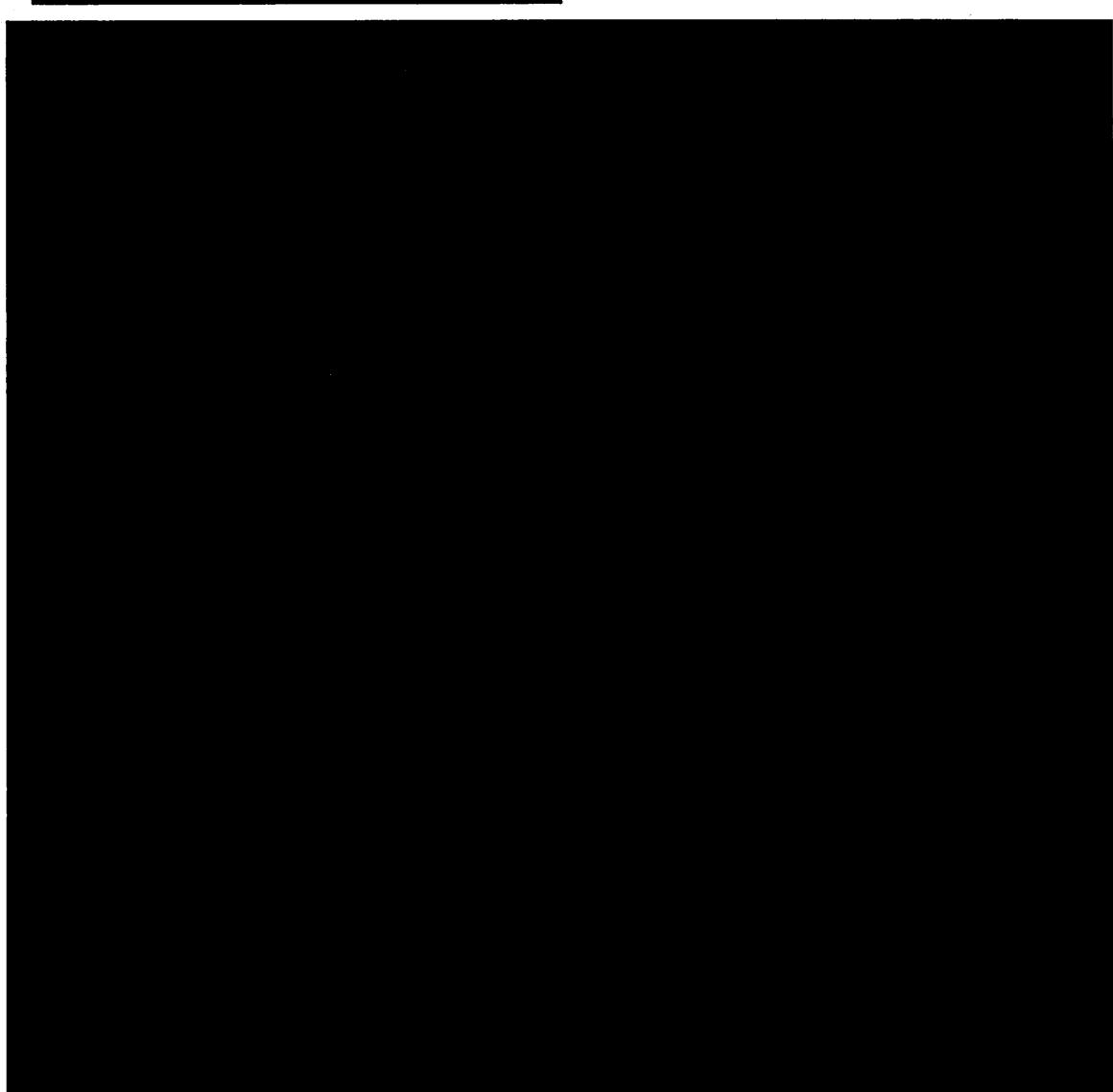


7 [REDACTED]

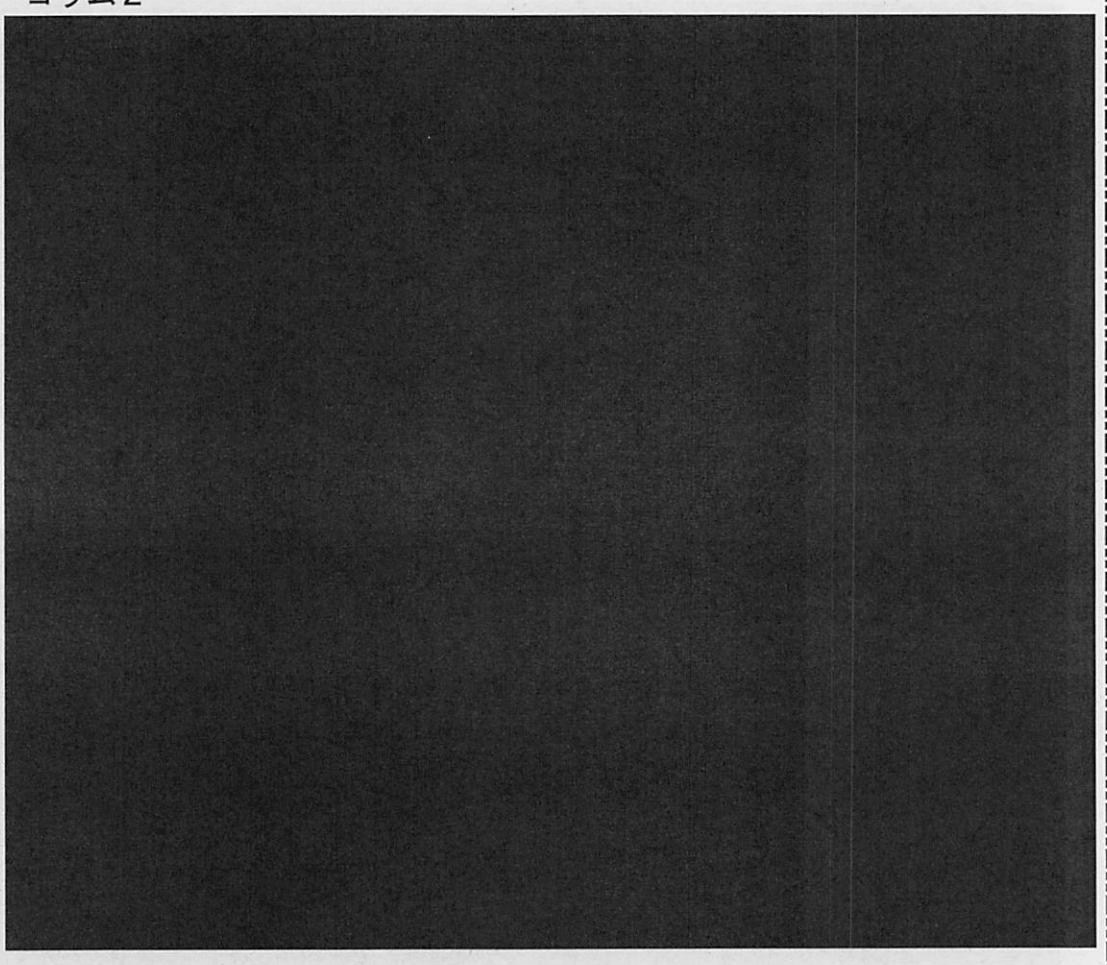




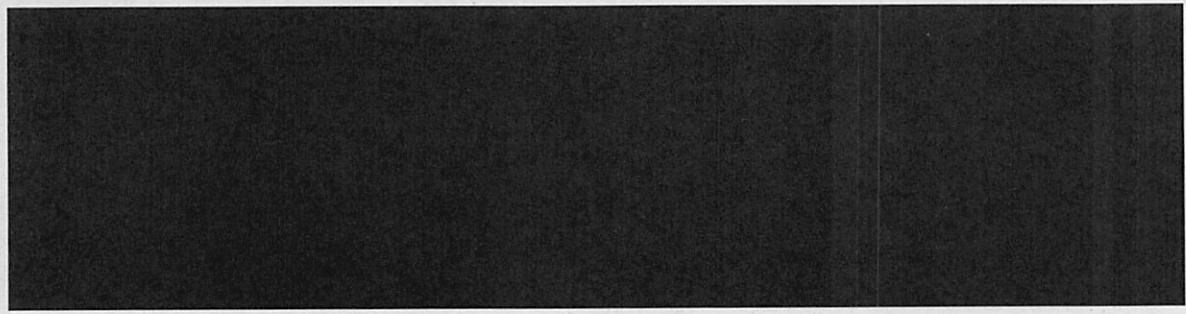
1

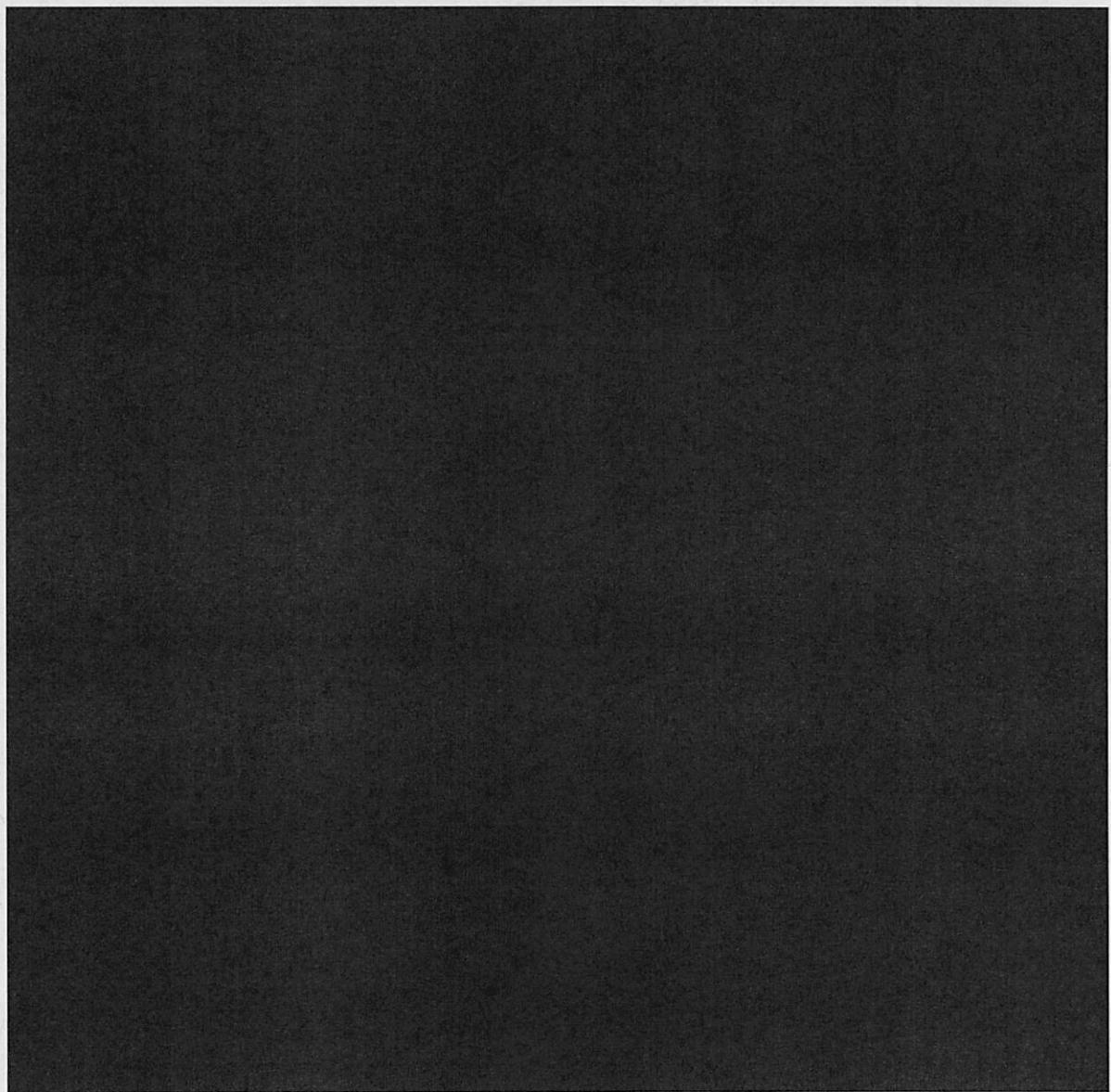


コラム2



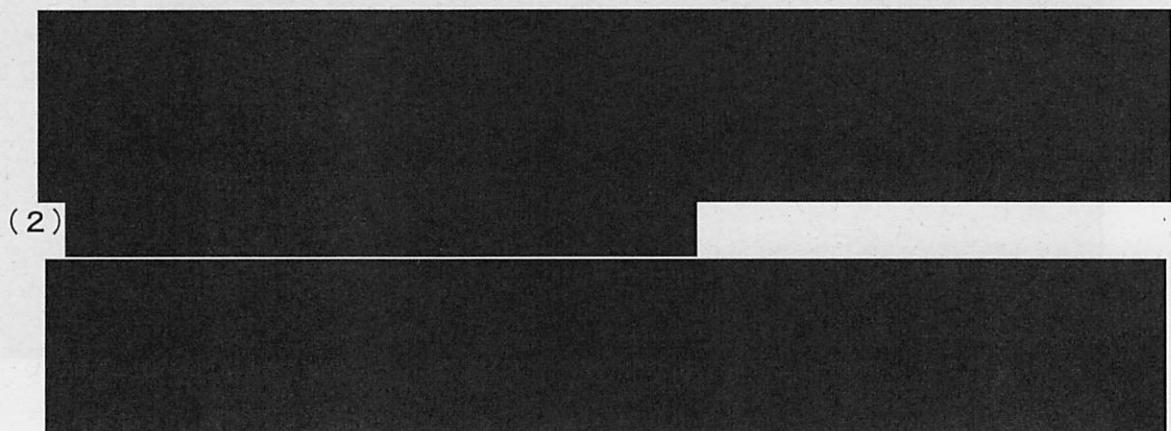
第5

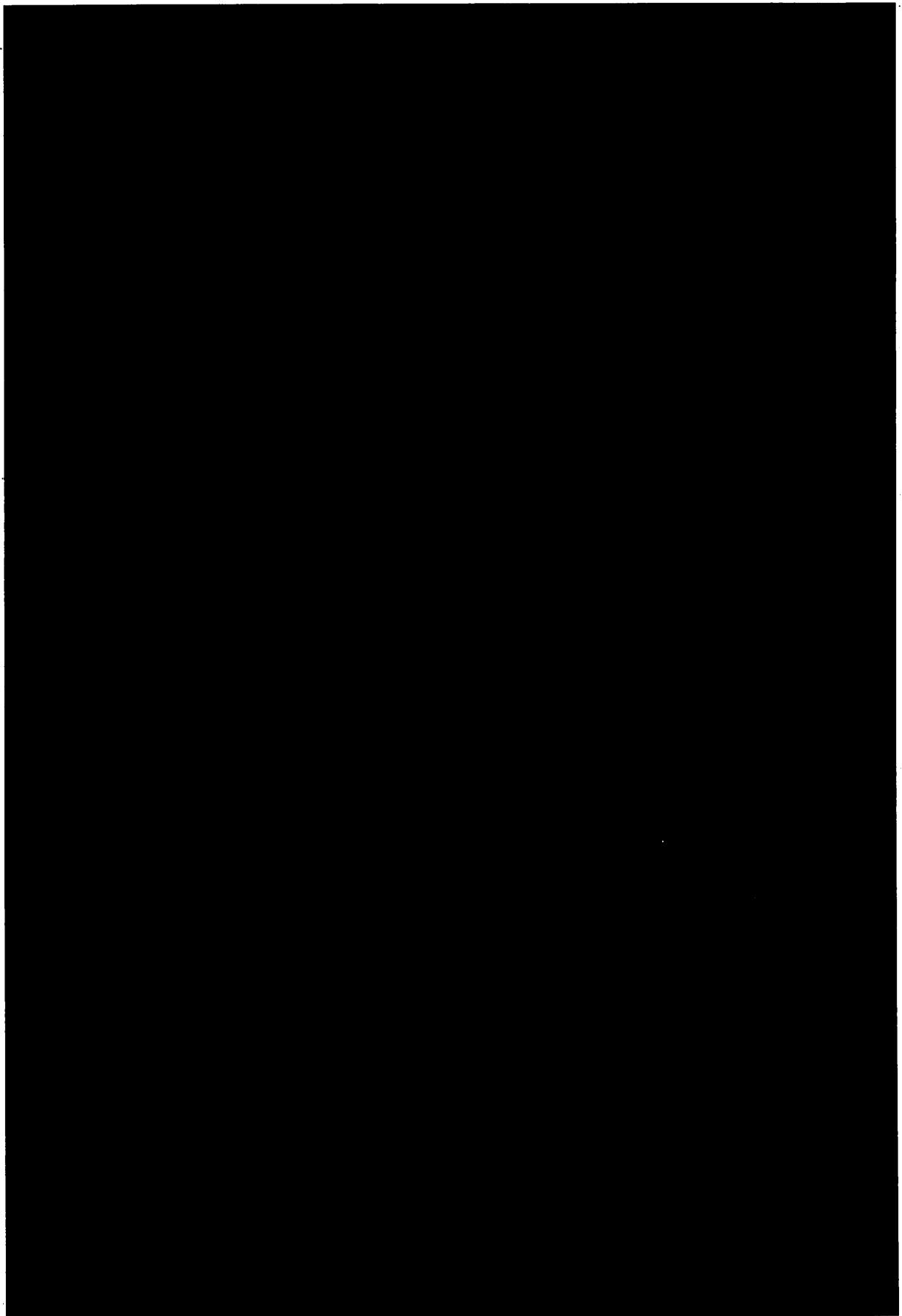


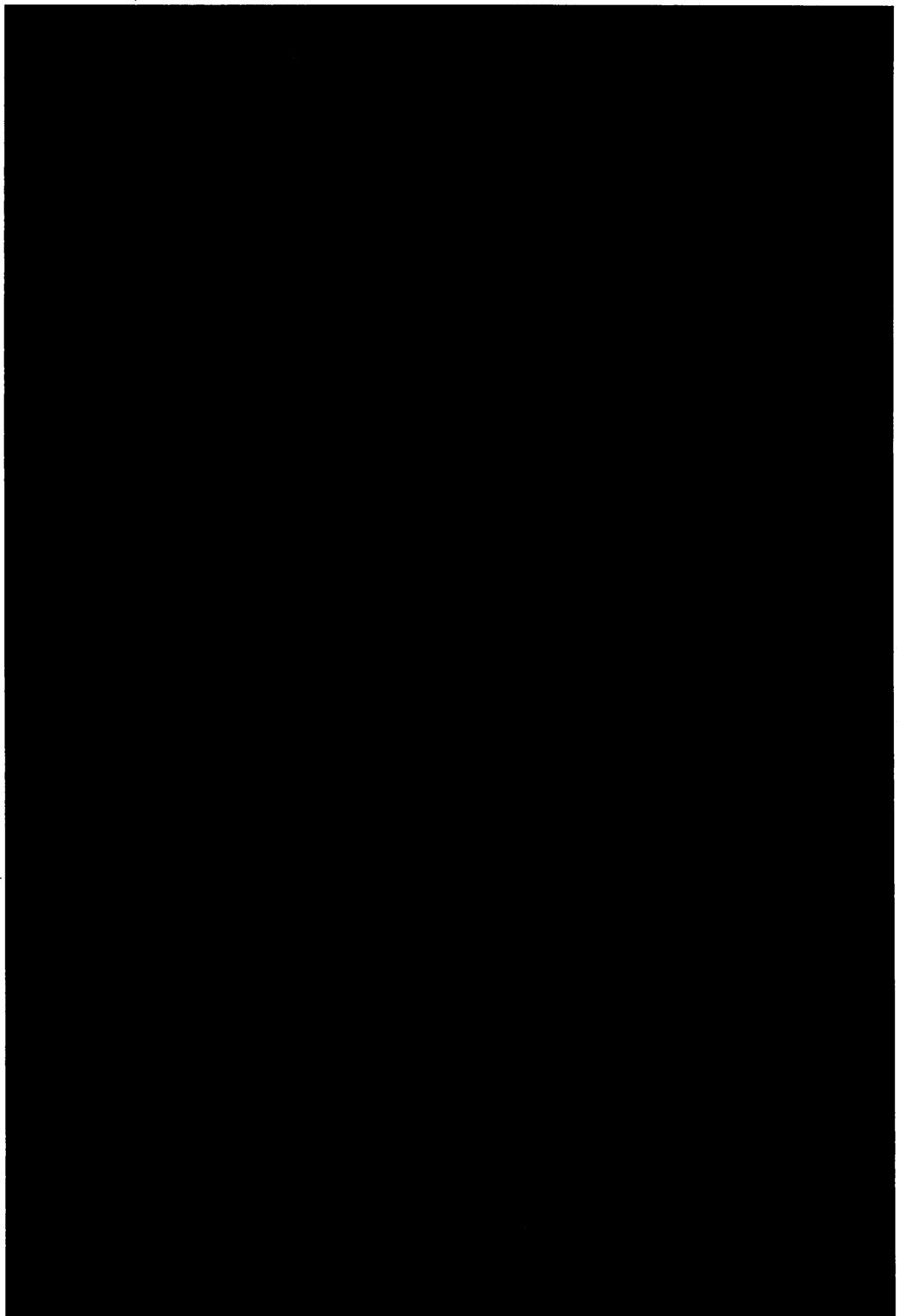


2

(1)









(3)

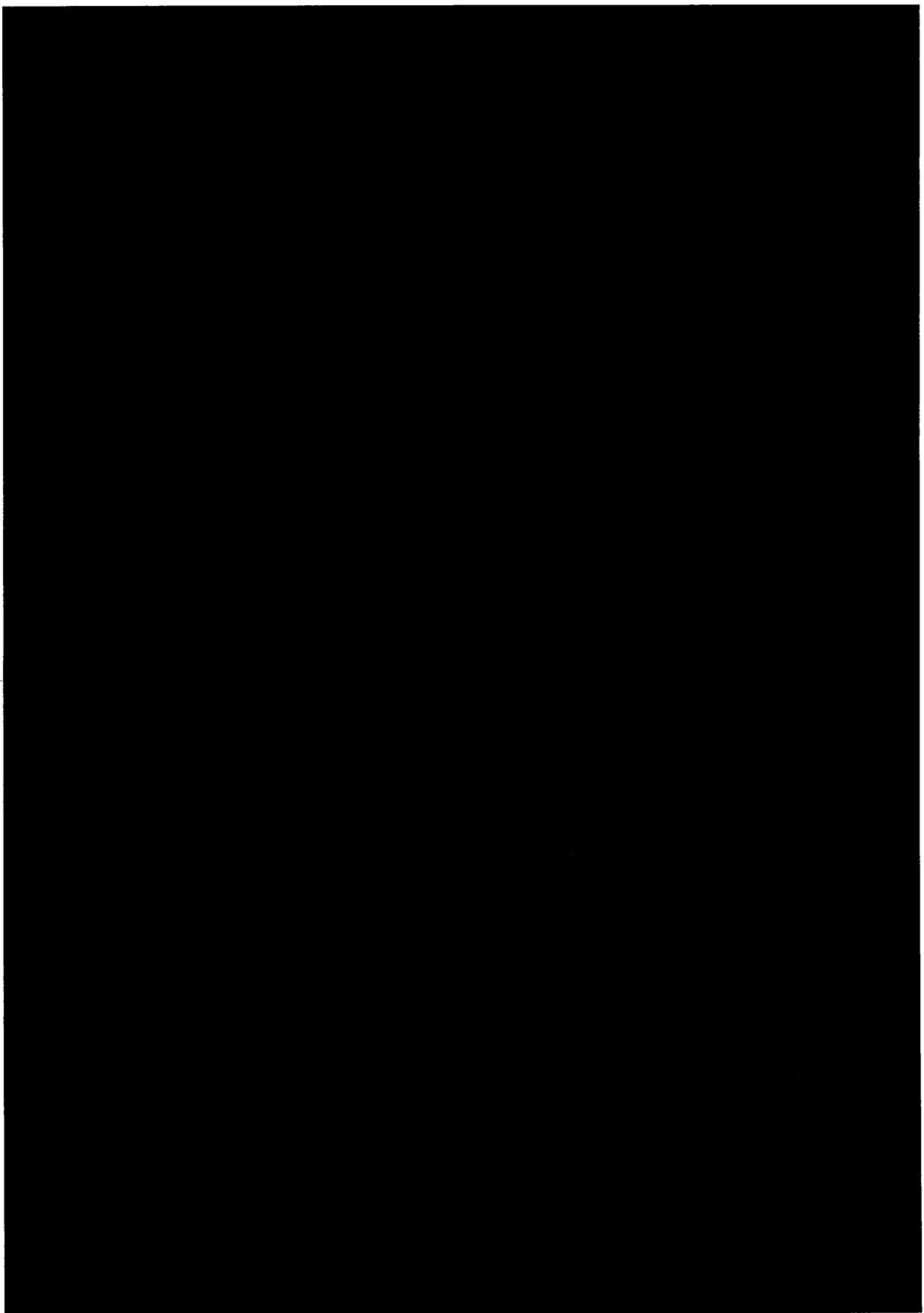


3

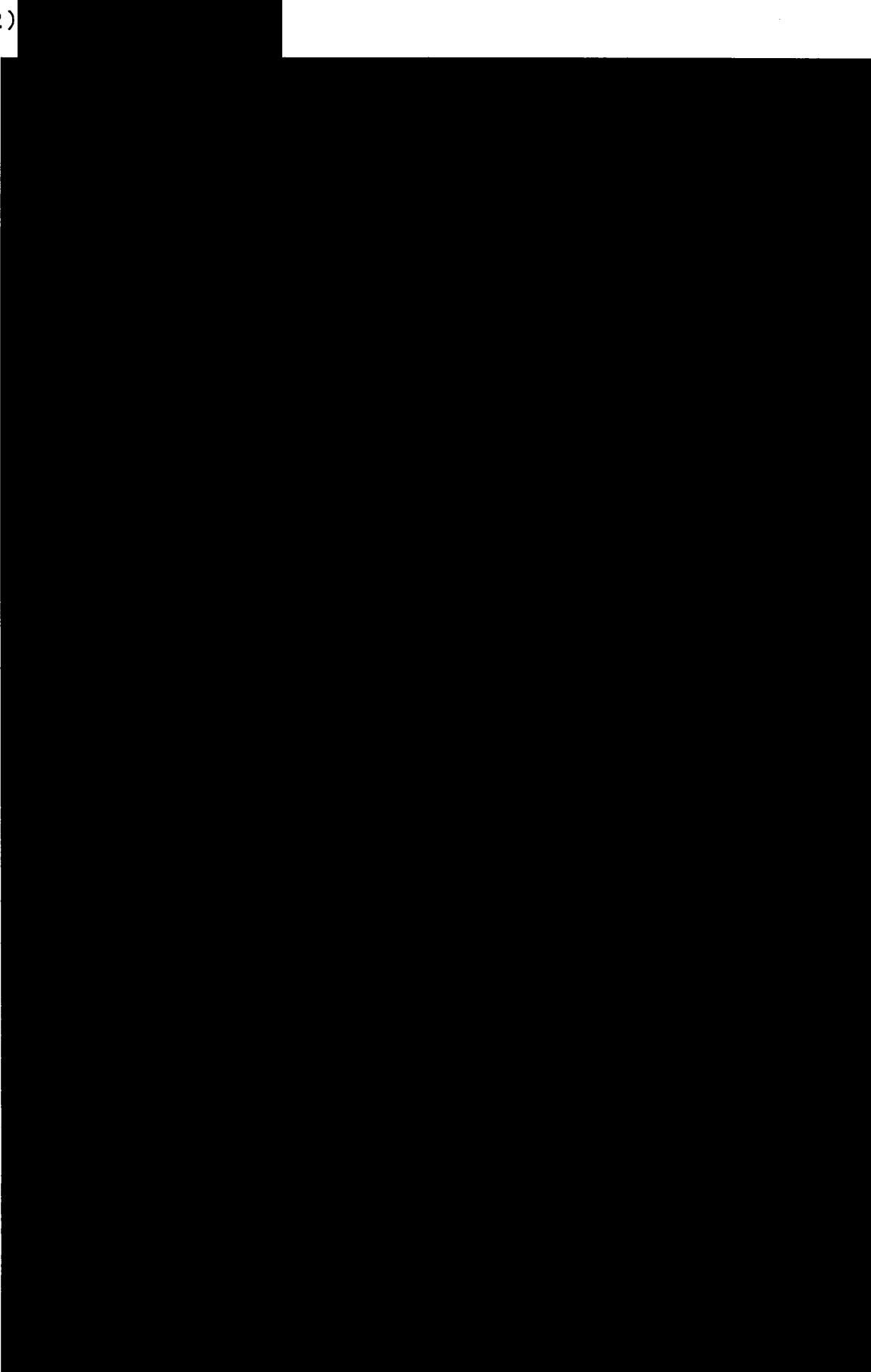


(1)



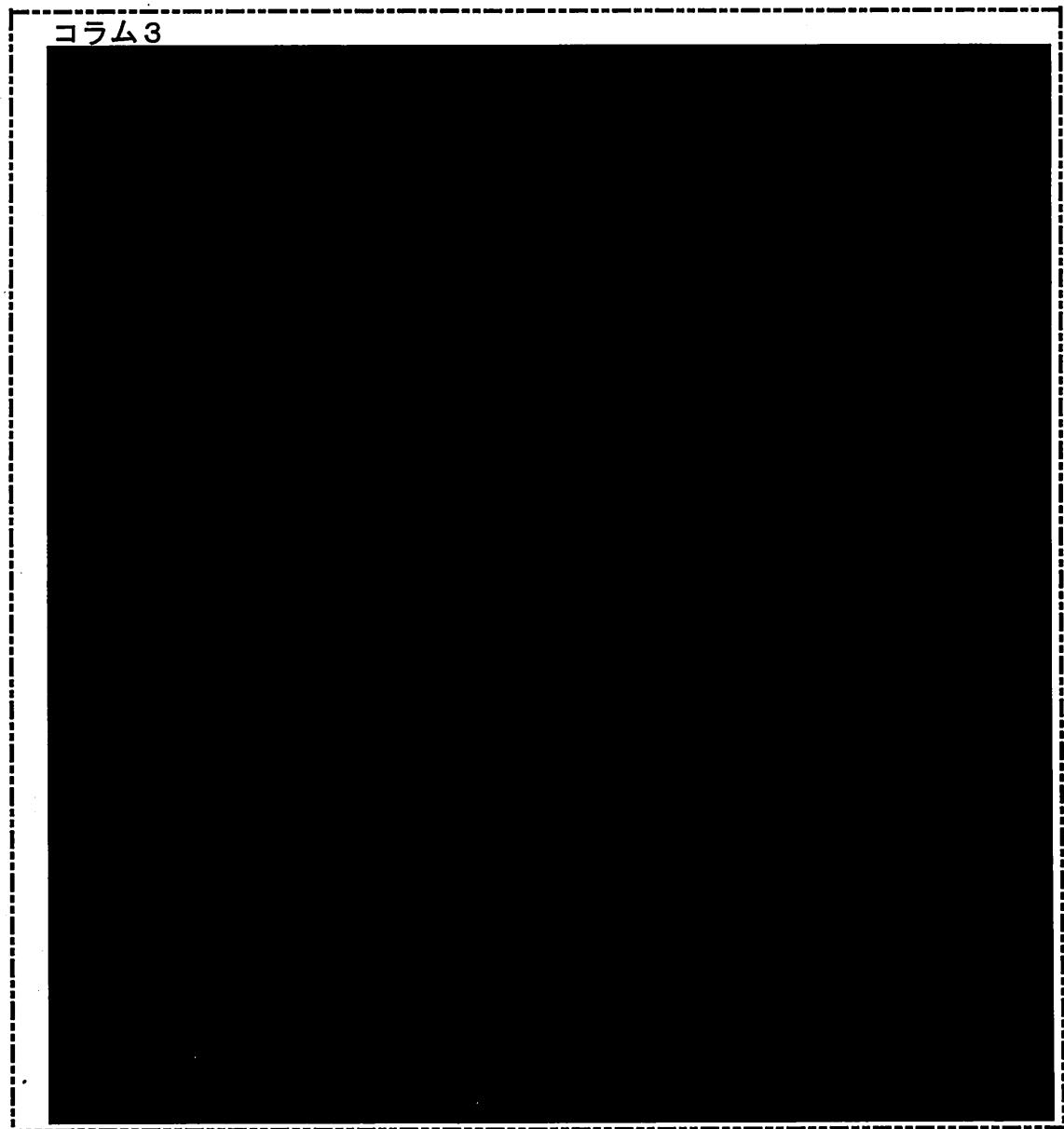


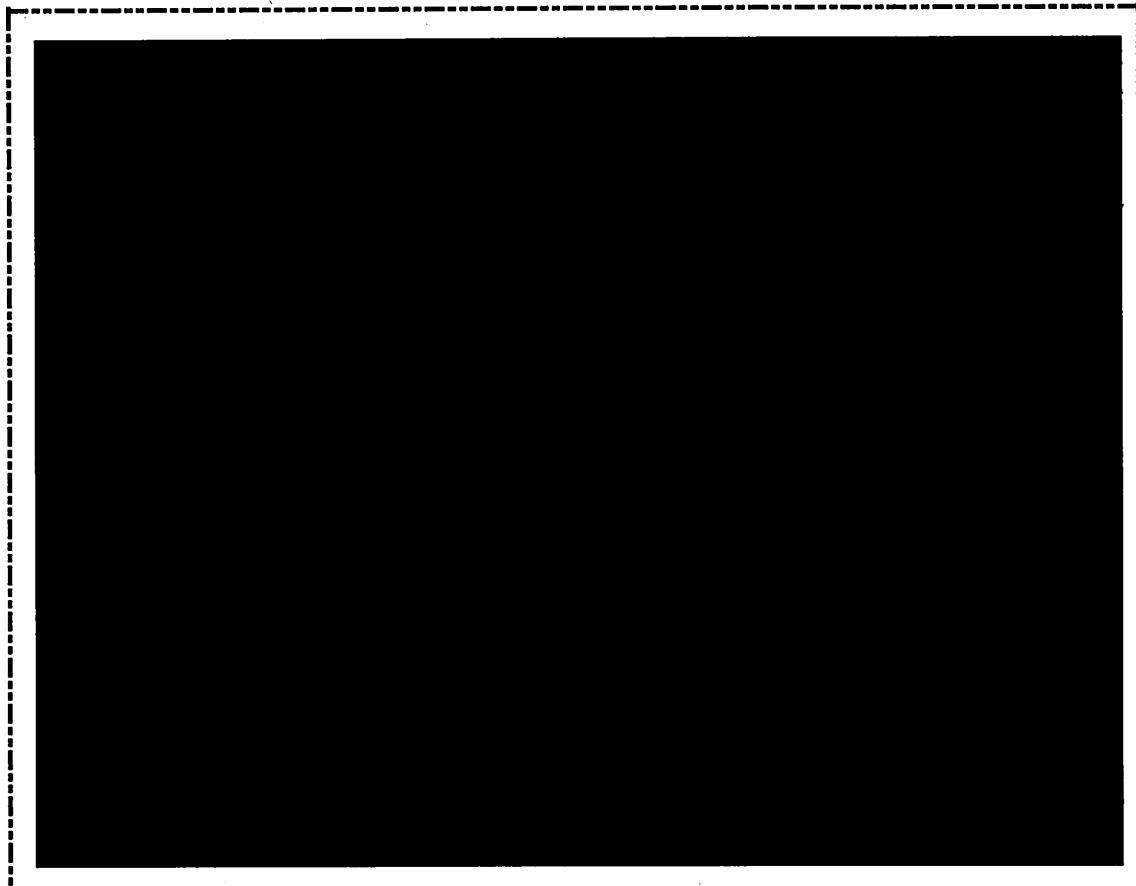
(2)





コラム3





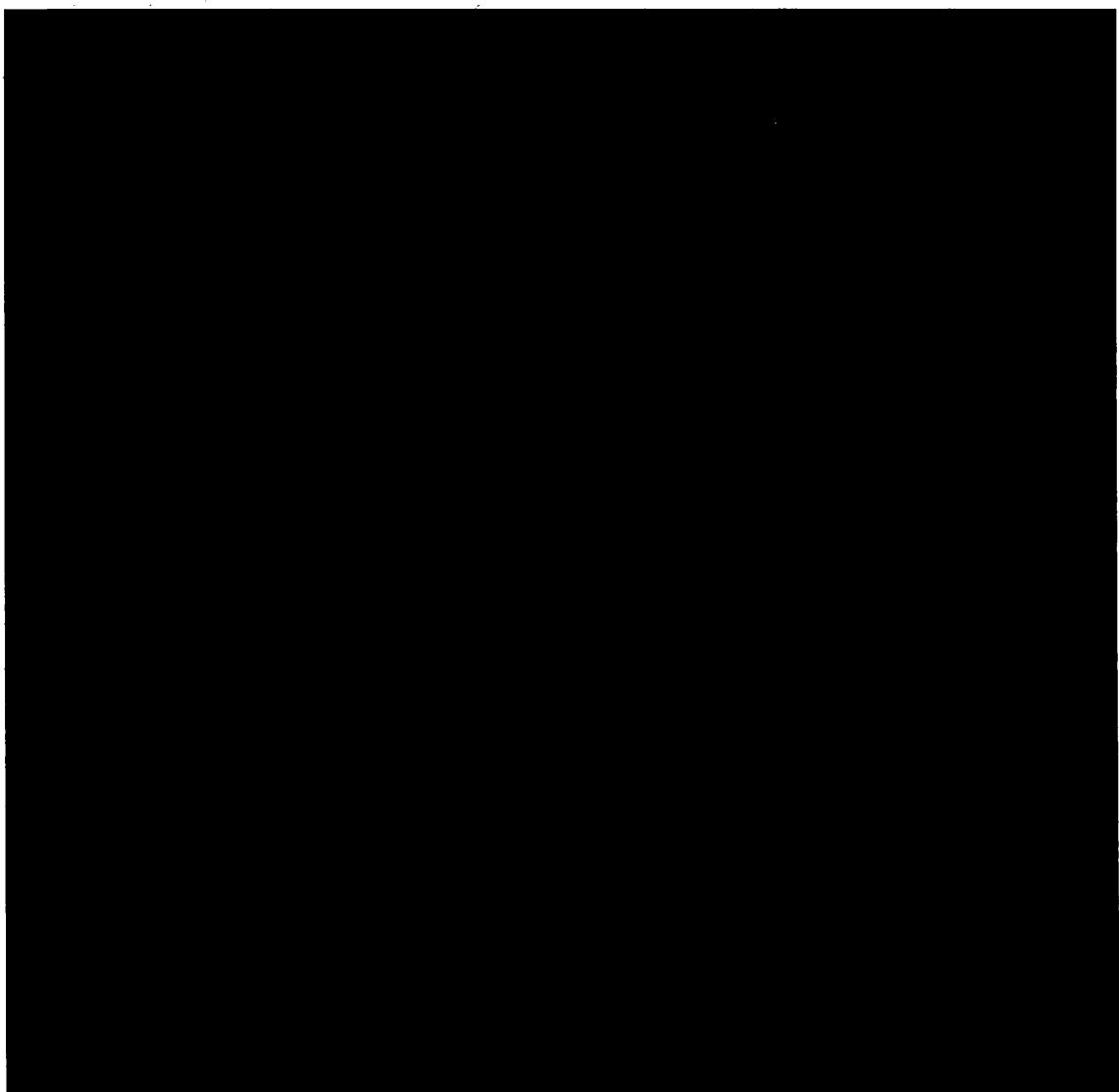
4

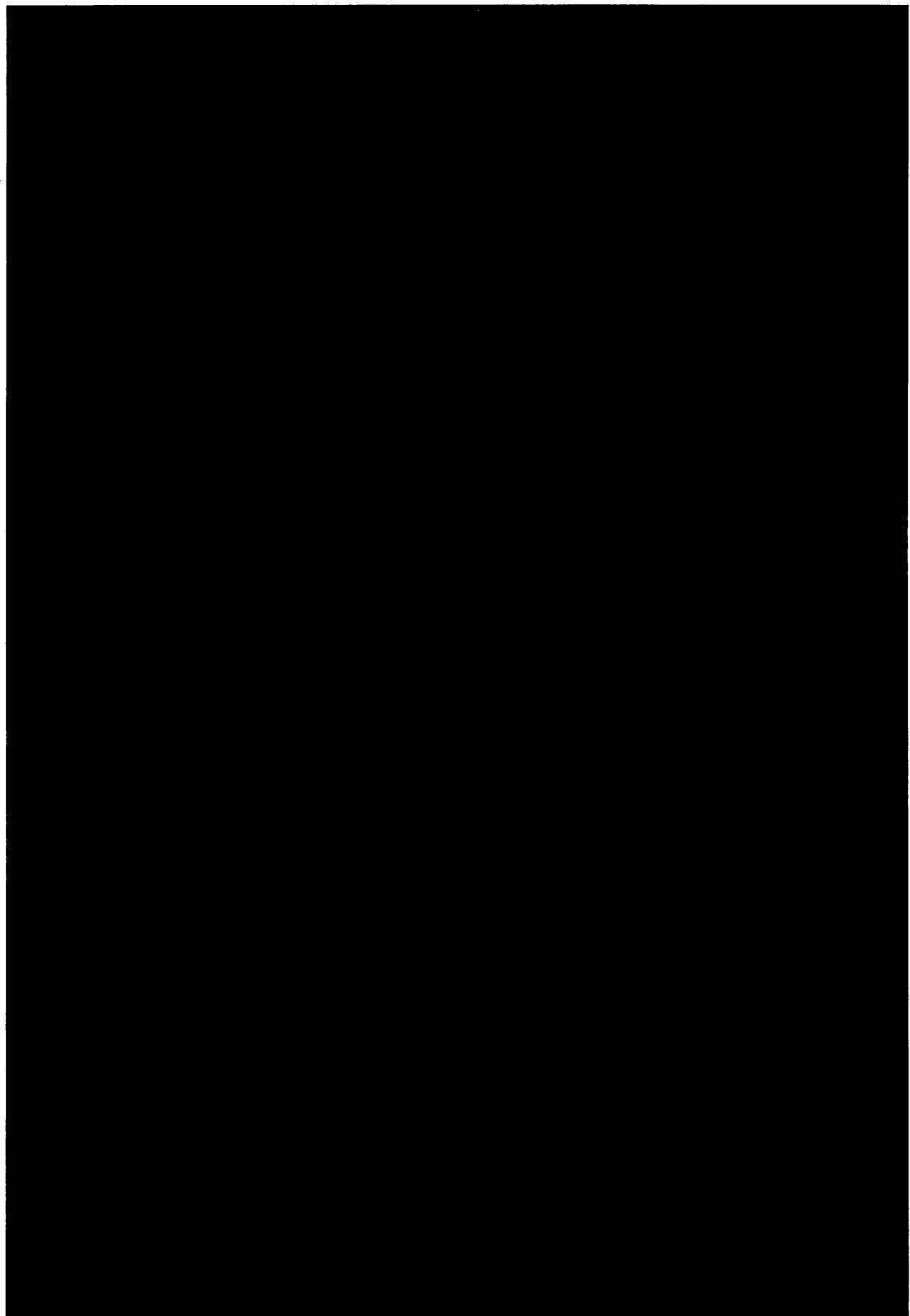
(1)



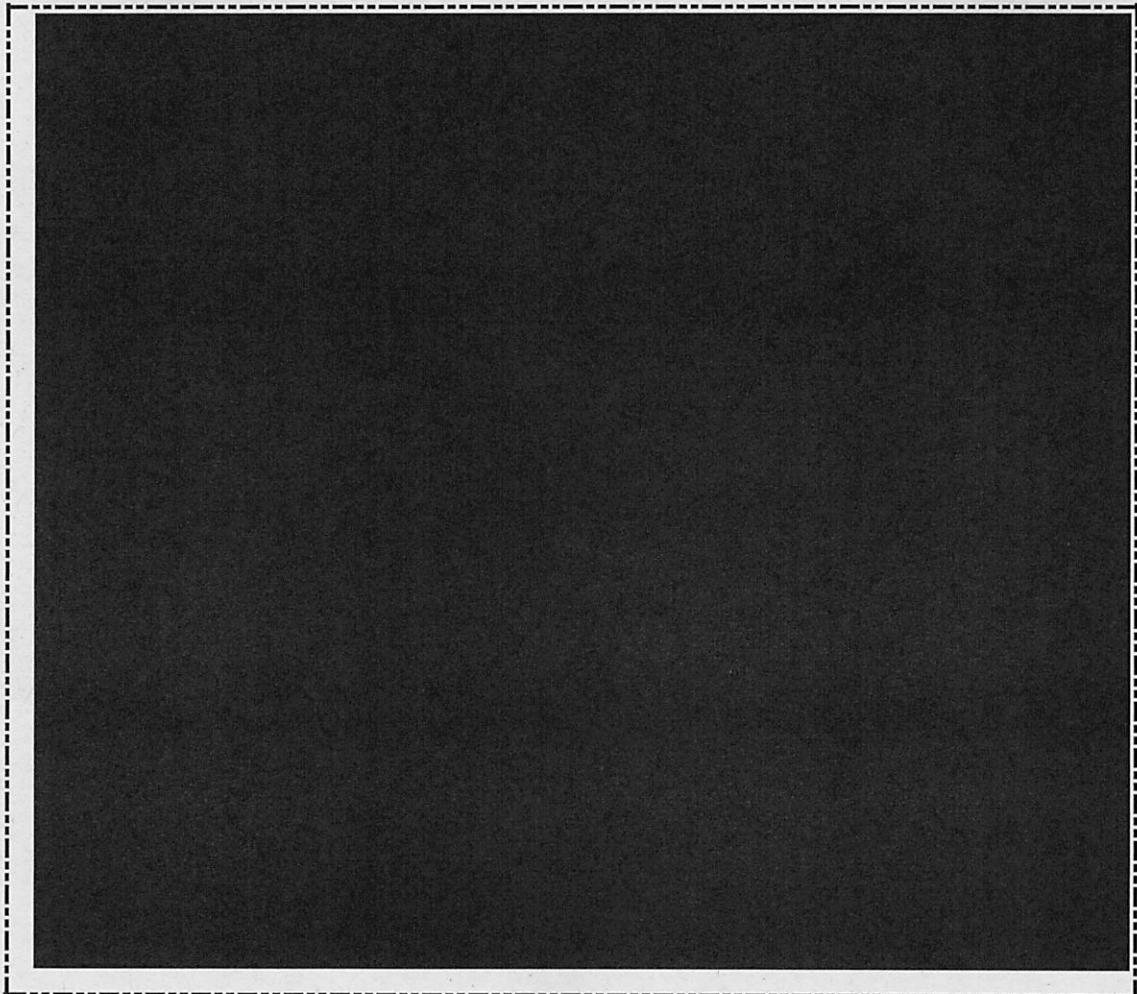


(2) [REDACTED]

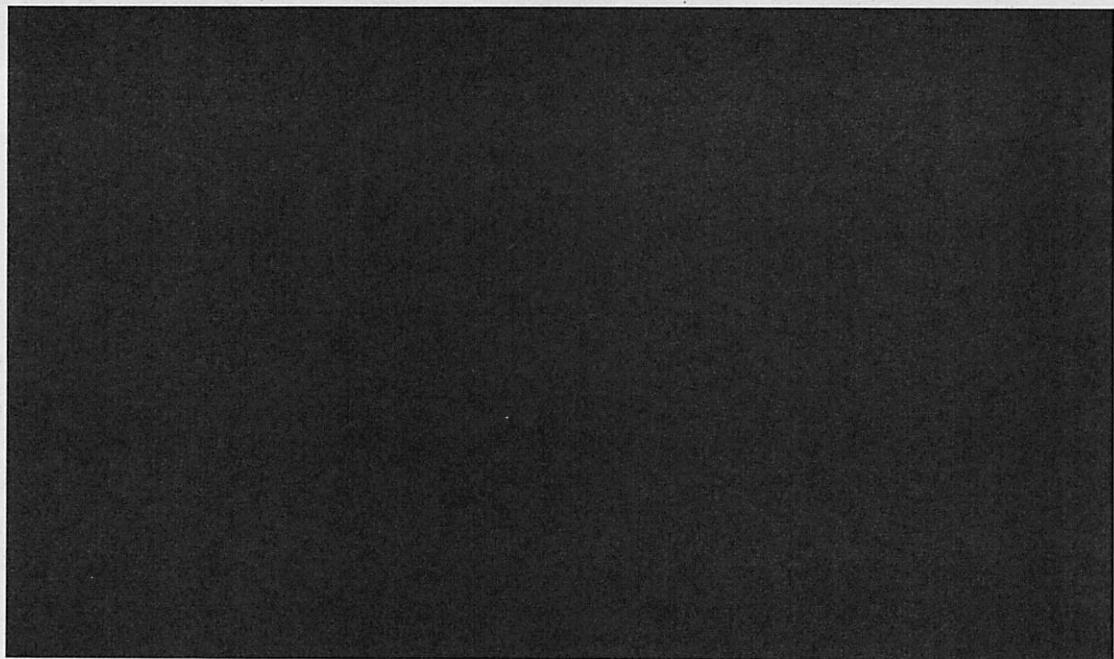


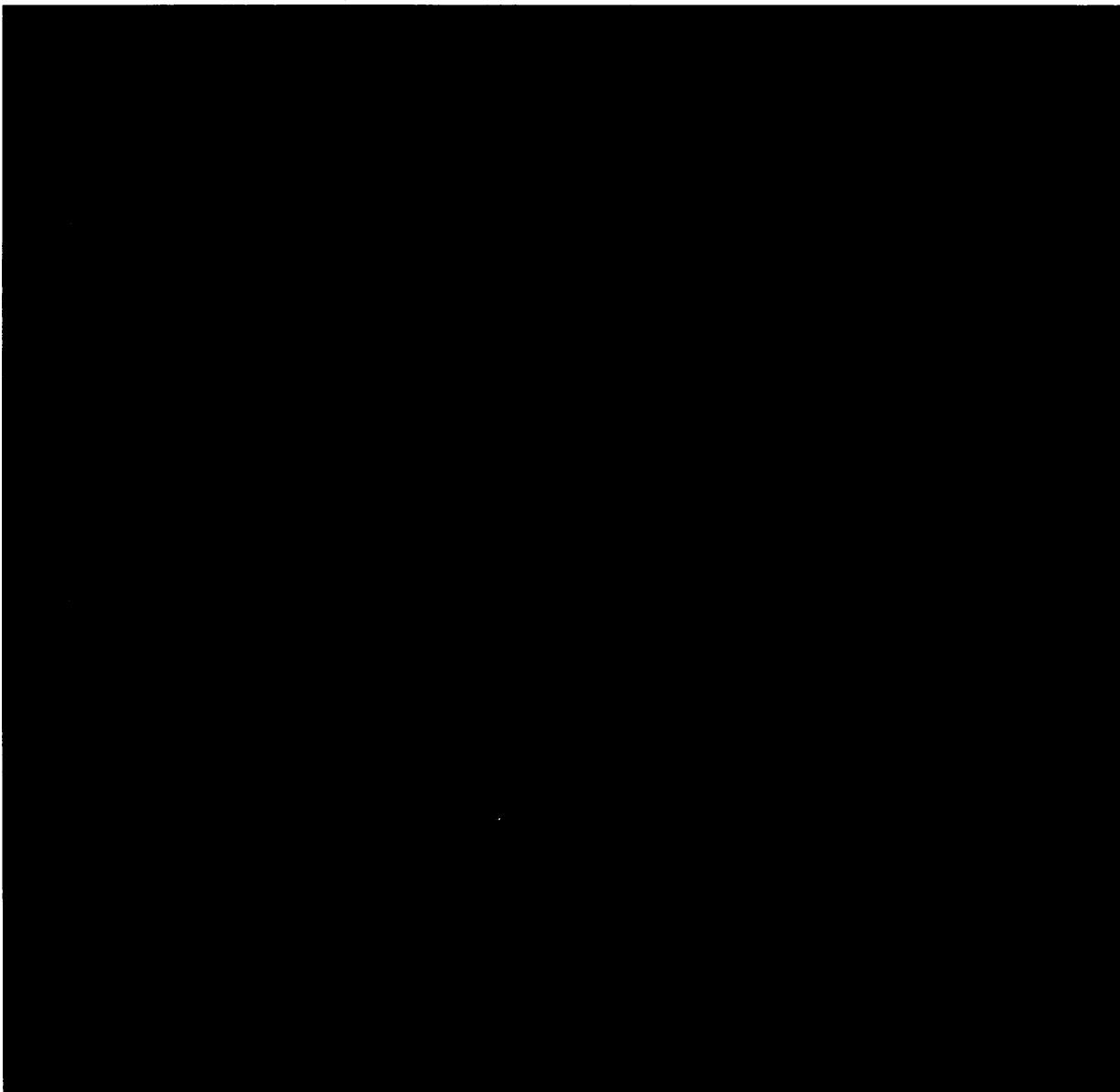


コラム4

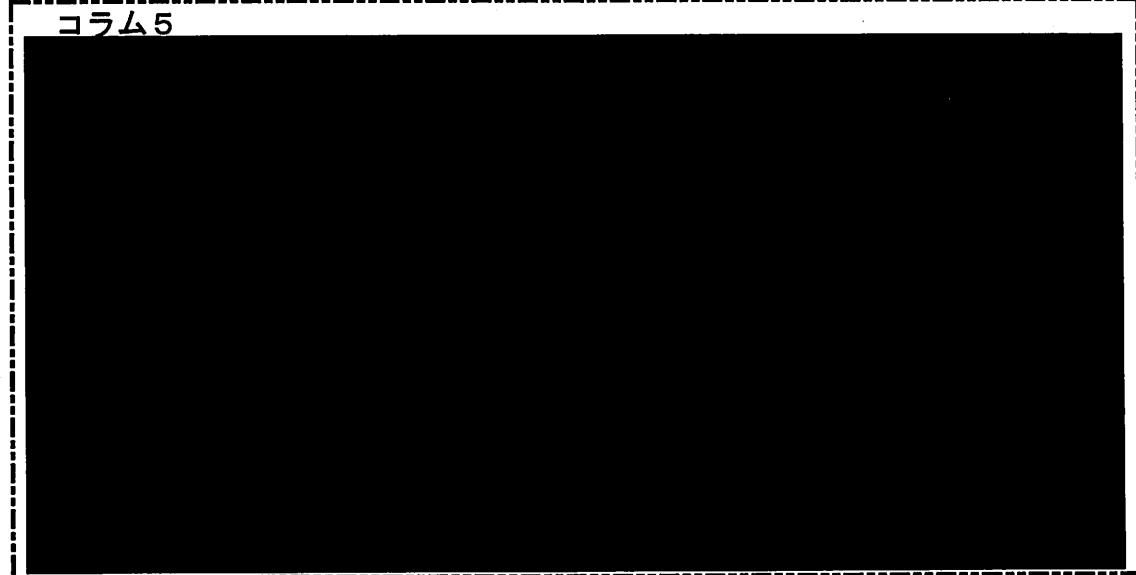


(3)





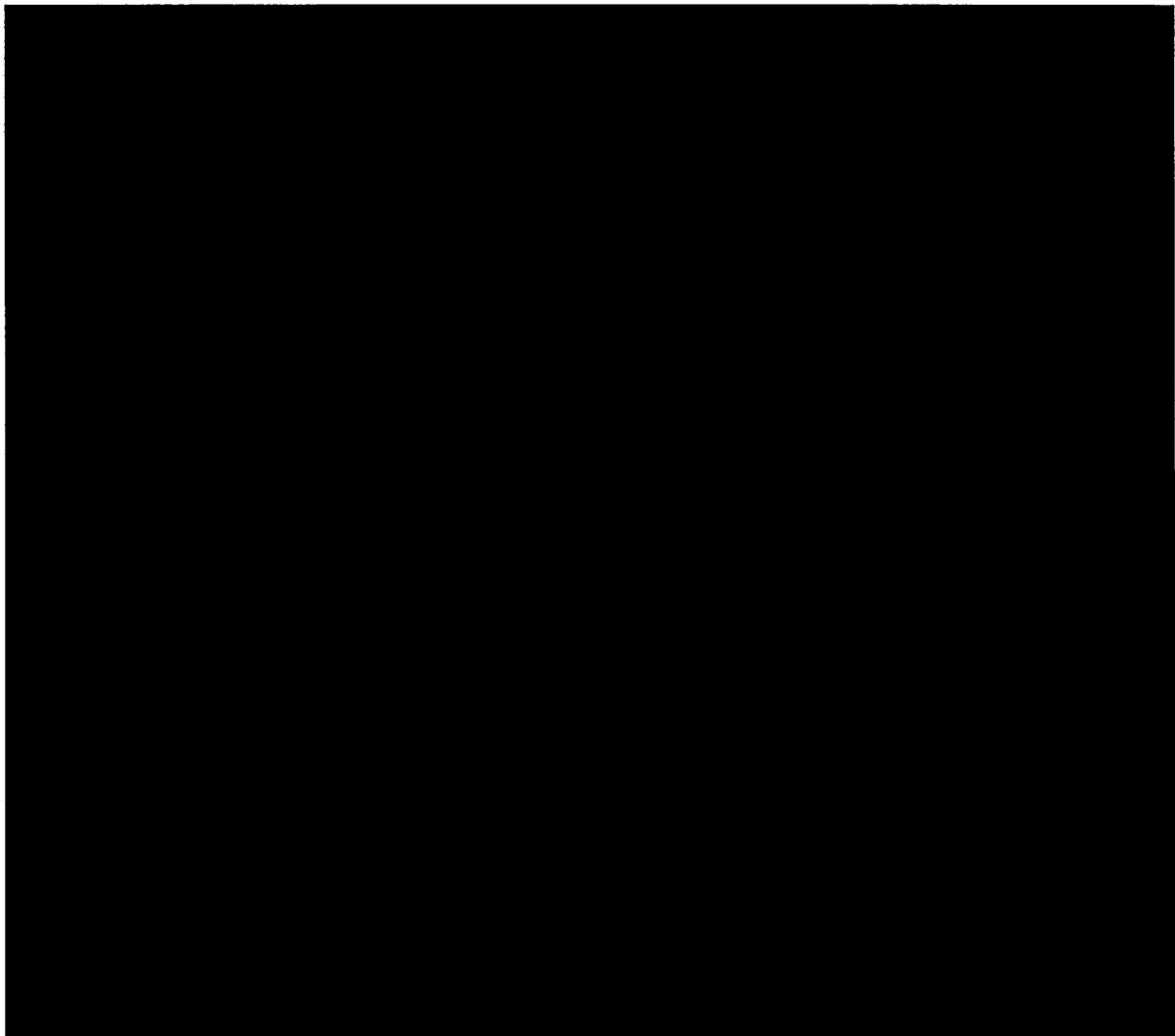
コラム5

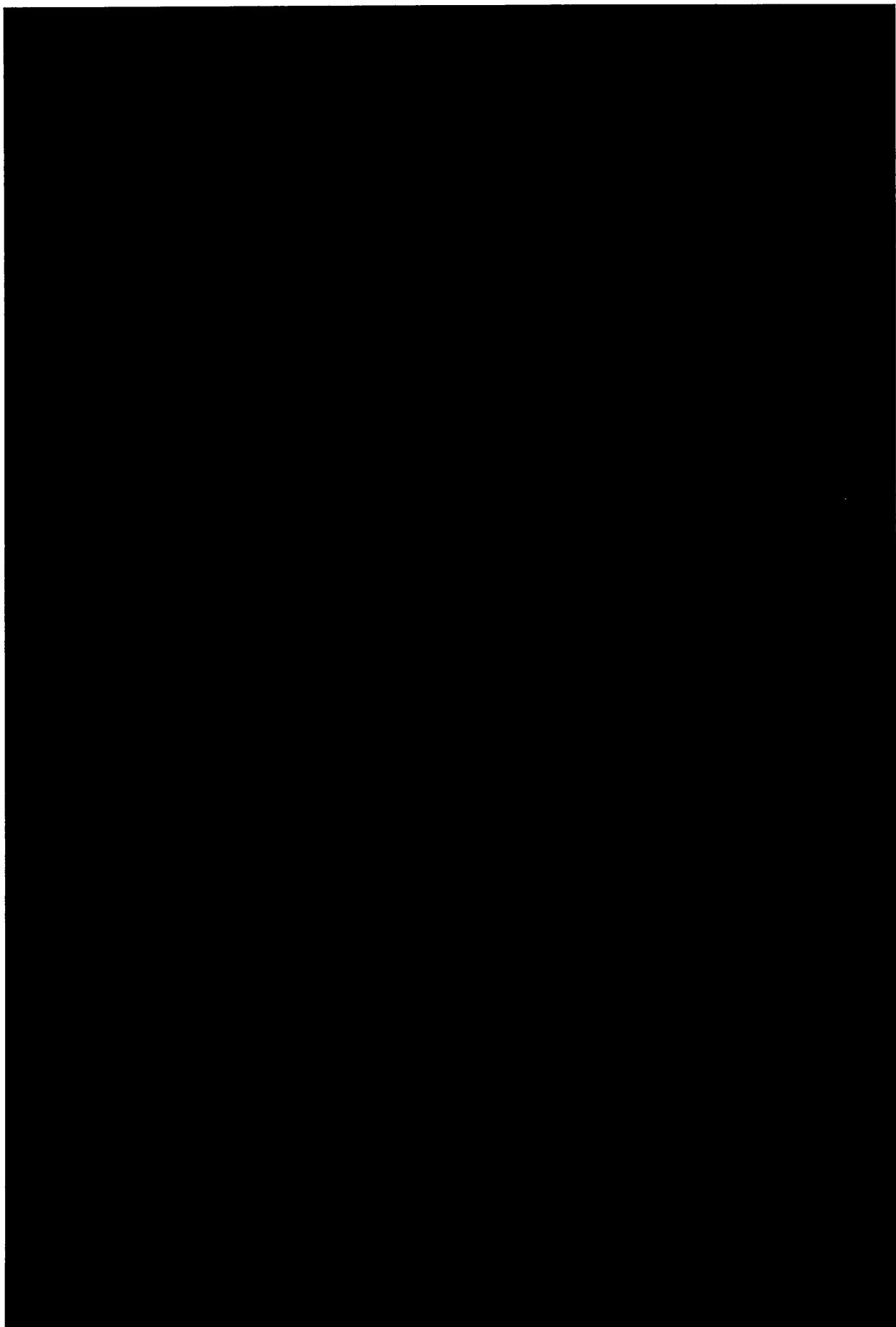




第6

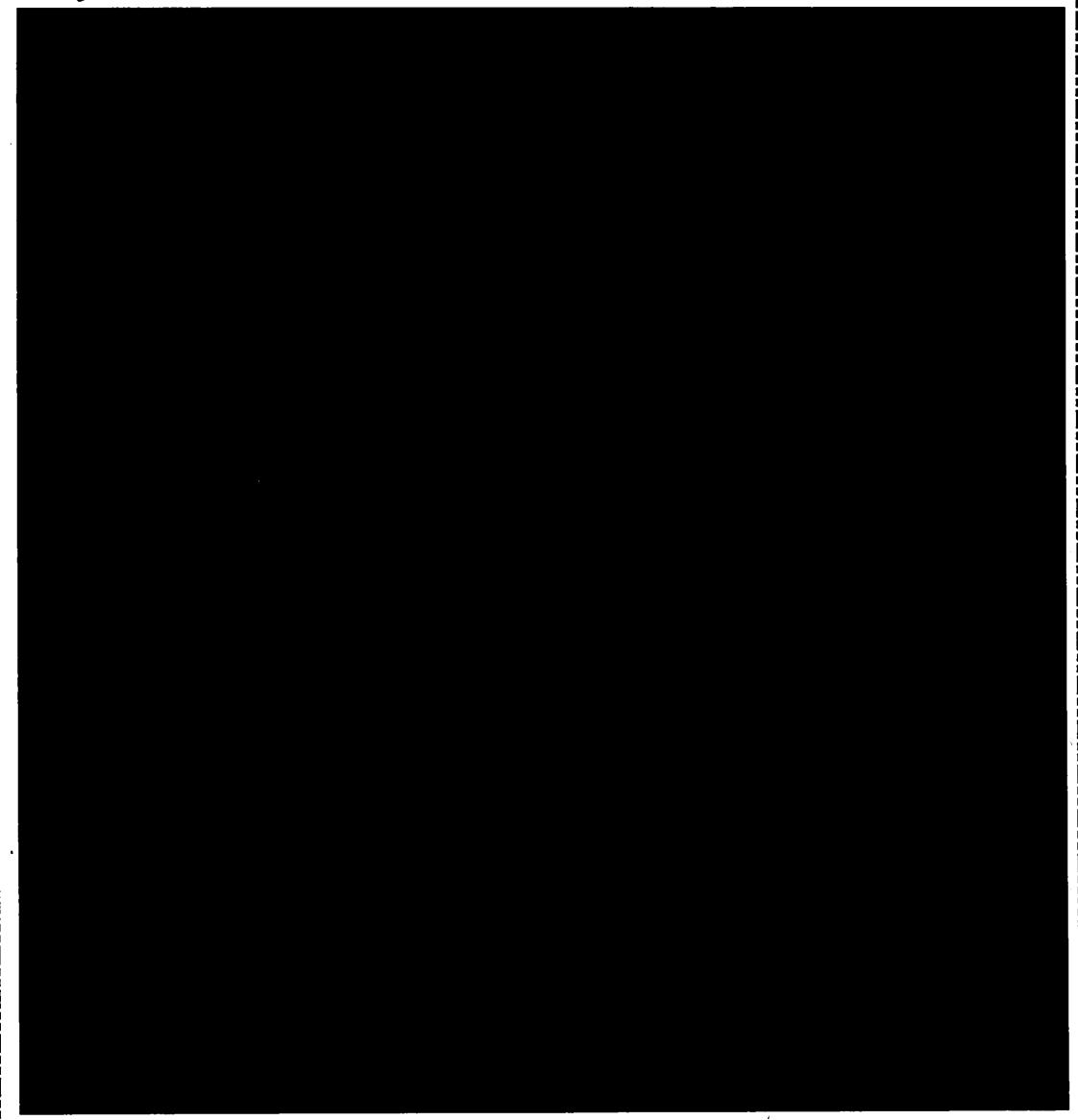
1



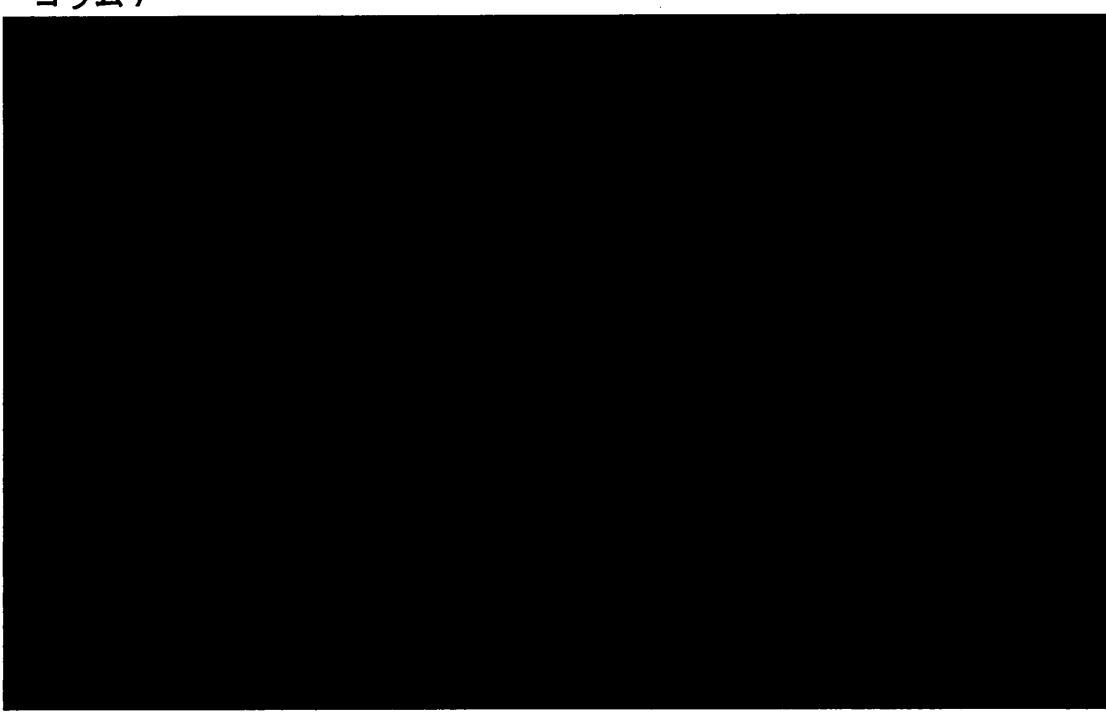




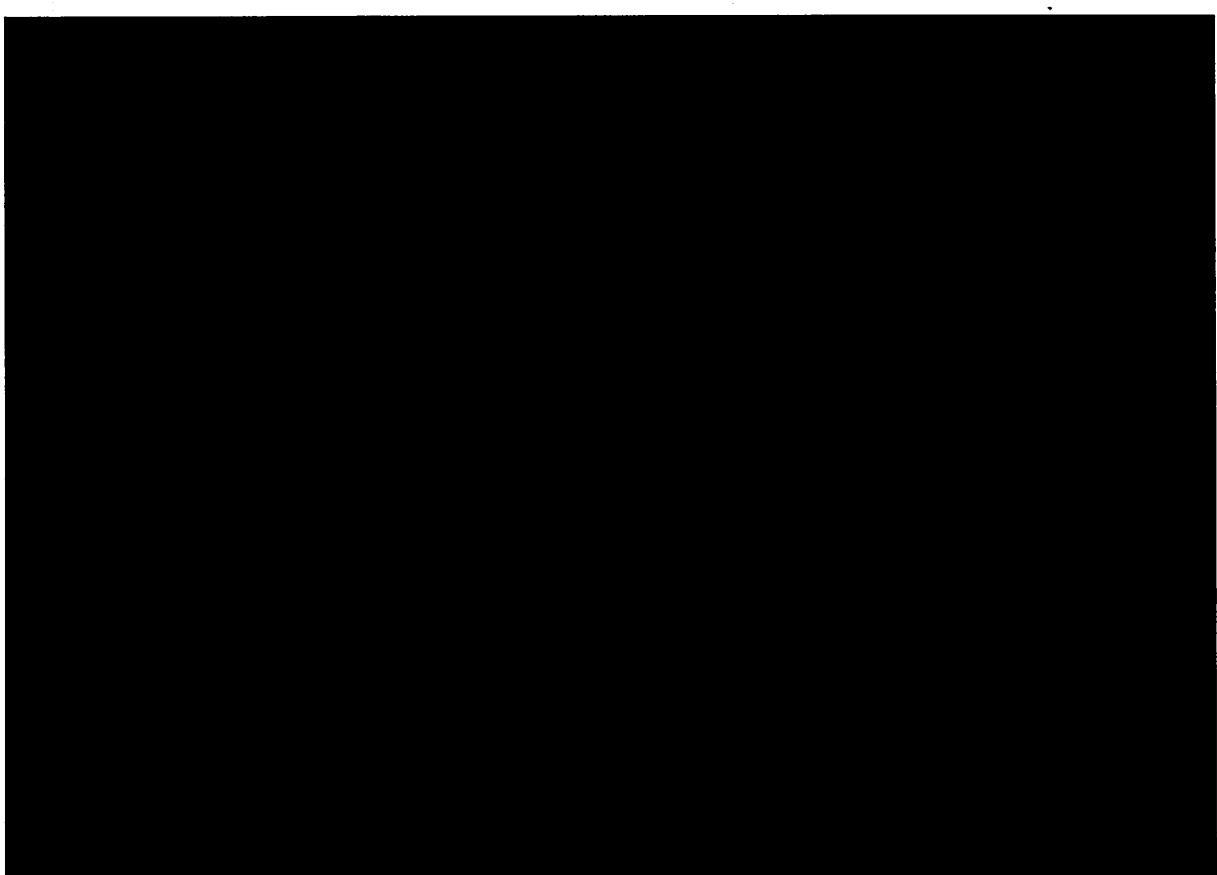
コラム6

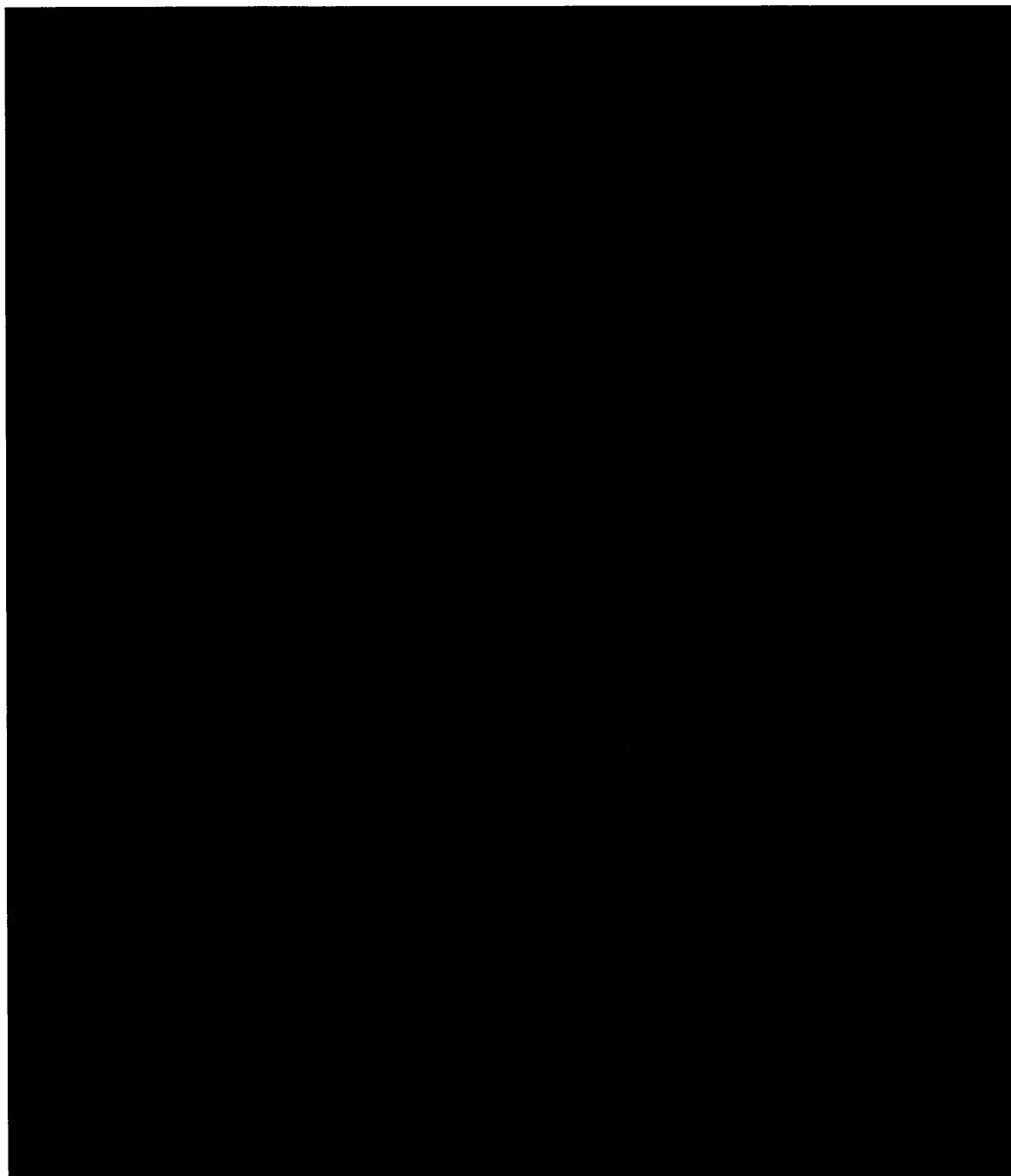


コラム7



第7





1

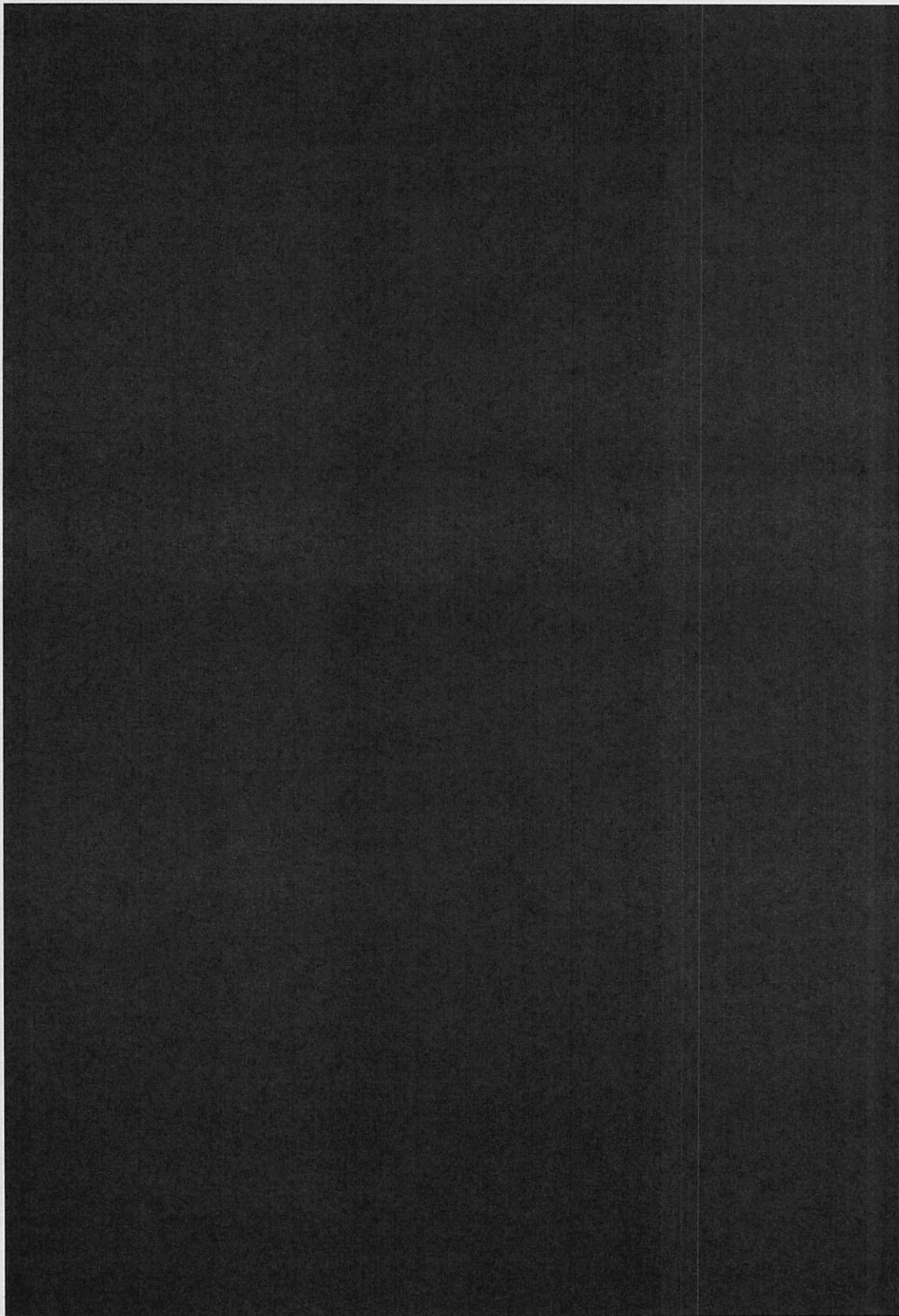


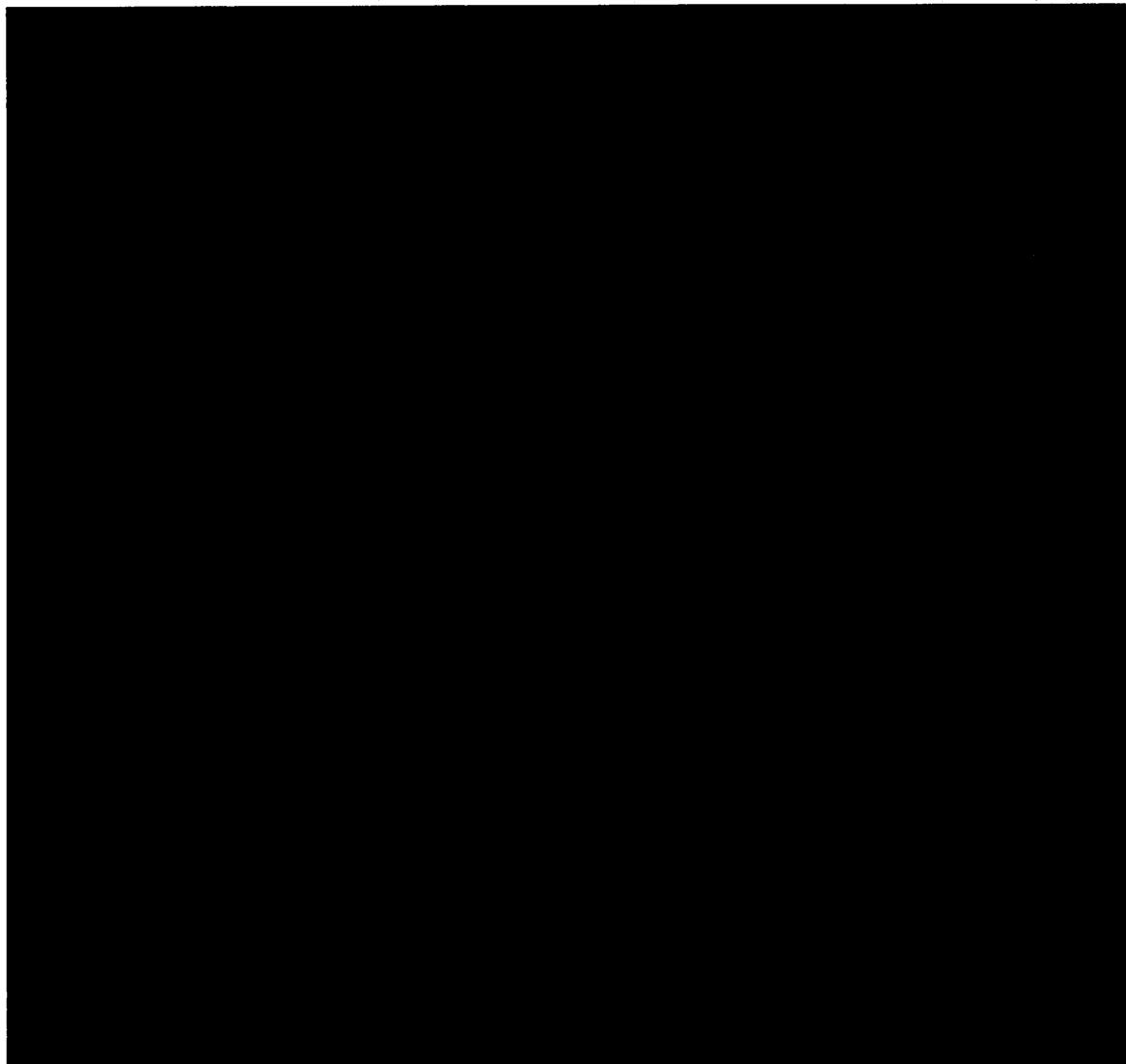


2



第8 終わりに

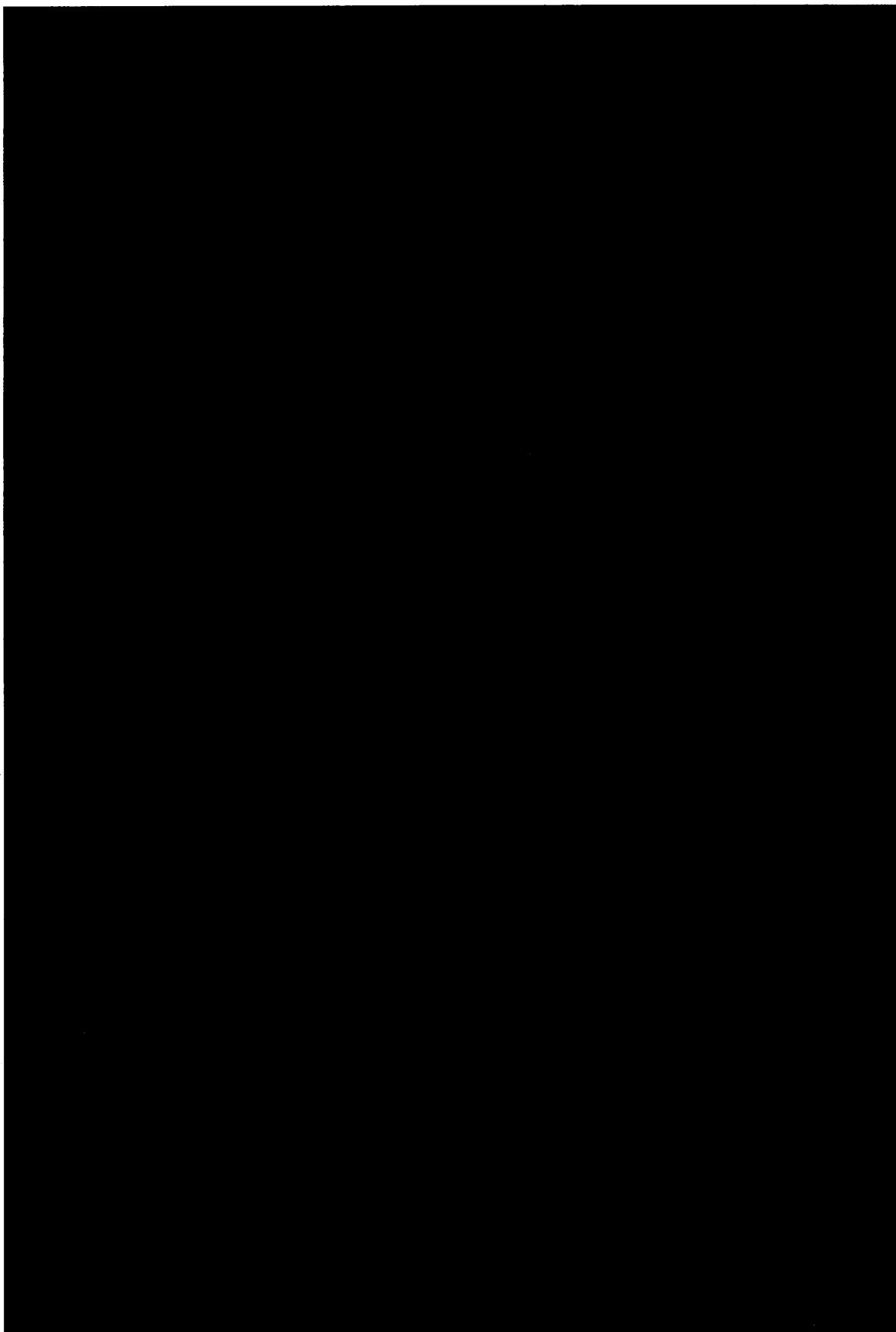


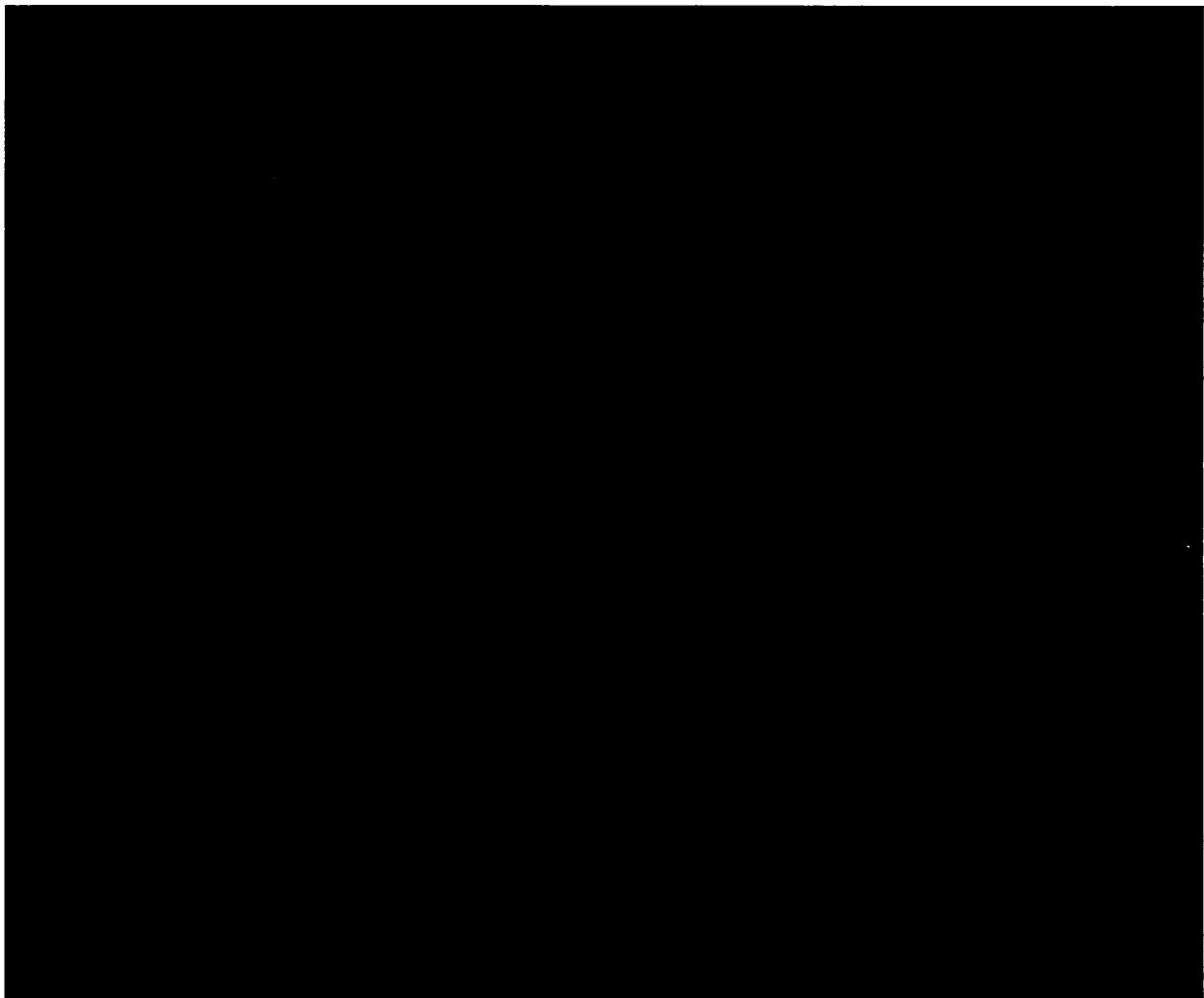


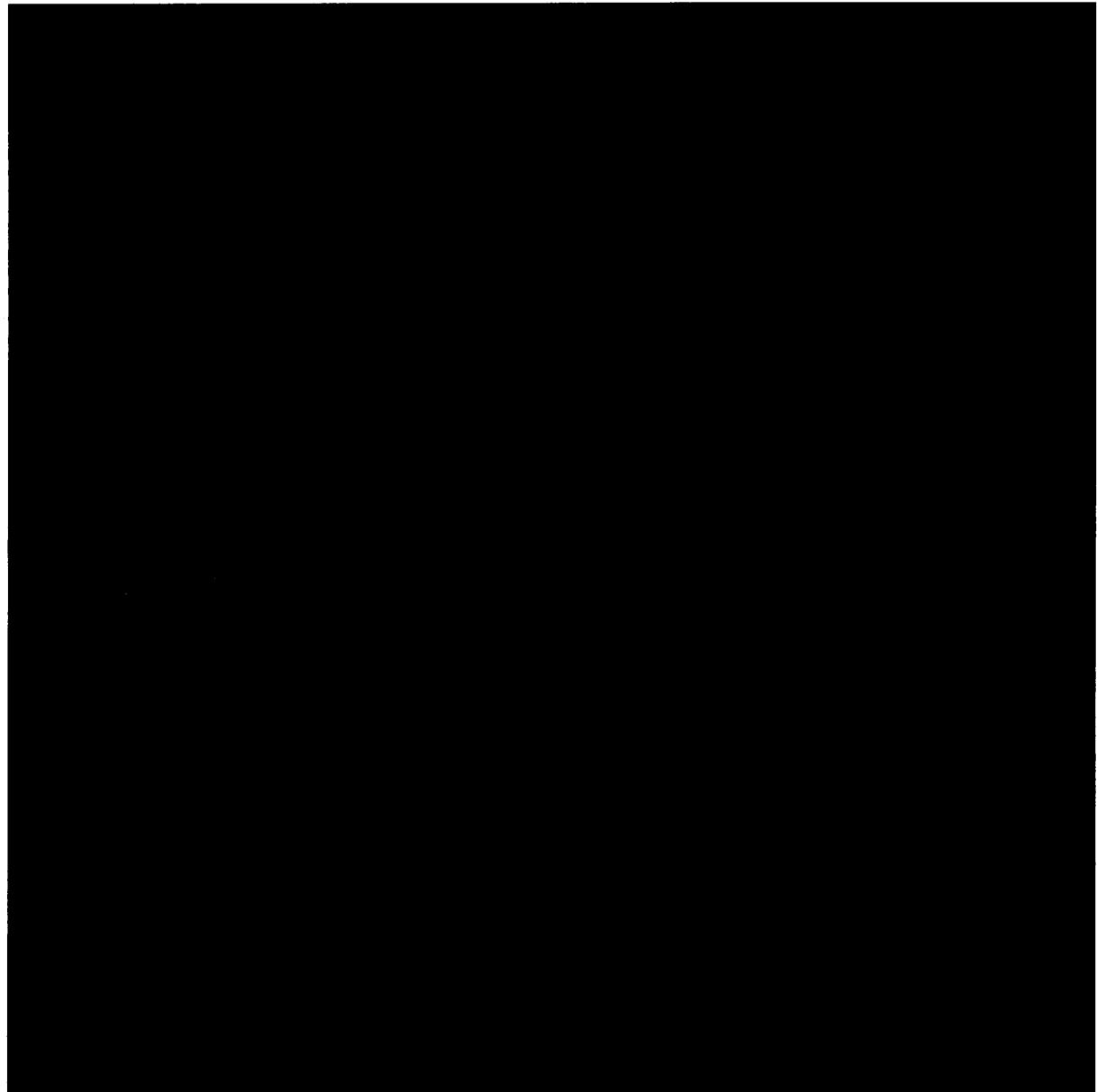
記 錄 編

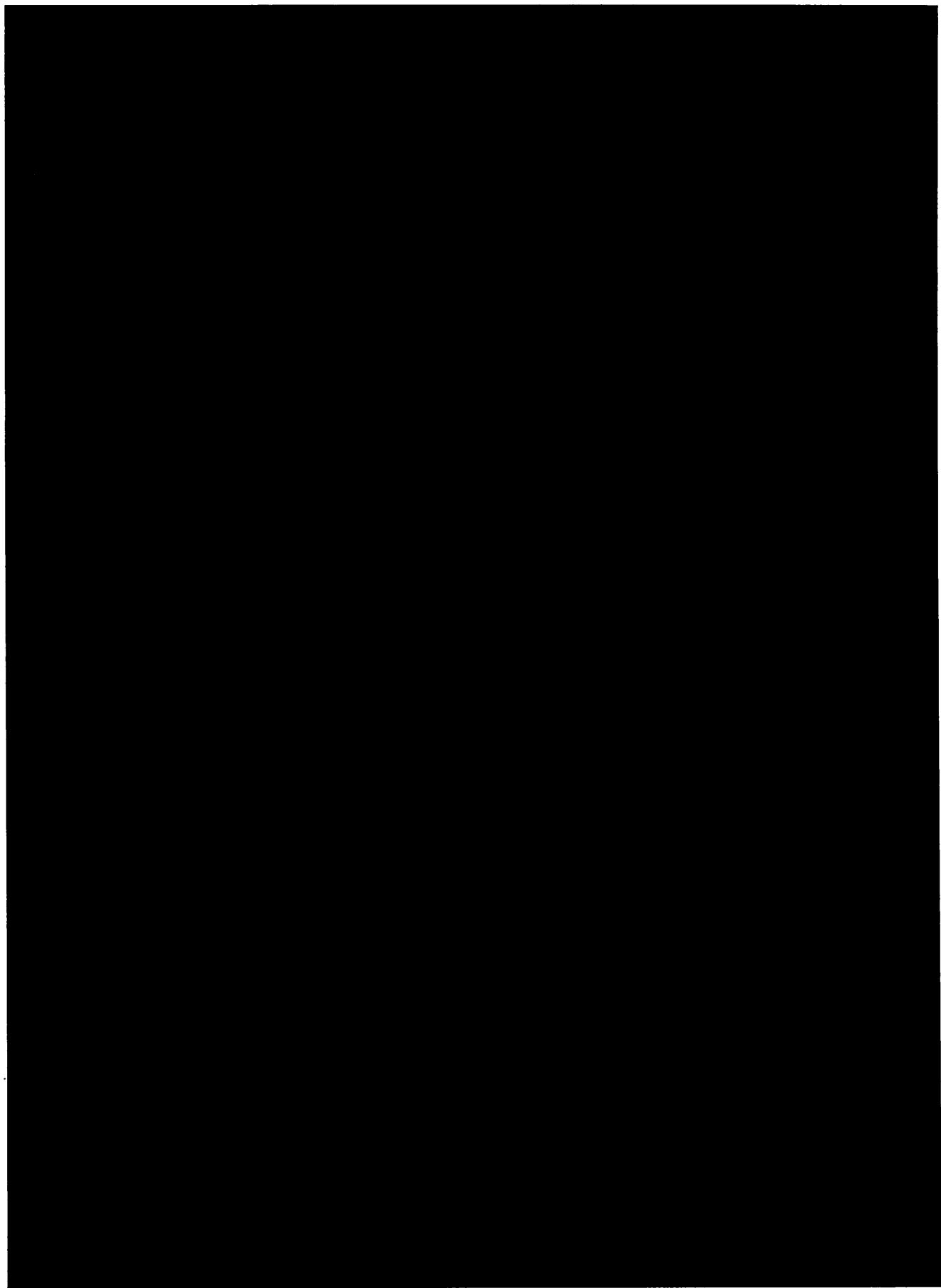
注 意

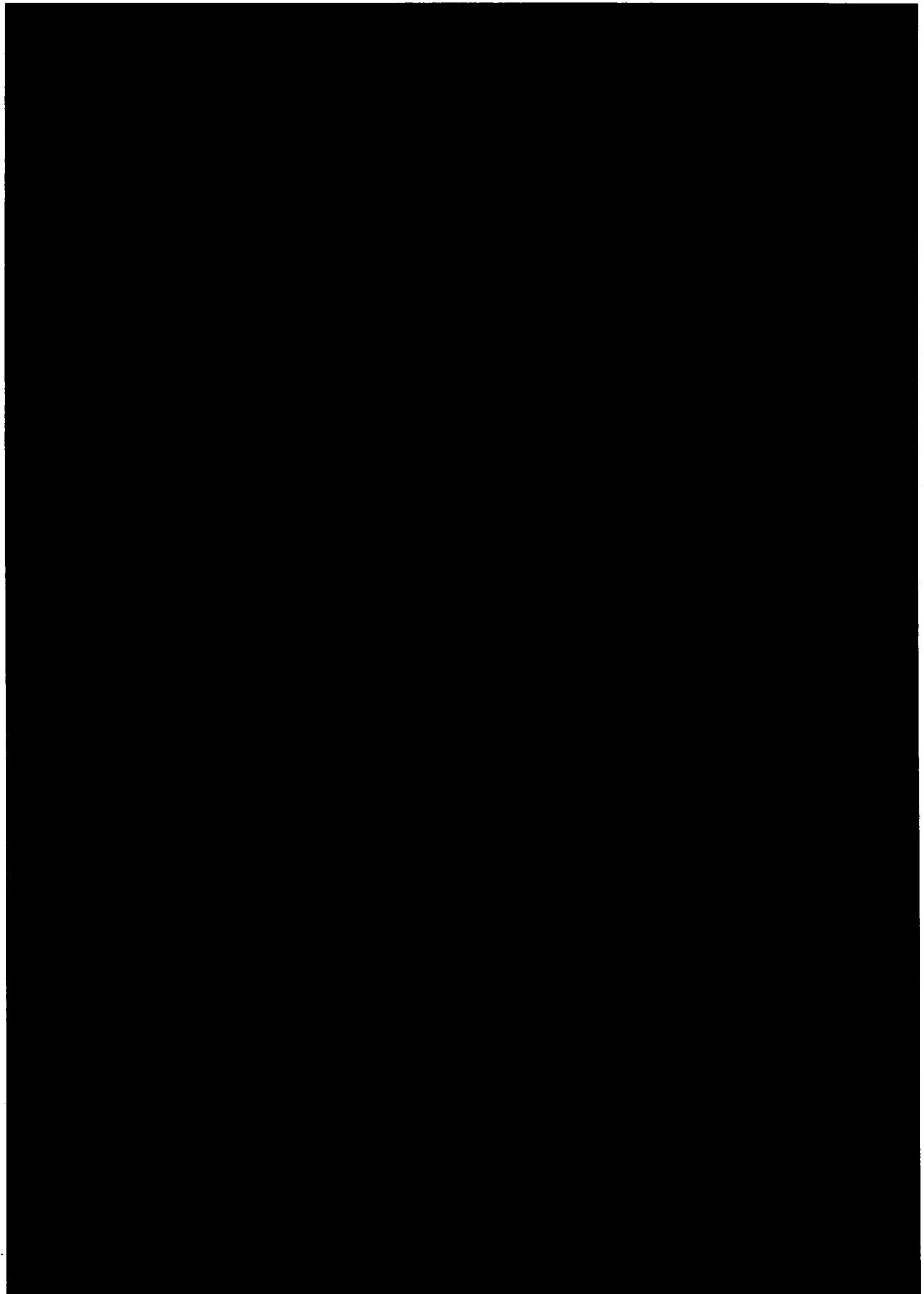
記録編は、全て実在の記録に基づいて作成したものであるから、その取扱いについては、十分慎重を期されたい。

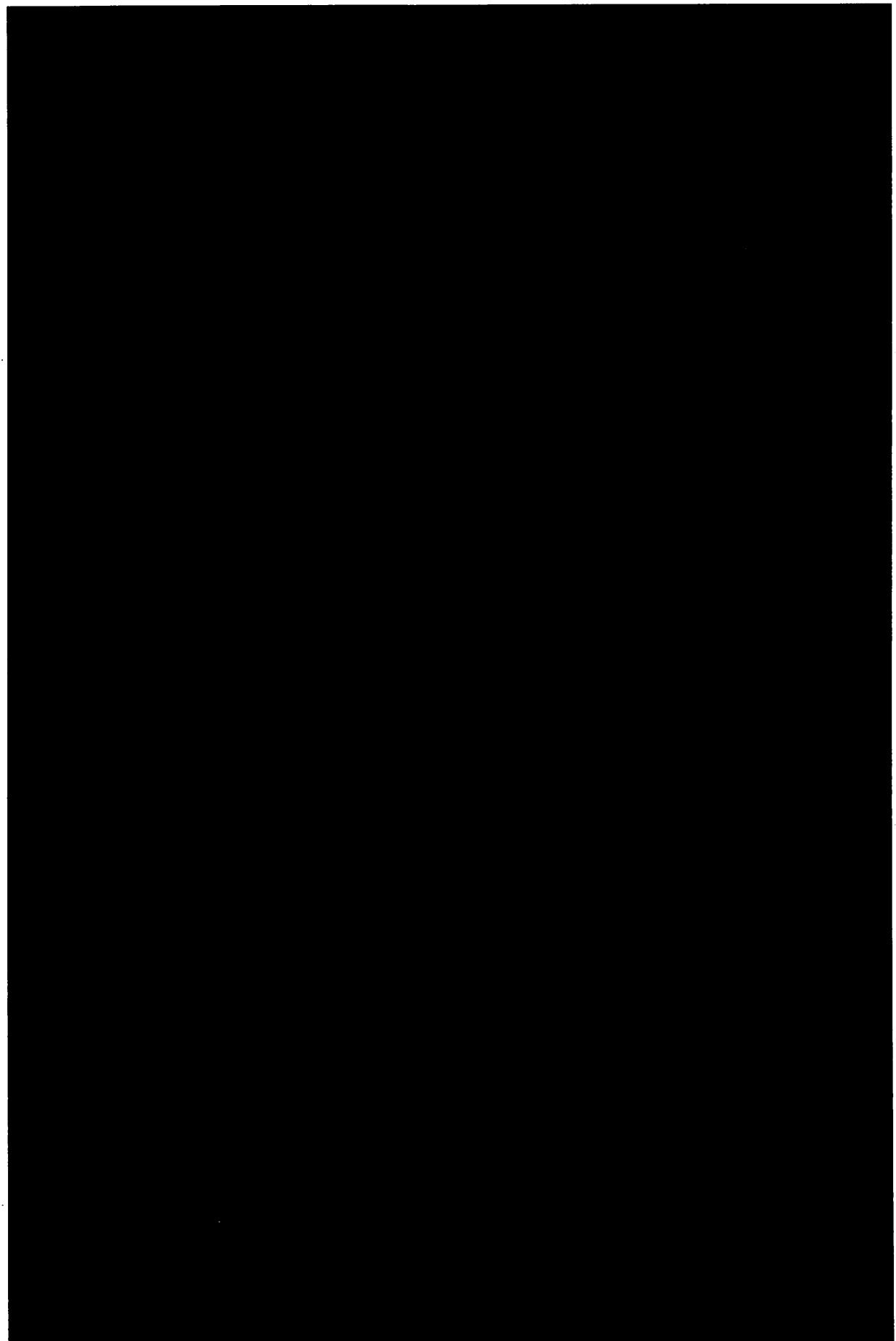


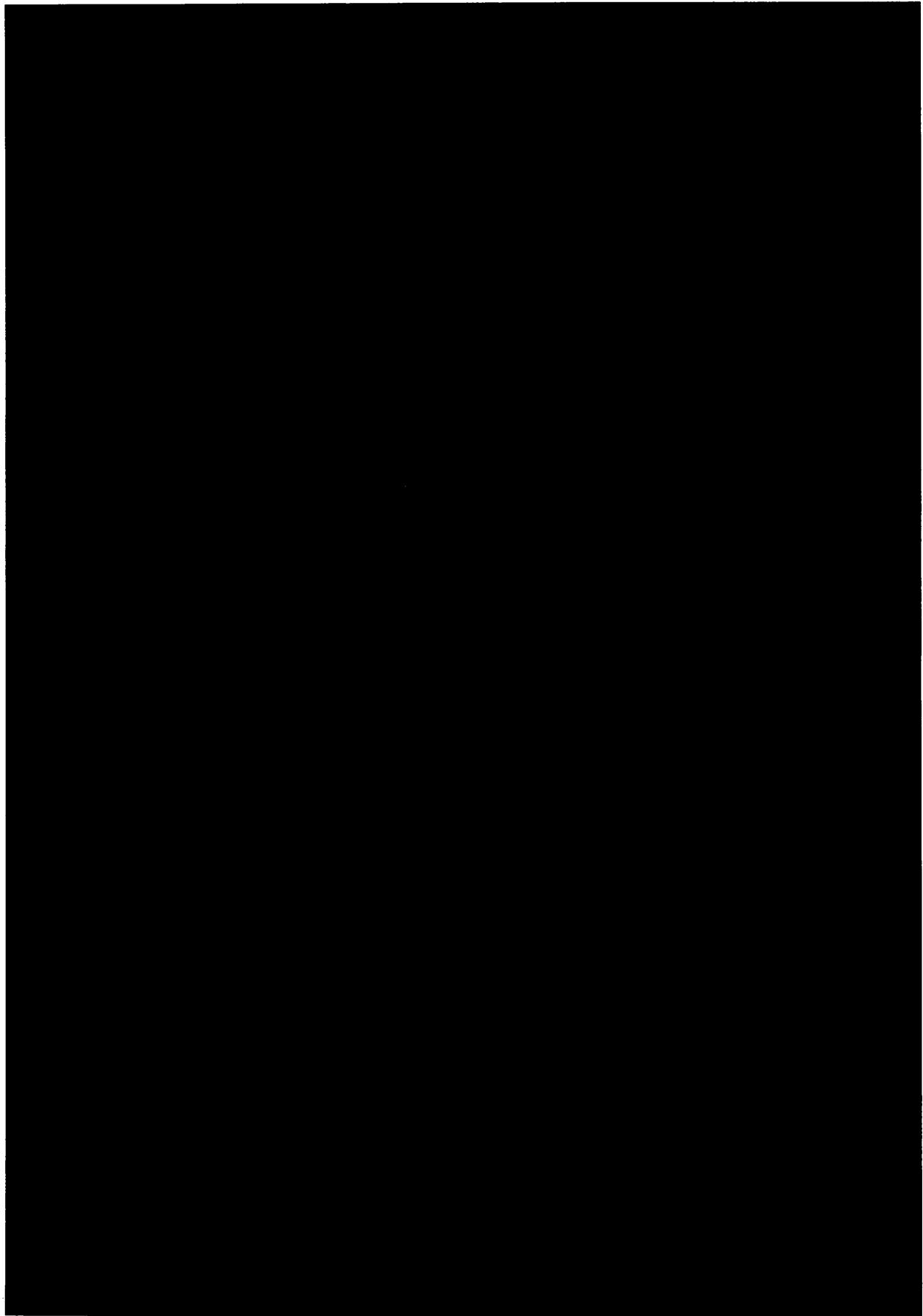


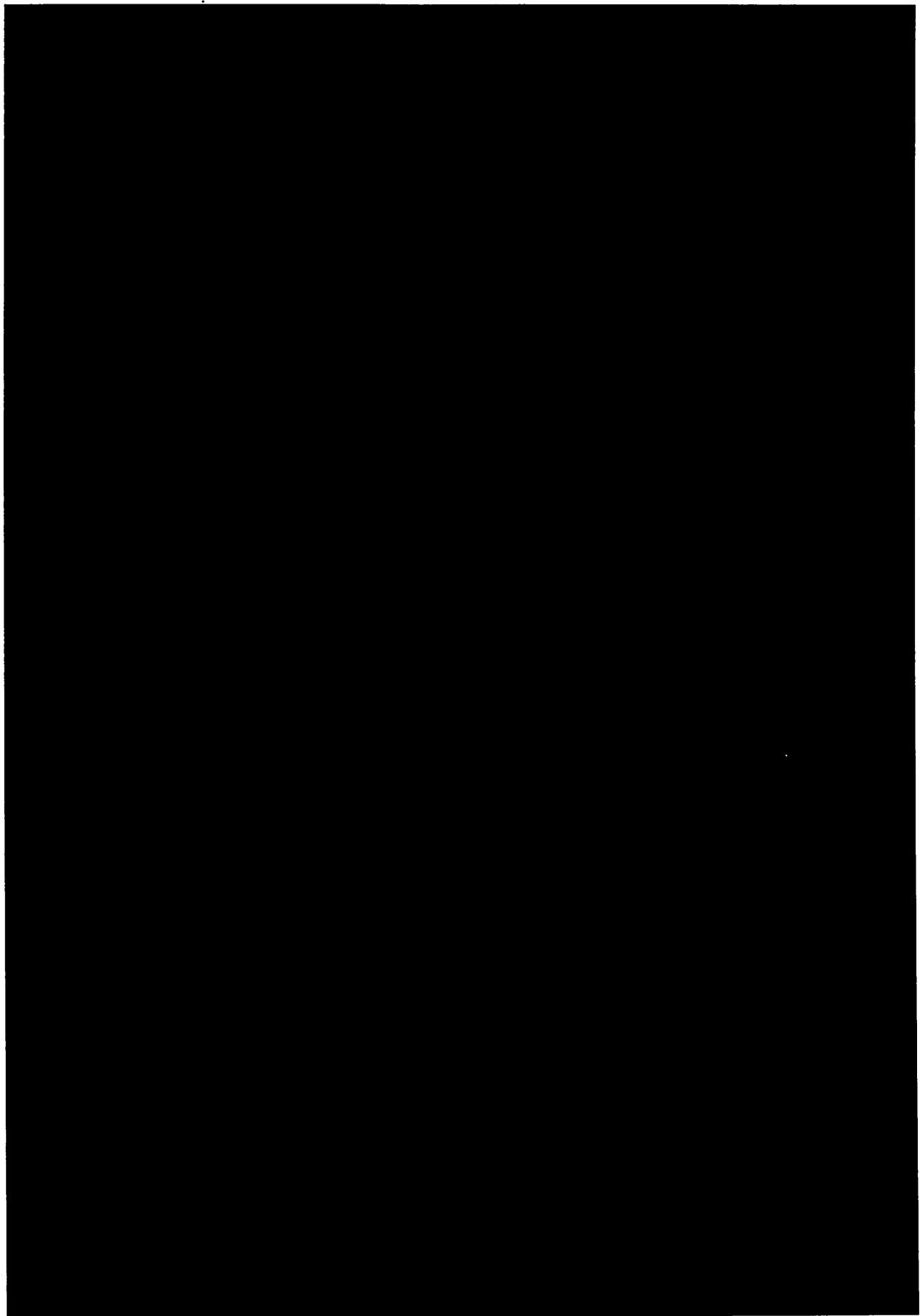


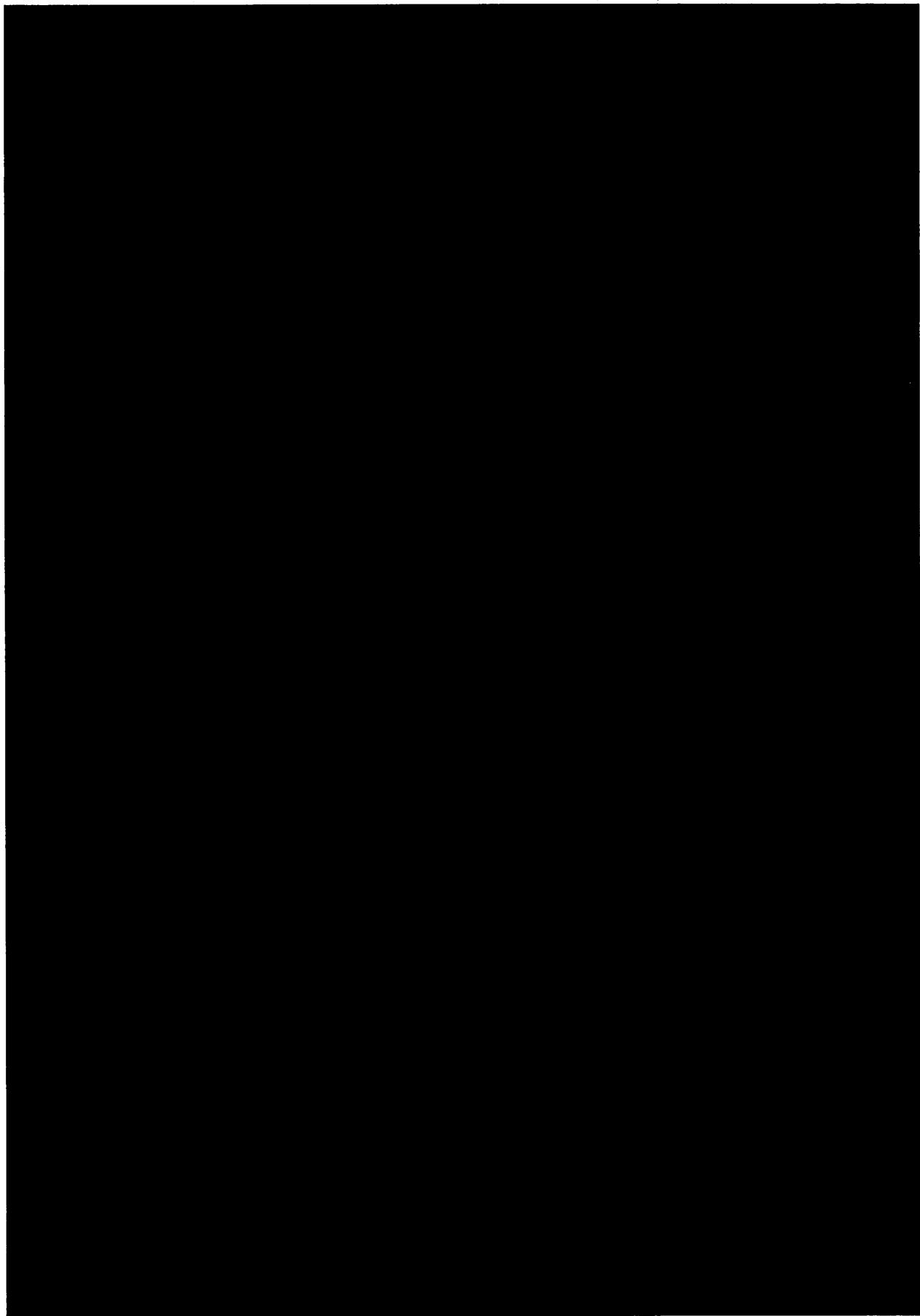


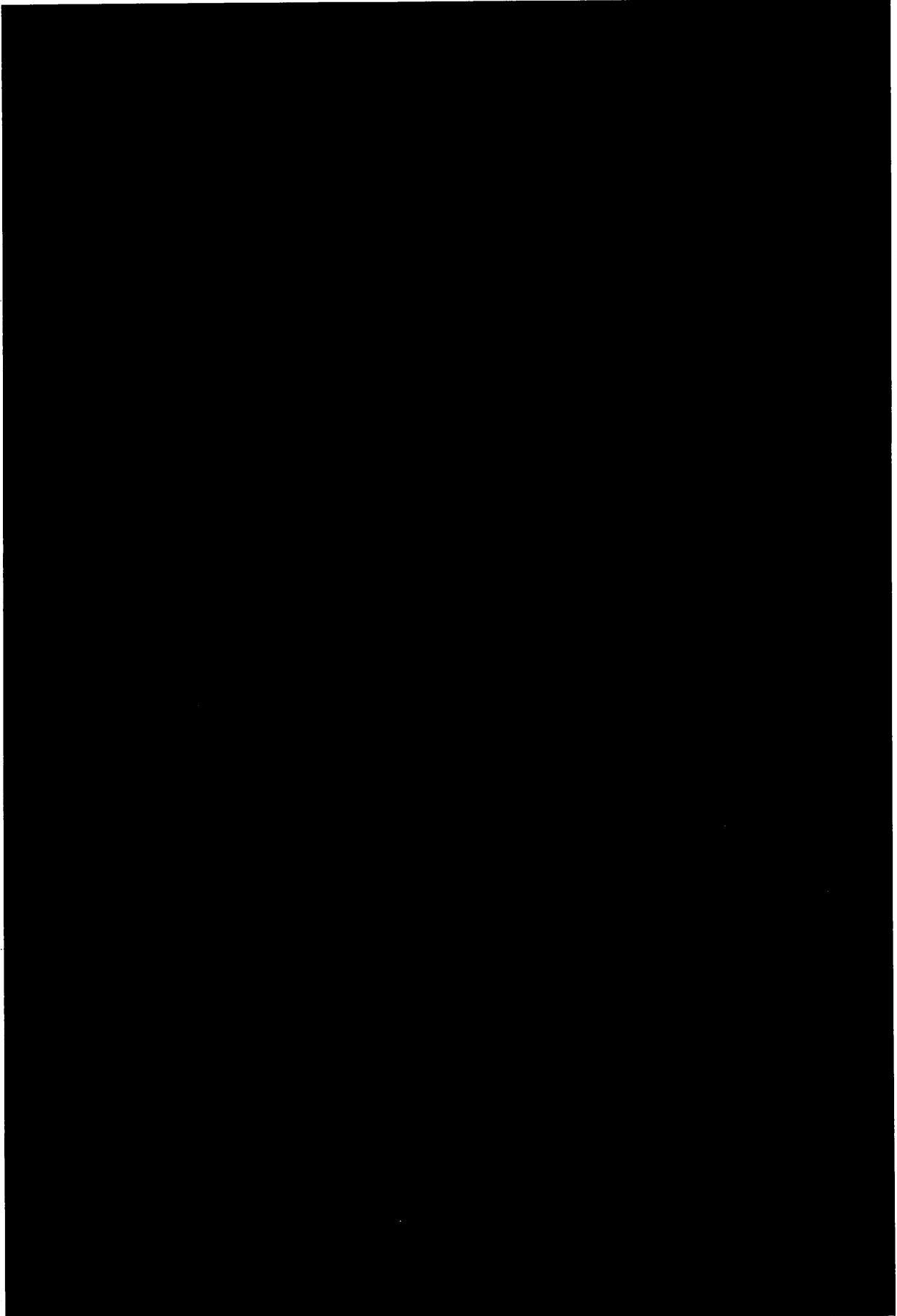


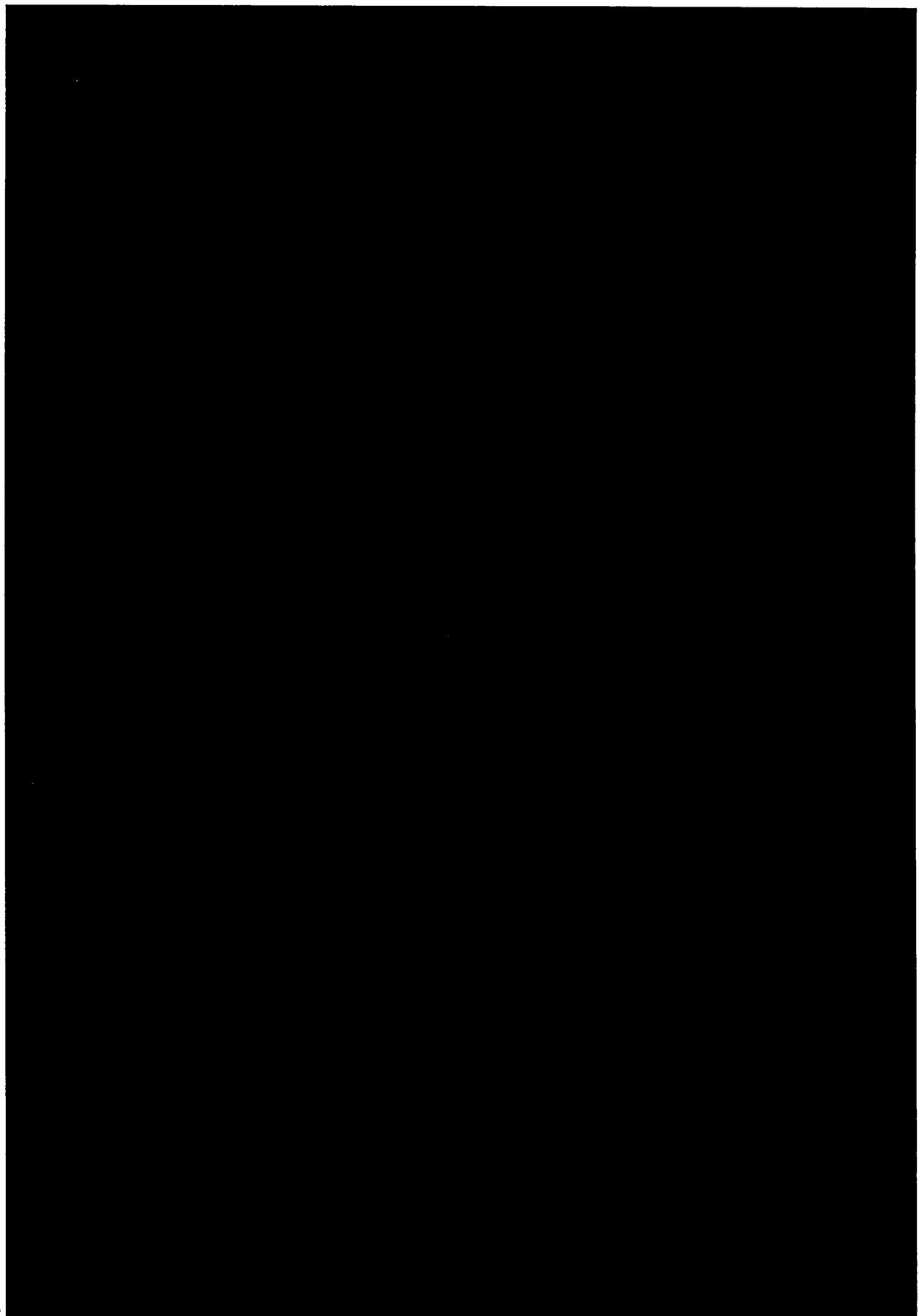


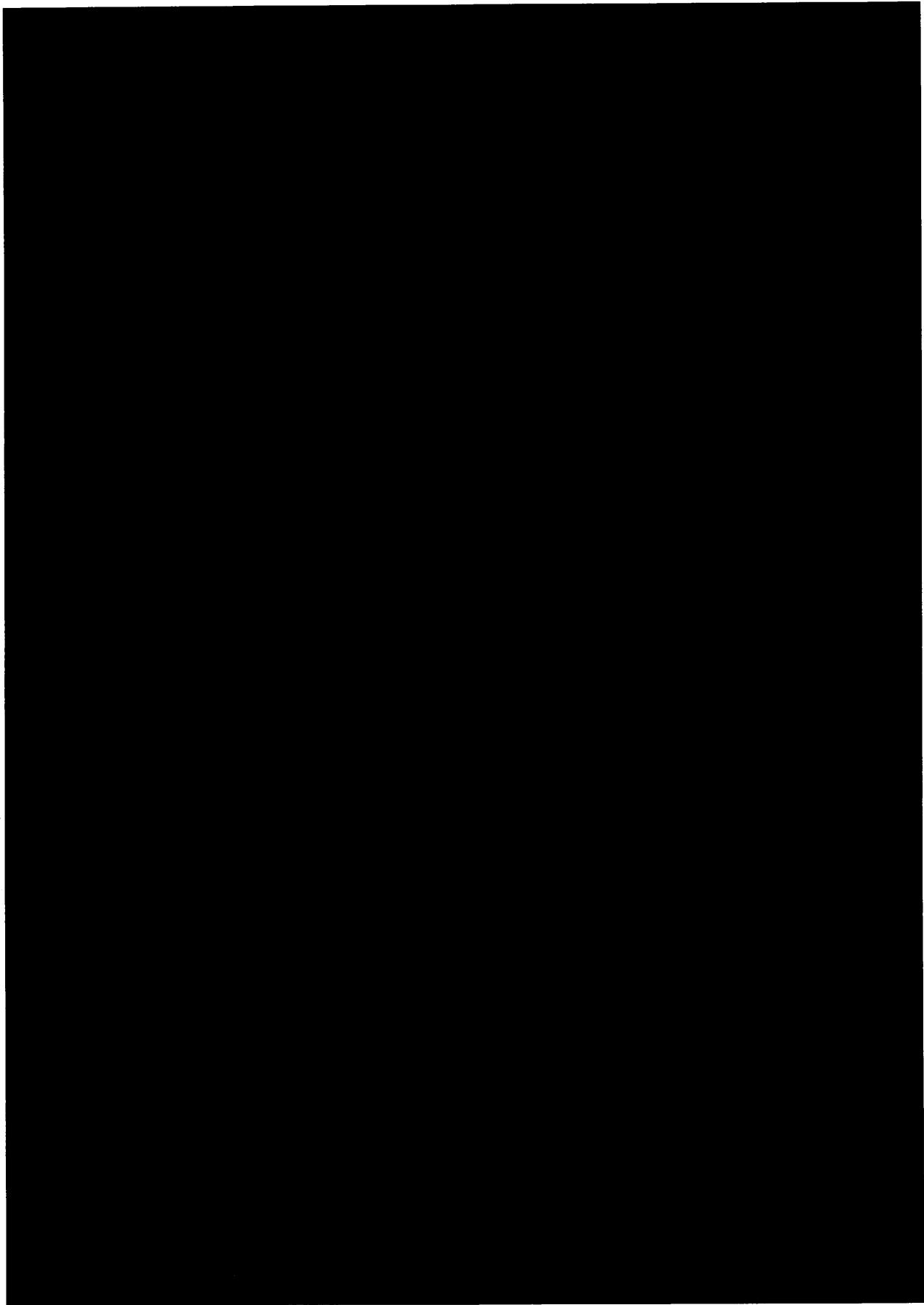


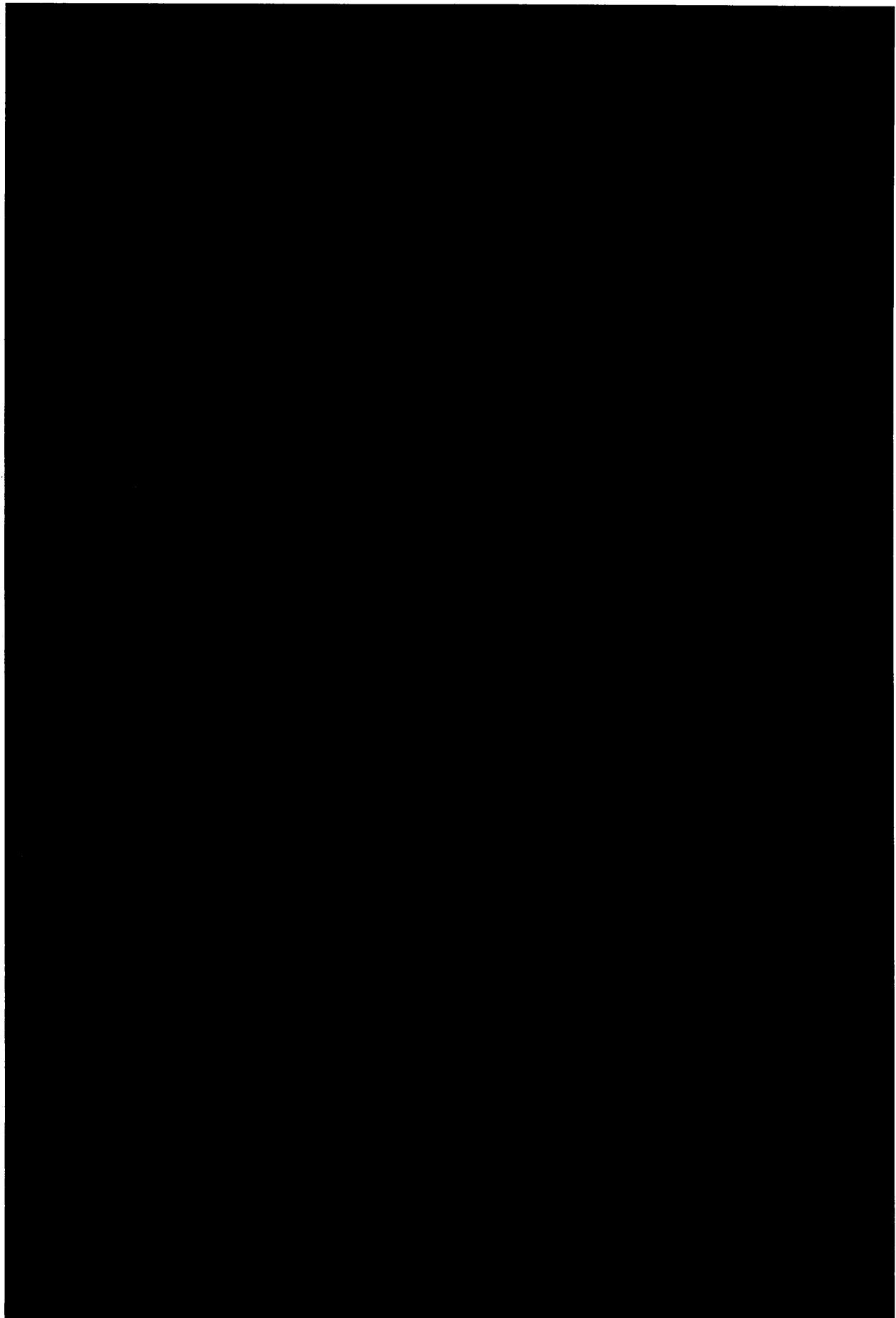


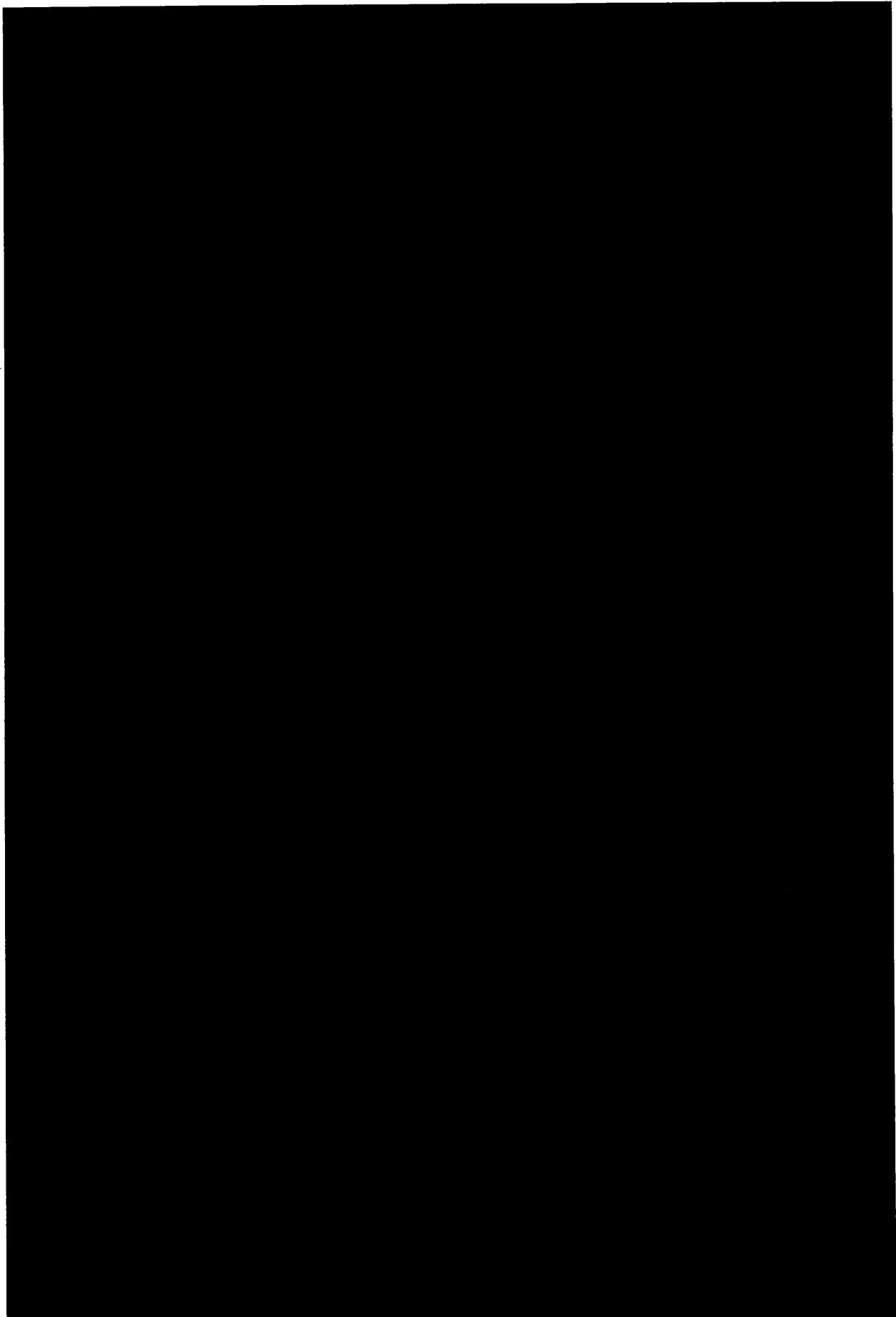


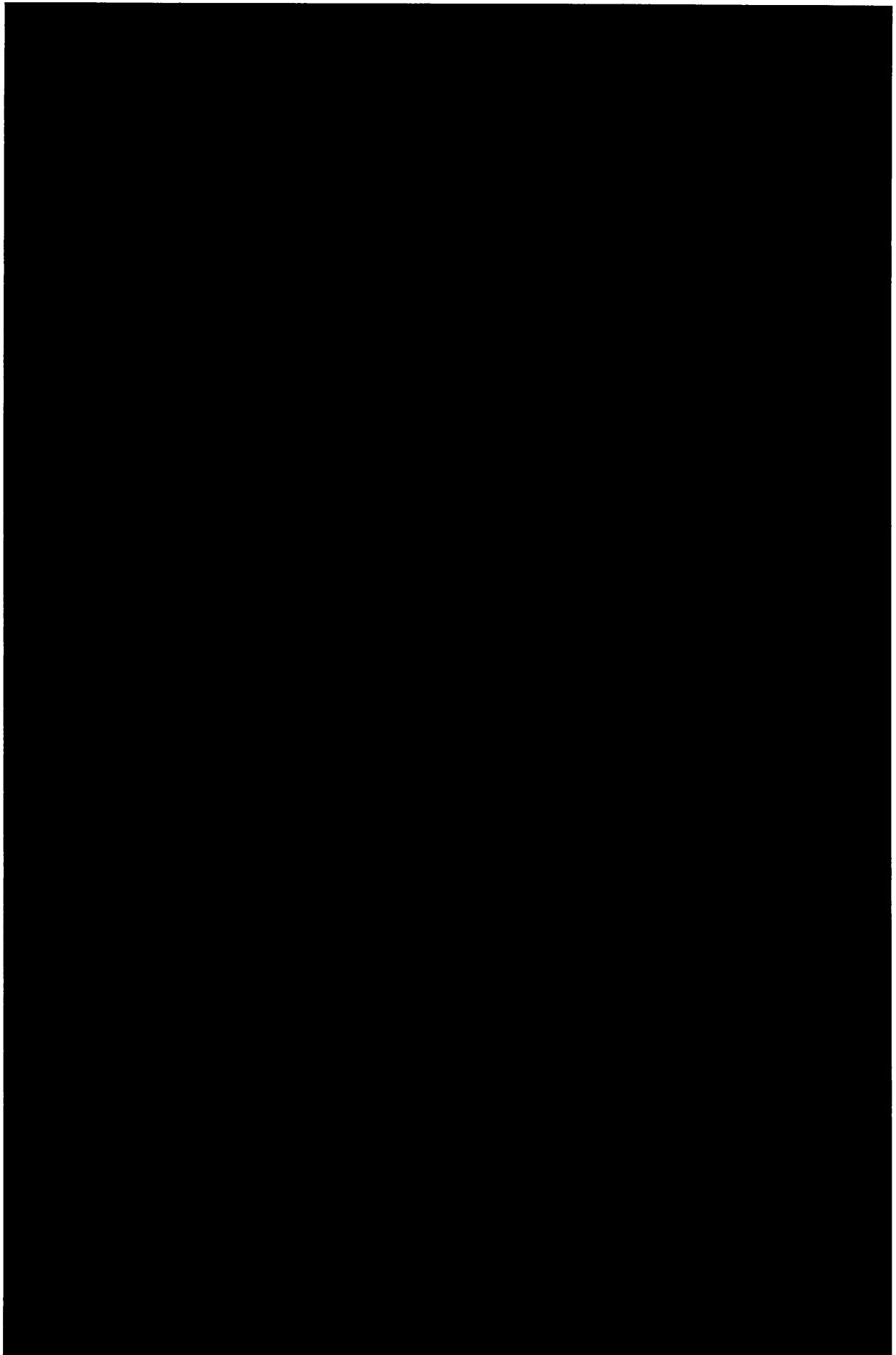


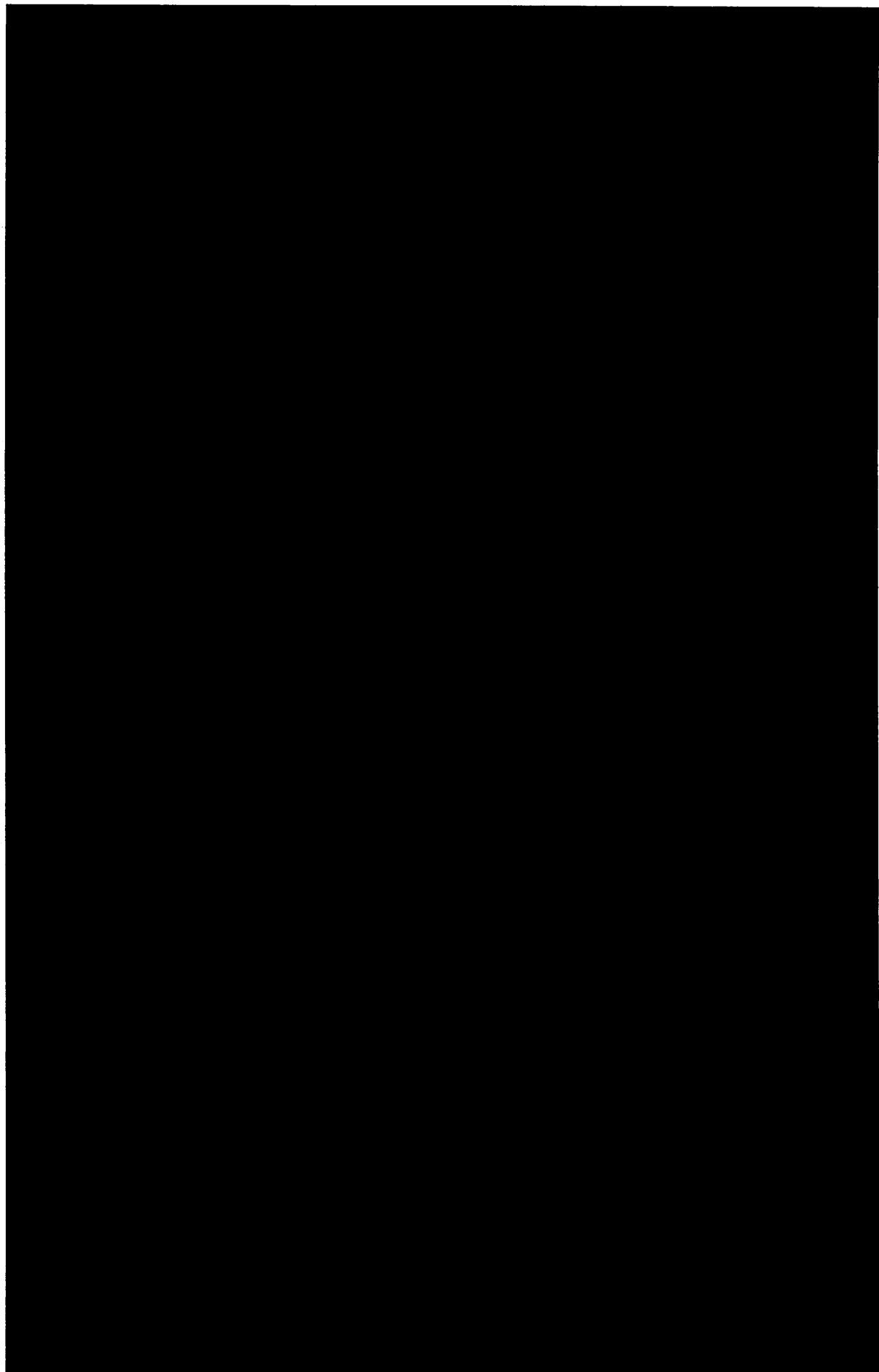


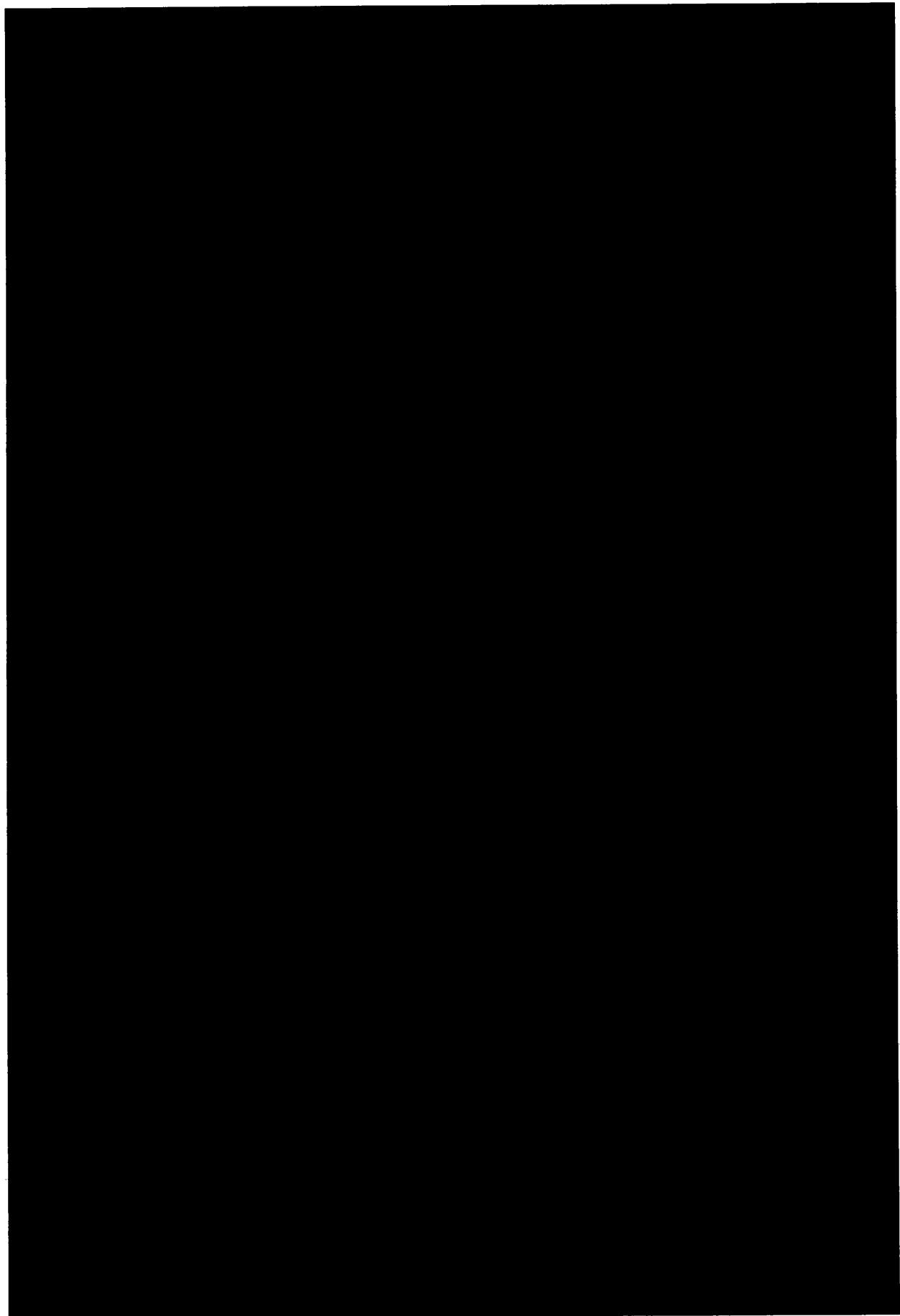


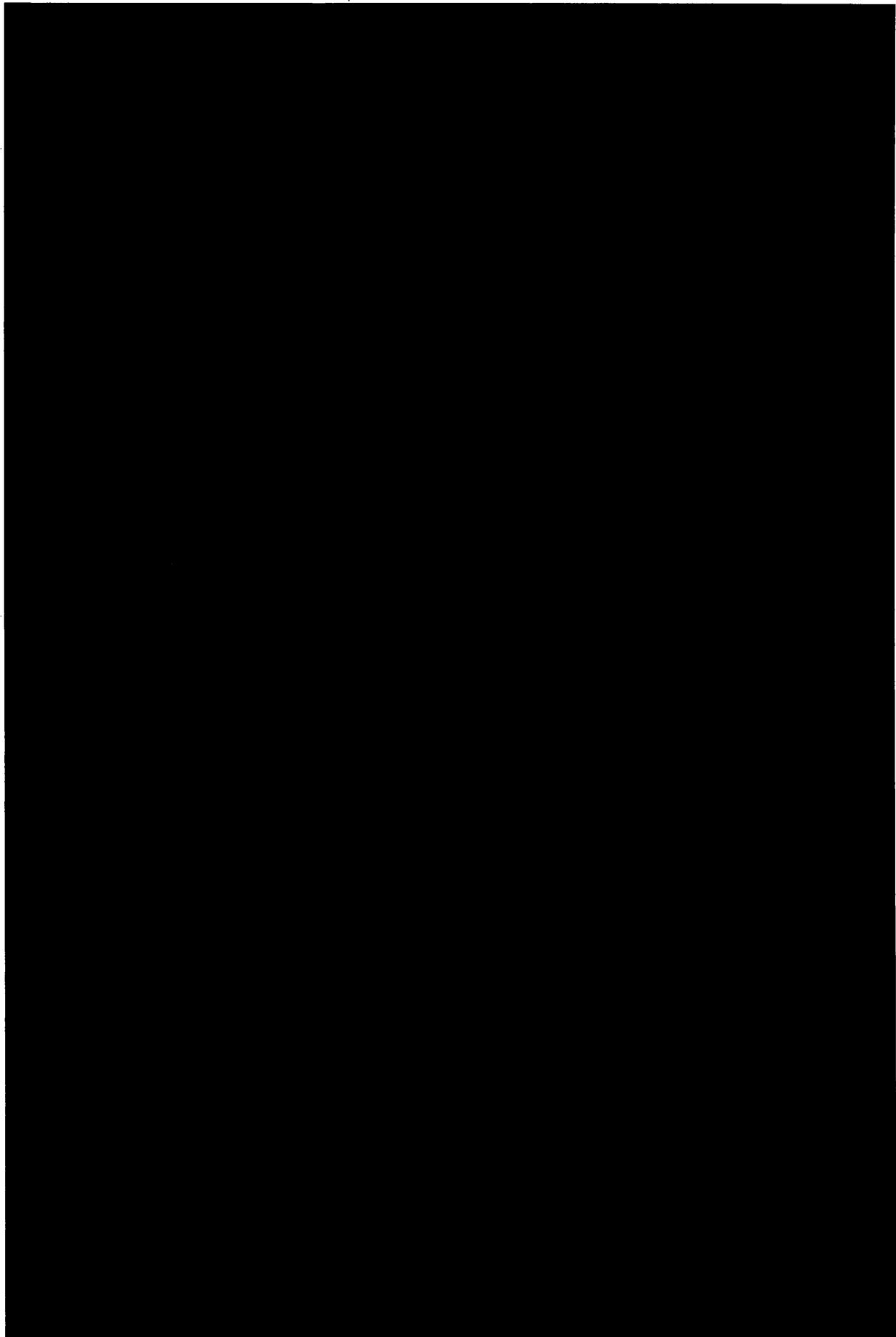














リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。